

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T1KwRtZbH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には
それ以外

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
1.特記仕様書の標準化	01企画・提案を求める水準	1-01-1	準備調査等の企画競争説明書における特記仕様書では、該当するボックスにJICA側でチェックを入れる形式になつたと存ります。これまで、特記仕様書案に記載されている項目はすべてプロポーザルの中に記載し、JICAの実施方針や留意事項を踏まえ事業者提案を行つておりますが、今回の標準化により内規が詳細化いたしましたので、特に規定が量制限がある場合などとあります。準備調査等の企画競争説明書の特記仕様書案を採用している場合は、プロポーザルの第2回においては規定が量制限が少なくなるのではないかと存ります。或いは、プロポーザルの体裁として、特記仕様書案のすべての項目ごとの内容に対応するよう形式を変更しても良いのでしょうか。	必ずしも特記仕様書案の全ての項目とその内容を網羅的に記載する必要はありません。「プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容」の対応を含めて、検討された業務の基本方針、実施するために用いようとしている方法や手順などについて、指定の分量内で記載をお願いいたします。	/
1.特記仕様書の標準化	02業務の目的	1-02-1	特記仕様書の標準化、簡素化の方向性は良いが、業務の実施方法について簡素化いただくのはよいが、特に調査項目について、何を目的として、何を知りたいで開示するのかわからぬない業務があります。	特記仕様書の標準化、簡素化で業務の目的は、スキーム共通の記載としてあります。一方で、業務の目的が明確に決まっているものであり、そのような決まりでいるものは業務の目的で、スキーム共通の記載としてあります。	/
1.特記仕様書の標準化	03業務の背景(案件情報)	1-03-1	今後、技術協力プロジェクト等の企画競争説明書には「案件概要表」が添付されるごと伺っております。「案件概要表」には「日本側投入」として事業者の担当分野が記載されていることが多いと見受けますが、制度改廃後は、同案件概要表に記載される「日本側投入」を参考に、応札者が業務従事者の担当分野を検討し提案する、という理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル評価の視点	2-01-1	技術提案部分においてメリハリをつけることが制度改廃後の目的と理解しています。技術提案部分の評価をするにあたっては、特に協力準備調査などは技術的・工学的な提案が適切に評価されるような運用改善がなされることが期待しています。この点への対応は如何でしょうか?	二点挙げたいだとうな点を強化しようと検討し、評価項目が細分化されて評点への反映が難しかった点を、項目の組合せにより見直しを図りました。事業部の評価者の理解、マイナーセットの変更に向けた働きかけを行うとともに、調達・派遣業務部門での評価時の確認を行い、引き続き向上を図ってまいります。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル評価の視点	2-01-2	「要員計画／作業計画等」の配点が從来より大幅に増加していますが、具体的に評価の視点はどのように変わりますか?	プロポーザル作成ガイドラインに各項目の評価基準について記載されていますので、ご確認ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル評価の視点	2-01-3	1章のバックアップ体制で、安全管理を担当する人は、組織の管理職である方が望ましいでしょうか。(管理職でない場合、得点に差がつきますでしょうか)	評価の視点は特に変更はありません。今回、業務主任者(業務管理グループを含む)以外の業務従事者の評価で「要員計画」で評価するにあたっては、從来よりその評価の視点で、業務従事者の配置、担当分野、格付けの構成、業務実施上重要な専門性の確保について評価するようにしております。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	01プロポーザル評価の視点	2-01-4	専門時に実施するフレイング調査に関して、評価配点表の「業務主任者等としての経験」の中で評価される理解でありますか?具体的にどのような配点になりますでしょうか?以前は企画競争説明書に配点が明示されていましたが、最近は記載されていないようですが、専門性の高さを評価するにあたっては、専門性度合いに配点が充てられるのか等、目安をどこで教示頂ける幸いであります。	特段、配点の割合については決まっておらず、各選定委員の判断に委ねられています。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-1	様式4-1(その1)に記載する類似業務は過去10年以内とされているが、10年以上前の業務について記載した場合、評価されないのでしょうか?評価される場合は、経過年数に応じて評価が遞減されるのでしょうか?	10年以上前の業務については記載いただいても評価致しません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-2	10年以内の意味について、案件開始時は10年より前であっても、契約履行期限が10年以内であれば評価いたるのであるのでしょうか?	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-3	10年前の類似業務案件で記載したいものがある場合、ギリギリ10年超の場合でも、やはりもう完全に評価されないので切ったほうがいいという判断をしなければいけない可能性があるということでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-4	類似業務の経験について履行終了後10年内の案件が評価され、履行期限後10年以上の案件は評価されないのであるが、1コサルタント等の法人としての経営能力と3年未満の業務従事者の経験の両方とも同じ考え方でよいでしょうか?	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-5	プロポーザル作成ガイドラインの10ページにおいて、サ)業務等從事歴経験が様式4-5(その1)だけでは記載しきれない場合には、様式4-5(その2)に記載してくださる上限と規定されたのがご教示くださいませでしょうか?	プロポーザル作成及び評価の合理化、簡素化の観点から上限を設けました。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-6	プロポーザルガイドラインの(3)業務從事者予定者の経験・能力(P10 サ)のとおり、様式4-5(その1)様式4-5(その2)に上限10件で業務等従事経験を記載することになっておりますが、この10件(限り)は、 ①業務主任者(類似業務) ②業務主任者(業務主任者)経験は基本ここでしか評価されないので類似業務より優先) ③類似業務(類似業務)は様式4-5(その3)での評価に比重が置かれるため ④~③の優先順位と考えよろしくでしょうか? また、様式4-5(その3)に記載した類似案件3件については上記の10件に含めなくてよろしいでしょうか?	1 優先順位についてですが、ガイドラインの別添資料2に記載の通り類似業務等の経験も業務主任者の経験も「3年程度で70%の評価」を基準としています。さらに、それぞれ加重要素も記載しておりますので、それらを踏まえて適宜10件を設定いただけますようお願いします。 2 様式4-5(その3)に記載いただきた案件は、上記の10件に含めるか含めないかのご判断はお任せします。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-7	<上記2-02-6の10回答への問題> 別添資料2に記載の通り類似業務等の経験も業務主任者の経験も「3年程度で70%の評価」を基準とされているため、類似業務は「様式4-5(その3)」で「3件記載している」場合、含まないでいる専務者がいることから、追って整理でき次第、次回のプロポーザル作成ガイドラインの修正に反映させていただきます。 専務者は、各社にてそれを判断し適宜記載、と承知いたしました。	ご理解ありがとうございます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-8	<上記2-02-6-2の回答への問題> 様式4-5(その3)に記載いただく場合は、上記の10件に含めるか含めないかのご判断はお任せします。 (現状、含まないでいる専務者がいることから、追って整理でき次第、次回のプロポーザル作成ガイドラインの修正に反映させていただきます。) について承知いたしました。 対象者の経験が多い場合は、含めなければ計13件記載できることになりますので、現状そのように運用させていただきます。	現状では上記2-02-6、2の回答に基づき、各社にて適宜ご判断、ご記載いただければ結構です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-9	「業務主任者/OOO、副業務主任者/OOOの〇〇部分には同じ担当業務を入れなくても良いという認識でよろしいでしょうか?またその場合、類似業務の経験については企画競争説明書の配点表に則って配点されるということで間違いないでしょうか?」	業務主任者、副業務主任者は同じ担当業務でも、別の担当業務でも結構です。ご提案いただいた分野に基づく類似業務経験を評価いたします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-10	担当業務で業務主任者/OOO/▲▲とした場合、〇〇/▲▲部分が評価対象分野になると思いますが、この場合2つ分野の評価対象なります(様式4-5(その3)は最大の枚数必要になりますでしょうか?)	担当業務で業務主任者/OOO/△△とした場合においても、業務主任者/OOOの場合と同様、様式4-5(その3)は最大3件で提出をお願いします。	●
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-11	プロポーザルガイドラインP10 様式4-5(その3)特記すべき類似業務の経験について。 業務主任者/OOOの場合、OONについての類似経験を3件以上に記載しますが、「業務主任者/OOO/△△」というパフォーマンスを提案する場合、OONについて3件、△△について3件、合計6件を上限に記載すればよろしいでしょうか?	担当業務で業務主任者/OOO/△△とした場合においても、業務主任者/OOOの場合と同様、様式4-5(その3)は最大3件で提出をお願いします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-12	プロポーザルに記載する類似案件について、以前貴機構へのヒアリングにおいて、評価者によっては評価結果の出でない案件(実施中案件)は件数として評価されないのであると伺いました。1章4-1(その1)及び3章4-5(その2)に記載する類似業務について評価質問です。 ①実施中の案件を含めた場合も経験として評価されるのであると伺いました。全済み済みの案件(実績評価後の案件)と比較して評価の差があるのがあるとすればどの程度の差となるのでしょうか?	評価対象は原則としては実施済案件になりますが、実施中案件については、記載の有無にかかわらず個別案件ごとに関連性の程度等について勘案し評価に反映するか否かについて判断します。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-13	<上記2-02-12回答への更問> 回答に「記載の有無がわからず」とありますが、こちらは何についての記載でしょうか?	プロポーザルへの類似案件としての記載の有無にかかわらずという意味です。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-14	<上記2-02-12-2-02-13回答への更問> 本回答についてもガイドラインや様式に反映いただきたく、お願いします。	反映いたしました。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-15	様式4-1(その1)及び様式4-5(その1-2)に記載する類似業務の件数について、無償・有償の準備調査とそれに統合本体事業を実施している場合、準備調査と本体事業を纏めて1件というカウントになるか?それとも、それぞれ1件ずつのカウントになるか?	類似業務は原則として実施済案件になりますが、実施中案件については、記載の有無にかかわらず個別案件ごとに関連性の程度等について勘案し評価に反映するか否かについて判断します。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-16	2. プロポーザル作成ガイドライン(p.2)の類似業務の経験について 様式4-1(その1)及び様式4-1(その2)では過去10年以内の類似業務(プロポーザル提出日から過去10年以内に新規した案件が対象)となつておりますが、複数期に分けての継続契約案件について、詳しく教えていただけますでしょうか? 1期間が終了し、2期間が継続中の場合は、様式4-1(その1)及び(その2)に類似案件として1期を記載した場合、終了案件として、評価していただけますでしょうか? また、情報収集確認調査については、案件実施中にそれに繋がる本格案件が公示されることがあります。両案件は密接に関連しておりますが、先行する情報収集確認調査は終了案件ではありません。10件の類似案件として選択し、様式4-1(その2)に記載した場合、どの程度の評価をしていただけるのでしょうか? ガイドラインの脚注に、「評価対象は原則として実施済案件～と記載がありますが、実施済とは、具体的に何をもって実施済と認識されるのでしょうか?」 (アンケートの件数:履行期間、検査調査の発行等)	上記2-02-12において回答済のとおり、評価対象は原則としては実施済案件になりますが、実施中案件については、記載の有無にかかわらず個別案件ごとに関連性の程度等について勘案し評価に反映するか否かについて判断します。 よって、1つの案件において期別を行った場合で、最後の期の活動の履行期限以前の段階は、実施中案件と見えます。履行期間終了以降の場合には、同様に実施中の案件と考えられます。 なお、「どの程度評価するか」という点につきましては、個別案件ごとに関連性の程度等について勘案し評価に反映するか否かについて判断しますので、案件ごとに異なってきます。 (注)実施済案件については、履行期間終了済の案件と考えています)	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機関外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T18KwTzH8L>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外 /

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-17	<上記2-02-16回答への更問> 1.複数期に分けての維持契約案件の場合、最後の期が終了しなければ実施済み案件ではない旨のご回答をいたしましたが、当該案件については、各期ごとに契約が分かれており、実績評価も各期終了時にを行っております。 (1)複数期にわたる維持契約案件は、全期間のルーチン年数が4年から5年とあるものもあり、全期間が終了するまで、実施済みの類似業務の経験(法人及び個人)として記載できなくなつて、プロボーザルの類似業務の選択及び評価に大きく影響することが懸念されます。 よって、複数期にわたる維持契約案件については、期ごとの終了をもって実施済み案件としていただけないでしょうか。 (2)実施済みの案件は、「履行期限終了済みの案件」と考えます。どの回答をいたしましたが、実績評価結果を得ている場合は、履行期限前であっても、実施済み案件にしてみないとできないでしょうか?類似業務の評価の基準(自効性)としては、件数だけではなく、当該業務の課題分野、実施地図、実施年数、評価対象分野の業務の実績評価結果等で評価を行なうあります。こうして踏まえていたいき、実績評価結果の通過を得た案件は、実施済みとして、扱つていただけないでしょうか?	1.(1)複数期がある案件は契約単位とし、業務完了確認検査を了している案件(契約)を評価対象とします。 1.(2)実績評価結果を得ている場合は、履行期限前であっても、実施済み案件とみなします。 2.原則は実施済を重きにおいて判断します。実施中については特段の事由があれば、勘案するか否か委員会にて協議の上、対応します。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-18	<上記2-02-15回答への更問> 質問1「様式4-1(その1)及び様式4-5(その1-2)に記載する類似業務の件数」は、密接な関係がある複数の案件をまとめて1案件とすることが可能、とのことですが、様式4-5(その3)も同様に複数案件を1案件に纏めること可能、との理解で宜いででしょうか? 質問2「様式4-5(その3)に記載する「業務従事期間」は、様式4-5(その2)に記載する「従事期間」と同じ内容(プロジェクト・契約期間内のうち、実際に稼働を始めた月～稼働が終った月の合計月数を記載する。例：“2022年4月から11ヵ月”を記載するのでしょうか?)	1と2ともご理解のとおりです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	02類似業務の経験	2-02-19	<上記2-02-18回答への更問> 様式4-5(その3)の「業務従事期間」及び様式4-5(その2)の「従事期間」において記載する、配置の開始月から終了月までの期間、プロジェクト・契約期間内のうち、実際に稼働を始めた月～稼働が終った月の合計月数(例)について、月数は小数点入りで示すよりも整数で示すよいのでしょうか?それとも、小数点第1位まで示す必要があるでしょうか?小数点第1位まで示す場合には、端数の計算方法をご教示ください(例は、期間全体日数を30で割るなど)。	「業務従事期間」については、整数であっても少数であっても問題ありません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	03専任技術者	2-03-1	「専任技術者」について確認させてください。 弊社の海外支店で直接契約し雇用しているもののがあります。 この者は「専任技術者」とみなされるべきかを確認させてください。	自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称しますので、海外支社でも直接契約し雇用関係にある場合は、「専任技術者」となります。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	03専任技術者	2-03-2	自社要員の考え方について教えてください。 派遣会社からの派遣契約で自社で従事している派遣社員を要員にいれる場合は ・自社の社員扱い ・補強(派遣会社名) のどちらになりますでしょうか?	プロボーザルガイドラインP6に記載のとおり、「自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称しますので、雇用関係にない派遣社員は補強となります。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	03専任技術者	2-03-3	弊社から他社に転職する可能性がある社員があります。退職金は出ておりませんが、貴機構のコンサルタント等案件に応札時は弊社所属、評価結果が出るまでの間や契約交渉中に転職し、契約・実施時は転職先所属となる可能性があります。 その場合、 ・単独契約に応札する場合、弊社の社員として応札し、貴機構と弊社の契約締結時には、弊社の補強(個人コンサルタント)とされ、または転職先社員として補強する事は可能でしょうか? ・または、弊社および転職先社員として、個人コンサルタントとして応募する必要があります。他の方法で応札することは可能でしょうか? ・業務実施中の業務主任として応募することは可能ですか? ・可能であれば、契約交渉時に転職が決定または転職済みの場合、業務主任の取り扱いについて契約交渉事項としていたくことになりますか?	①単独型については、個人コンサルタントとしてのみ応募可能です。 ②業務実施契約の業務主任者は専任の技術者である必要がありますので、応札はできません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	04補強	2-04-1	業務従事者の評価等の添付は語学以外も重要という点について。 評価対象である業務主任は原則自社の専任の技術者ですが、様式2-1エックリスト⑤として補強に係る同意書の有無をチェックするところになり、どのような場合に「補強同意書の添付が必要になります」につながりますが、プロボーザル提出時に業務主任の同意書が提出された場合、要員計画には評価対象者以外の氏名や所属名が記載しないことになりますが、プロボーザル提出時に業務主任の同意書が提出された場合、要員計画には評価対象者以外の氏名や所属名が記載しないことになります。	ご指摘の通りであり、評価対象外の業務従事者については所属先の記載がありませんので、補強同意書は不要です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	04補強	2-04-2	プロボーザル提出時に補強の協力同意書は添付不要という理解ですが、契約交渉中に提出すれば良いのでしょうか?	評価対象者が業務主任者、業務管理グループのみとなりますので、ご理解の通りです。	●
2.技術評価・業務実施上の条件	04補強	2-04-3	プロボーザル作成ガイドラインP3において、「外部の有識者等(大学教授、研究者等)によるバックアップを得られるような場合」との記載がありますが、例えば、貴機構のテクニカルドバイザーを兼任している大学教授に依頼するなどは、本人の承諾が得られれば問題ないと考えてもよろしいでしょうか?	プロボーザル提出後に業務従事者の確定、交代があり同従事者が補強である場合は、確定・交代が決定し次第、業務従事者名簿と補強に係る同意書を監督職員に提出してください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	05共同企業体	2-05-1	プロボーザル作成ガイドラインの様式4-1(その3)コンプライアンス体制について、共同企業体を形成する場合、構成企業についても確認が必要となりましたが、項目1-5まで付ければ宜しいでしょうか?	JICA内勤で勤務している人材は、外部機関と兼務であっても、外部の有識者とは認められません。技術協力専門家は利益相反の対象となる可能性があるので、案件ごとに確認させてください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	05共同企業体	2-05-2	様式4-1(その3)についての質問になります。 横線の改定で、項目6/共同企業体を結成する場合、構成企業について上記1-5を確認している?が追記されたとの認識です。 このについて、例えば、項目1について、「JV親会社はいり、JV子はいいえ」の場合、項目1はいずれに付ければ宜しいでしょうか?	ルールの有無の確認行為を行なったかどうか伺うものでの、その結果についての記載は不要です。質問回答の一覧表は、以下のページの中ほどにあるご質問に対する回答は、以下の公示情報ページで随時公開いたします。ご参考ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/index.html	○
2.技術評価・業務実施上の条件	05共同企業体	2-05-3	コンサルタント等契約におけるプロボーザル作成ガイドラインの「様式4-1その3(コンプライアンス体制)」について、共同企業体を結成する場合、プロボーザルの添付するといふことではどういでしょうか。 ガイドラインや様式を拝見しますと、プロボーザルのみで問題ないようお見受けしますが、念のため確認したく。	プライム(代表者のみ)の提出で、構員については確認したことを記載いただいている。 よって、1提案について代表者から1枚の提出です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	05共同企業体	2-05-4	プロボーザル式について様式2-1に全省統一資格コードと「コンサルタント等の名称」を記載いたします。 JVの場合、構成員も全て含めて併記しています。 今回、構成員のうち一つが全省統一資格コードを持っておりません。 企画競争説明書では、幹事会社以外は、上記コードが必要条件とはなっていません。 この場合は、「全省統一資格コードなし」と記載してよろしいでしょうか。 一方で、貴機構の固体登録にて業者番号を記載しているだけではあります。 これを全省統一資格コードの代わりに、業者番号として記載した方がよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、構員については「全省統一資格コードなしでも構いません。JICAへの団体情報登録は済とのことで、業者番号を記載いただければ問題ありません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	06業務調整員	2-06-1	従来業務調整員(調整業務を専任で行う人材)は一般業務費で見ると整理でしたが、今般の改正により業務調整員を業務従事者に含んで提案する(=人月の消化対象とする)ことは可能でしょうか?	業務調整員については従来通り一般業務費にて計上をお願い致します。業務従事者は専門分野を担当される技術者との整理です(そのような単価設定となっております)。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	06業務調整員	2-06-2	プロボーザル作成ガイドライン(p7)「業務調整」の報酬単価について、自社で雇用している者(したがって一般業務費の報酬で計上します)を「業務調整は担当として、プロボーザル提出時の見積に計上させていただきたいと思っております。 その人の件費単価は、報酬単価は使えないと思いますので、弊社で任意に設定してよいでしょうか?	ガイドラインに記載の通り、「業務調整」は調整業務のみを担当する者については、技術的な専門分野の担当とはみなせないため、報酬単価は適用できず、人件費単価も指標で示している6%よりも低い単価での算出となります。これまでの事例としましては、業務調整単価の単価を準用された事例があります。これらも踏まえ、適切と考えられる人件費単価等についてご検討のお願いいたします。	●
2.技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-1	業務経括以外の業務従事者 業務実施の方針等で評価されると認識しましたが、提案する全員が評価されるという認識でよろしいでしょうか。	評価配分は、全體の体制で評価をさせていただきます。各個人を評価するのではなく、個々の履歴書は付けていただいけるもの、当該分野のこのような経験を持った人員が対応するということを記載いただけ、そのような記載を基に全體の体制評価をさせていただきます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-2	「プロボーザル作成ガイドライン_イ」要員計画に記載された、「担当業務、氏名、所属先及び格付の全てを記載する必要があります」「評価対象業務従事予定者」は、業務主任者(総括)「副業務主任者(副総括)」のみでよろしいか。 あるいは「業務主任者(総括)」「副業務主任者(副総括)」以外の「評価対象業務従事予定者」も含むよろしくか。(要は、これまでの業務従事者の構成と同一でよろしいか)	「担当業務、氏名、所属先及び格付の全てを記載する必要があります」「評価対象業務従事予定者」は、「業務主任者(総括)」「副業務主任者(副総括)」のみです。 なお、評価調整の扱いについては再度検討しておりますので、同検討結果が出来ましたら改めてウェブサイト等でご連絡させていただきますが、現時点では上述の通りの整理となります。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-3	ガイドライン(2024年4月)には「要員計画(ランプサム案件については不要です)とあります。他方、p.19の評価の項目で「1.要員計画(ランプサム案件については不要です)」とある。2)QCBS方式、総合評価溶和方式では、要員計画は評価対象外のため、記載せたとしても評価対象としないございます。当該箇所、混同しないよう記載し改善していただければと存じます。	P5はランプサム契約についての記載であり、P19では、QBS(従来型企画競争)とQCBSで分けて記載しております。QCBS方式-ランプサム型の場合は2)-2が該当します。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-4	要員計画は評価対象外のことですが、要員の専門性やこれまでの実績に関して、p.ウ)業務従事予定者ごとの分担業務内容と差別化の一点として、氏名・所属先は書かずに体形を構成する要員の専門性を記載した場合、評価に加算していくだけなのでよろしいか。それとも業務主任以外は、経験豊富な要員、経験の浅い要員を配置してもプロボーザルの評価には影響しないのでしょうか。	ランプサム契約は要員計画は評価対象外のため、ご質問のケースでは影響ありません。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T1KWRtZH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2.技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-5	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「1.プロポーザルに記載されるべき事項 (3)業務従事予定者の経験・能力 カリ」に、以下の記載があるかと思います。 ----- 「所属先の確認を行なうため、雇用保険には、確認(受理)通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を必ず記載してください。なぜなら、何らかの理由で雇用保険に入っていない場合は、健康保険について、被保険者記号・番号、交付日、被保険者番号、被保険者名、事業所名称を記載してください。上述の雇用保険情報又は健康保険情報が記載できない場合、『雇用契約書(写)等』何らかの形で当該業務従事予定者が現在(プロポーザル提出締切日時まで)雇用されている事実が確認できる書類等添付してください。」8 ※8が現在(プロポーザル提出締切日時まで)雇用されている事実が確認できる書類等添付してください。」8 上記内容については、弊社の社員はあるか否かを確認するために設けた内容かおもいます。 フルタイムで勤務している社員であれば、健康保険や雇用保険に加入しているかと思うのですが、例えば、健康保険や雇用保険に加入できない社員(過所定労働時間が20時間未満)の社員の場合は、 雇用契約書の添付は、上記条件は満たせるという理解で翻訳はないでしょうか。 注意書きに「雇用に応当するか否かについては契約書等関連資料を審査のうえ、JICAにて判断します。」との記載があつたため、 フルタイム社員でない場合は、雇用契約書で何か提出が必要な書類があればどのようなものをご教示いただきたく問い合わせさせていただきました。	雇用契約書がある場合は雇用契約書のみを提出ください。ない場合は雇用関係が確認できる書類(種類は指定しておりません)をご提出ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-6	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」P9「評価対象業務従事予定者の経験」項目(力)に記載されている雇用証明書について規定はございますでしょうか? 現在公示中の案件への応募を検討しているのですが、外國就点動向のため雇用保険・健康保険が該当しないスタッフがおります。 そのため、雇用証明書を提出させていただきたく存じますが、当該証明書に添付されるレター(弊社HRにより作成されたもの)は、レターの記載内容に相違がない限り、数か月ほど前に作成されたものでも差し支えはないでしょうか?	現在雇用されていることが確認できれば発行日は問いません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-7	「業務等の従事経験に聞い、10年間のうちに産休育休以外でも、育児や介護など、家庭の事情等により出張できないなどの制約」により、案件に從事できない期間があるケースが想定されます。 当該期間の従事案件数が件数の1/4以上になると想いますが、こういった事情を評価において考慮したことご検討いただけますと幸いです。	従事経験ですが、国内での類似業務も評価の対象としています。また、休暇休業期間があればその点も考慮するようにしています。詳細はプロポーザル作成ガイドラインの11ページを参照ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	07評価対象者	2-07-8	<2-07-01への更問> 「JICAコンサルタント等契約における2023年10月導入及び2024年7月導入施策に係る質問・回答表」質問2-07-1要員配置は、全員の体制で評議をさせていただきます。各個人を評議とするではなく、個々の履歴書は付けていただかないので、当該分野のこのようない経歴を持つ人員が対応するといふことを聞いただけ、そのうな記載を基に全員の体制評議をさせていただきます。」は、ランサムサム契約には該当しないといふ理解でよろしいでしょうか。 もしランサムサム契約にも該当する場合、「当該分野のこのようない経歴を持つ人員」をどの項目でどうやって確認されるのか、ご教示ください。	ランサムサム契約には該当しない、とのご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-1	①業務管理グループ制度の概要から、対象契約という記載がなくなり、企画説明書に明記されるという点も削除されたが、これはすべての案件において適用可能という理解でよろしいでしょうか。 ②一方、業務管理グループを組んだ場合でも、若手育成加点が適用となるかどうかは案件により(業務主任者の格付けが号安など)、企画説明書に明記され、記載がなければ号点ではないという理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。業務管理グループはすべての企画競争を対象としますが、加点がある場合とない場合があり、企画競争説明書にその点記載されます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-2	若手人材(35~45歳)とあるが、この期間に育休育休と取得していた場合、年齢は考慮してもらえるのでしょうか?	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-3	2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに係る「説明会質問・回答一覧(9月、10月開催分)」No.91の質問回答ですが、若手人材(35~45歳)の期間に育休育休を1年取得していた場合、若手(35~46歳)として年齢を考慮して、計算いたしましたことでしょうか?	ご理解のとおりです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-4	「プロポーザル作成ガイドラインP7のダイバーシティへの配慮」 判断では該当となる名の格付けは同じとなり、すなわち経験年数が同等もしくはそれ以上となっておりました。新制度では経験年数での格付け基準はましませんので、4級で想定した担当業務の場合に経験年数では4級を満たしていない者が担当することは問題ないという理解でよろしいでしょうか。 他にダイバーシティ利用での注意点等ありましたらご教示いただけますと幸いです。	ダイバーシティ枠の考え方方は今回の改定でなくなりました。新制度では、同じ担当分野を複数名で担当する場合の自由度を高めており今まで、業務の難易度に応じて適切な格付け・配置をご提案ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-5	<上記2-08-4回答への更問> ダイバーシティ枠の適用に関して再度の説明をお願いします。	ダイバーシティ枠をなくし、どの分野でも、2名ではなく複数名でご担当いただけるようになりました。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-6	<上記2-08-5回答への更問> ダイバーシティ枠どの分野でも、2名ではなく複数名で担当できるようになる、とのご説明を頂きました。これに關注2つ伺います。 (1)この分野でもどこのどけで業務主任・副業務主任以外ででしょうか? (別添資料3 業務管理グループ制度と若手育成加点で副業務主任は1名) とはありますか、あくまで確定まで。(2)この分野を異なった格付けの複数要員で担当することは可能でしょうか?	(1)についてはご理解の通りです。(2)については、業務の難易度に応じて格付けを設定いただけます。そのうえで、業務分担・難易度に応じて異なる格付けの複数要員で1つの分野を担当いただくことは可能です。提案いたく際に、それぞれ業務分担・具体的な内容がわかるように説明をお願いします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-7	<上記2-08-2-2-08-3回答への更問> 今後の改定で若手育成加点(対象案件において2点)について、35~45歳の間に育休育休を取得してしたらその期間を延長して頂戴されることになりました。例えは回産休育休を取得してそれが8ヶ月だった場合、通常16ヶ月で延長されるのがや1年未満不可のルールであれば、そもそも内定いたさいであります。34歳から35歳とかけて取得していた場合は人が35歳になってから最終終了日までの期間を加算していくのか、年齢については年単位で計算して、月単位で算出していくのか、月単位なのか、年単位なのか等、ご教示いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。	産後休暇・育児休暇等長期に休暇した場合(1か月以上の連続休暇を想定)は、該当休暇名と休暇期間を「(様式4-5(その1))の範囲内に記載ください。」と記載されています。この通り単位とします。なるべく休暇期間を記載して顶戴するようお願いいたします。ただし、今までの案件でも同様に記載いたしましたが、年単位で休暇を勘定した適用年齢の延長です。シニア人材は適用されませんので、ご留意ください例:35~45歳の間に2年間、産休育休を取得し、現在46歳の方については、「若手人材」として申請可ですが、「シニア人材」としては申請不可となります。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-8	<上記2-08-2回答への更問> 新制度は、同じ担当分野を複数名で担当する場合の自由度を高めております」とありますか、同じ担当分野に2名以上を配置した場合、2名以上同時に現地業務を実施しても問題ないでしょうか?	問題ありません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-9	プロポーザル作成ガイドラインP7のダイバーシティへの配慮 各場合、上記を考慮する必要がない業務従事者においては、現地休暇期間がある場合で、該当休暇名、休暇期間をプロポーザルに記載する旨の規定がありますか? そのうえで、その旨もガイドラインへ記載すべきだと規定いたしませんでしょうか? そのうえで、その旨の、特定の休暇休業の取得はプライベートな事柄でもあります。プロポーザルの記載で求められているものではないと認識して、その旨、ガイドラインからも読み取れるよう配慮いたたけられると考える次第です。	ご理解のとおりです。 ご指摘については、弊機構も同様の理解ですので、追ってガイドラインの修正を行います。	●
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-10	業務管理グループ構成における若手人材(35歳から45歳)について、若手の人材育成を目的としていると認識しておりますが、35歳未満も十分に現地業務に任仕事ができる人物を配置する場合、若手育成加点の対象となりますでしょうか? 案件次第となりますでしょうか?	ガイドラインに記載の通り、若手育成加点となる若手人材は、35歳から45歳としておりますので、ご質問の件に関しては、加点対象となりません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-11	給付評価落札方式の入札説明書に「総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。」と記載があるが、業務を効率的に実施する上で業務管理グループが必要だとコンサルタント側で判断した場合、業務管理グループを提案することも可能か?	複数名で構成する体制とするを提案することは構いません。ただし、評価については入札説明書に記載のとおりの探点となります。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-12	ダイバーシティへの配慮についても問題ないですか? これは実費精算案件・ランサムサム案件ともに適用されるのが、2023年10月以前の公示案件でも適用されるのかを、ご教示ください。	ご理解のとおり、実費精算案件もランサムサム案件も適用となり、2023年10月以前の公示案件にも適用されます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-13	プロポーザル作成要領(p.24)「若手育成加点」についてお伺いします。 1.延長の対象となる长期休暇について 最近当社で産後育児休業以外に不妊治療休業をして休職する社員が増えております。 これまで、プロポーザルの経験事例に過去10年の歴史については、ガイドラインにて過去10年内に産前・産後休暇、育児休業、及び介護休業の取得期間に明記されている場合には、右期間を算加した期間を評議象とする」とありますので、産前休暇に限られたないが好休暇期間による延長は不可とされています。今回の若手加点の延長措置については「(様式4-5(その1))の範囲内に記載ください。」とあるので、不妊治療中の休職を含めてよいと考えますかよろしくどうか。 2.长期休暇の月単位の延長計算方法 若手人材としての対象期間を月単位で延長します」とあります。「公示の年度の4月1日時点で35~45歳であること」とありますので、46歳になる年の4月1日以降に対象期間を加えるということでしょうか? 計算式をご教示ください。	1.不妊治療中の休職についても、含めていたいだいて結構です。 休職名については、休職の事由が別可可能な名称としてください。 2.公示の年度の4月1日時点での年齢(0歳のヶ月)から、対象期間として延長された月数を減じた年齢が、35~45歳であれば若手加点の対象となります。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	08業務管理グループ制度と若手育成加点	2-08-14	プロポーザル作成ガイドラインに記載されております若手育成加点について確認させていただければと思い、ご連絡させていただいております。	現在、若手育成加点の基準は、公示年度の4月1日時点の年齢となります。ご照会のケースの場合、2024年4月1日時点の年齢は、47歳10ヶ月となり、ここから産休・育児休業取得期間である2年6ヶ月を差し引くと、45歳4ヶ月となり、若手育成加点の対象となります。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	09価格点算出方法	2-09-1	現在企画競争(QCBS会合)においては、競價額が表示されておりますが、予定価格の80%額を価格点満点とするのは、QCBS及び一般競争入札(総合評価落札方式)のみであり、こ以外の企画競争における価格点については、プロポーザル作成ガイドライン別添資料4が、価格点算出方法であり、80%が満点という設定はないという理解でよろしくお願いしますが、確認させていただきたく、よろしくお願ひいたします。	ご理解の通りです。企画競争(QBS)について価格点を加味する場合は別添資料4のとおり価格点を算出します。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	09価格点算出方法	2-09-2	<上記2-09-1回答への更問> 「今回ご理解の通りです。企画競争(QBS)について価格点を加味する場合は別添資料4のとおり価格点を算出します。」 についてですが、別添資料4「企画競争(QBS)の場合、価格に下限設定はないということになりますでよろしくお願いしますが、確認させていただきたく、よろしくお願ひいたします。	ご理解の通りです。企画競争(QBS)の場合は、下限設定はありません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	10格付認定	2-10-1	9/29説明会資料18「業務実施上の提示条件の見直し」に、更後の提示内容に、①上限額(想定額)の提示、②業務量の目録(総入月)、③渡航回数の目録、④業務主任者／〇〇(こちらからの分野)の提示は行わない、と記載がありますが、④に問い合わせ、評議対象者(業務主任・副主任)の号数も含まれるという理解でよろしくお願いします。	ご理解の通りです。 評議対象者についてはこちらでの想定格付けも提示致します。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	10格付認定	2-10-2	プロポーザル作成ガイドラインの別添資料5「調達・派遣業務部が契約又は委嘱する案件の業務主任者及び業務従事者に適用する格付基準」の見方について、例えば、単体型で2号の従事経験が1件でもあれば、業務主任者で2号に相当する(その逆も然り)という理解でよろしくお願いします。	ご理解の通りです。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsより質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機関外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T1KWRtZH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2.技術評価・業務実施上の条件	10格付認定	2-10-3	4号以上の「評価対象業務従事予定者」と「評価対象外業務従事予定者」は、経歴書(様式4-5)に加え、格付認定申請書を提出し、JICAの認定を受ける必要がありますが、これらの書類は、 1)「評価対象業務従事予定者」の場合、プロポーザルに添付する 2)「評価対象外業務従事予定者の場合、契約交渉時に提出する」という理解でよいでしょうか。	説明会で説明しましたとおり、「4号以上の業務従事予定者については、契約交渉時、未確定従事者の確定・従事者交代/追加の際に、受注者(業務主任者)は「業務従事者の格付認定シート」とともに各業務従事者の経歴書を発注者(監督職員)に提出をお願いします。なお、業務主任者及び副業務主任者も含めて格付認定は契約交渉時に行うことになりますので、ご留意ください。(業務実施における契約管理ガイドラインの22ページも参照ください)。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	10格付認定	2-10-4	プロポーザルで提案した業務従事者の格付について。	説明会で説明しましたとおり、「4号以上の業務従事予定者については、契約交渉時、未確定従事者の確定・従事者交代/追加の際に、受注者(業務主任者)は「業務従事者の格付認定シート」とともに各業務従事者の経歴書を発注者(監督職員)に提出をお願いします。なお、業務主任者及び副業務主任者も含めて格付認定は契約交渉時に行うことになりますので、ご留意ください。(業務実施における契約管理ガイドラインの22ページも参照ください)。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	10格付認定	2-10-5	<上記2-10-3>2-10-4の更問> 11月22日質問、回答のNo.2-40-2-41につき、質問をします。契約交渉の際に用意する経歴書(格付認定依頼書)必要な場合は下に記載してあります。業務主任・副業務主任之外のプロポーザルにおいては名前だけ* * * * *と記している従事予定者に関するもの、ということでしょうか、それとも業務主任・副業務主任含む全員分でしょうか?	業務主任者、副業務主任者を含む、確定している業務従事者全員分をご提出いただくようお願いします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	10格付認定	2-10-6	格付認定に際し、1号以上は業務従事者の経験を提出するように、FAQ(会員の一番上にて公開されているものの)の1-2-10-3及び2-10-4にて記載されていますが、打合済事例集では経歴書は添付不要となっています。これは提出自体は原課に担当者様による必要があるが、打合済の添付書類としては不要、という理解でよろしいでしょうか。	格付認定の過程で、経歴書を主管部に提出(提示)いただきますが、打合済への添付としては、個人情報が含まれるため、添付は不要と整理しています。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-1	9/29説明会スライド「これまでの語学資格」もしくは留学経験に加えて、評価対象語学での業務経験が3件以上あれば60点とする」という記載の、「60点とする」の意味は60点以上という理解でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-2	9/29説明会スライド19)に記載。評価対象語学での業務経験が3件あれば語学学年の60%と理解しました。3件については(英語など)特に別出して指定することはなく、3章の業務従事経験から読み取っていただけるということがよろしいでしょうか。	プロポーザル作成ガイドラインについて、評価対象業務従事予定者経歴書の改定も行っております。この様式の外国语の欄に業務経験を記載いただき、それを確認させていただきます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-3	語学能力の評価基準について、外国语の資格を申告できる場合においても、●●語での業務実績が3件以上」と記載が必要でしょうか。またその場合、申告点数の評価に加えて、プラスの評価になるのでしょうか。	語学資格をお持ちの場合はその資格の申告で結構ですが、業務経験についても記載いただいて問題ありません。両方の記載があつた場合、高い方の評価点で評価いたします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-4	今まで英語の資格は10年以上経過した場合は評価の対象外でしたが、今後は語学資格・評価対象語学での業務経験は10年以上経過した場合も評価の対象になるでしょうか。	語学資格について経年による減点はございません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-5	語学取得後の経年による減点はありますでしょうか。それとも一度取得した得点は永続的に評価となりますでしょうか。	語学資格について経年による減点はございません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-6	評価対象語学での業務経験3件とありますが、案件の評価対象語とは、その案件の企画説明書に記載のあります評価言語を指すでしょか? 例えば、仏語圏の国でも、評価は英語であった場合に、通訳を介さず仏語で業務を行つた場合も業務実績として認められるのでしょうか。	仮説闘争の案件で評価の語学は英語でも、実際に仏語で業務を行つていれば、仏語の業務経験として認められます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-7	模式4-5(その1)の外国语の欄について、評価対象語学での業務経験が3件以上あり、と記載するのか、それとも3件の具体的な案件名等を記載するのでしょうか。	「●●語での業務実績が3件以上あり」と記載いただくことで結構です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-8	<上記2-11-2、2-11-7回答の更問> 評価対象語学での業務経験につきまして、11月6日付回答番号2-14では「評価対象業務従事予定者経歴書の外国语の欄に業務経験を記載したことなどあります。同日回答番号2-19では「●●語での業務実績が3件以上あります」と記載されました。	評価対象業務従事予定者経歴書の外国语の欄に業務経験を記載いただきたまに、ただし、記載内容については技術的な業務実績の詳細の記載は不要ですので、該当する場合は「●●語での業務実績が3件以上あります」との記載で構築ですとの意図です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-9	「業務実績(通訳なしでの業務実績)2件以上)がある場合」記載することで60%以上の得点となることですが、本当に通訳なしでの業務実務だったが、何語で実業しているのか、ということは特に調べないと聞いています。当該言語を母國語とするのが常に仕事をしているとしても、従事案件名を、記載することですか?	ご意見ありがとうございます。語学評価ですが、語学資格をお持ちの場合はその資格の申告で結構ですが、これまで資格がなくとも留学経験のある方にについて評価したものと同様に、業務経験についても語学評価対象として拡大することであり応募がやすくなると考え変更したものですので、ご理解いただけますと幸いです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-10	語学資格の10年の経年が無くなつたとのことです、実際の評価をされる際に、資格試験点が同じ場合、新しい試験日のほうが評価が高いとの理解でよろしいでしょうか?	今後は資格のみの確認となり、資格取得日による評価の差異はございません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-11	CASECやTOEIC IPテストのスコアも評価対象となるか?	どちらも評価対象とします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-12	<上記2-11-11回答への更問> TOEIC IPテストのスコアも評価対象となることが記載されていますが、間違いないでしょうか? 前回IPテストは不可→コロナ禍において限時的に可→公開テスト受験が広く可能になつたため不可と変遷をたどつたので、再度確認をよろしくお願いします。	間違いございません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-13	プロポーザル提出の際の語学評価基準についての質問です。 TOEIC IPやCASECの結果について評価対象とするご回答いただいておりますが、TOEIC IP(オンライン)での結果についても認められますでしょうか?	TOEIC IP、CASECを評価対象としました。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-14	上記記載の解釈について御質問させさせていただきます。 上記に記載されている「母国語」の部分が「公用語」などでも置き換える可能でしょうか? 当社の技術者は「ハイレベルなコミュニケーション能力」が在籍しており、フレンチは英語、テュニジアではフランス語が公用語(母国語ではない)などではありません。またイングリッシュは公用語などではありません。 例えば、ハイレベルの財務会計者が3章に記載された場合、英語ネイティヴとして自動的に80%程度の評価をされると、それが評価対象言語の資格認定明書(TOEIC/CASEC認定書など)が必要でしょうか?	[母国語]が「公用語」などでも置き換える可能是です。 英語が母国語でも公用語でもない外国籍人材については、母国語のとおり、評価にプラスして、上級の日本語検定資格を有している場合は日本語力の加点が認められます。 評価対象者の言語の評価については、多言語化している背景もありますので、今後、対応を検討していく予定です。	●
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-15	・語学評価点が100%になることは、原則ありません。英語等、單一言語が評価対象の場合は、上限を80%と評価を行っています。複数言語が評価対象の場合で、AA語もしくはBB語になっている場合には、どちらかの言語を評価するところになり、この場合でも上限80%で評価を行っています。AA語及びBB語の評価で英語で80%、現地公用語で20%という感じでしょうか? または、Sだったら点数がO点～満点のレンジで一番低かったら80%、満点だったら100%という評価でしょうか?	・語学評価点が100%になることは、原則ありません。英語等、單一言語が評価対象の場合は、上限を80%と評価を行っています。複数言語が評価対象の場合で、AA語もしくはBB語になっている場合には、どちらかの言語を評価するところになり、この場合でも上限80%で評価を行っています。AA語及びBB語の評価で英語で80%、現地公用語で20%という感じでしょうか? または、Sだったら点数がO点～満点のレンジで一番低かったら80%、満点だったら100%という評価でしょうか?	○
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-16	プロポーザルガイドラインの別添資料2より「外国语が日本語検定資格を取得している等、日本語能力が認められる場合は5-15%点加点する」との理解です。英語の場合はTOEIC 860点以上S評価との認識ですが、日本語の場合はJLPTテストのN2相当以上S評価となりますよか。又はN1取得者がS評価となりますよか。	日本語能力について、JLPT-N2テストの各レベルに対応する評価基準を設けていません。プロポーザル作成ガイドラインの別添資料2についてのご理解とおり、英語が評価対象言語の場合、英語ネイティヴの方で日本語能力が認められる場合は5-15%点加点しており、日本語の資格をお持ちの場合には、その資格に応じて5-15%の範囲で通じ易い表現で評価を行っています。なお、外国籍人材の活用を促進するため、これまで日本人の日本語力を求める範囲としてS評価を適用していましたが、S評価を適用せずにA評価を採用するため、S評価を削除する方針を採用いたしました。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-17	最新の「プロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」には、直前2023年10月版のガイドラインにて記載されていました、「外国语人材が、日本語検定資格を取得している等、日本語能力が認められる場合は5-15%点加点する(PDF上2の2P)」の記載が削除されているかと思いますが、外国籍人材については前回同様、上級の日本語検定資格を有している場合は日本語力の加点が認められるという理解で宜しかったでしょうか?	いいえ、外国语人材を活用する際の日本語能力の加点は廃止しています。変更内容一覧の2ページ目(コンソラダ等契約の上級人材)にある回答がありましたが、Sランクに該当する点数を取得していれば、自動的に上限の80%を加算するところになります。この場合でも上限80%で評価を行っています。AA語及びBB語の評価で英語で60%、BB語40%の場合は1点、単一言語に準じた評価を行つており、上限80%で評価を行っています。AA語(BB語)ができるかが望ましいとの設定を行つた場合には、単一言語のAA語(BB語)の評価の評価点が算出され、上限80%でBB語の評価点を加算して評価数点です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-18	<上記2-11-15回答への更問> 語学評価の上限が80%であると回答がありましたが、Sランクに該当する点数を取得していれば、自動的に上限の80%を加算するところになります。この場合でも上限80%で評価を行つて下さい。	Sランクに該当する点数を取得されている場合には、一律(920点であつても)80%と評価致します。なお、回答済の「上限80%にBB言語の評価点を分加算して評価致します。」については、AA語の評価に、BB語の評価(Sの場合には15%、Bの場合には5%、Cの場合には2%)を加えます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-19	「コサセラル等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインP10、P20、及びP27において「通訳なしでの業務経験」、3件以上ある場合との要件があります。例えば、米国の大学院を修了し、かつTOEICやTOEFLのスコアを示し、そのスコアがP27に掲載の「プロポーザル評価ににおける語学能力の評価基準」のS基準の要件を満たしていた場合においても、「3件以上での通訳なし業務経験あり」との記載は必要でしょうか?	・S評価を満たす認定資格を所有している場合は、そちらを記載いただければS評価となります。 ・「認定書の記載がない」というのは、「認定資格・認定機関」の記載(TOEIC950点等)がない場合との理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-20	企画競争規制の第3章「プロポーザル作成ガイドラインの留意事項①業務従事者の経験、能力」2)業務経験分野等(2)語学能力について、語学能力については、「おりひ」または「望ましい」と案によって記載内容が異なります。「望ましい」とは、回答いただいた方が「おりひ」または「望ましい」と案により記載するには、例えば「仏語および英語」と記載がある場合は、両語がどちらかうば評価されますか? 「英語または仏語」の場合は、どのよう評価されますでしょうか?	「及び」の場合は案件ごとに重みづけを決めてそれにに基づき加重平均を行つて評価を行います。「または」の場合は高い方の配点を語学評価とします。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsより質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T1KwRtZhB>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外の項目には /

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映	
2.技術評価・業務実施上の条件	11語学能力の評価基準	2-11-21	語学能力の評価基準について、新たに追加されたポルトガル語とロシア語について、他の言語(英仏西)と同様、「通訳案内業(案内士)試験合格」も含めていただけるよう提案します。もしくは、含めていない理由がある場合はご説明いただけますでしょうか。	ご提案の通り、ポルトガル語とロシア語についても他の言語(英仏西)と同様、「通訳案内業(案内士)試験合格」を評価基準に含め、2024年8月21日以降の公示より適用します。プロポーザル作成ガイドラインは追って修正のうえ、ホームページに掲載してお知らせします。	●	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-1	・第一者の類似業務で記載する契約金額は、JVで実施した業務の場合、JV総額か、またはJV内の各社配分額か教えください。	契約金額の総額を記載ください。	/	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-2	プロポーザル作成ガイドラインp29「業務実施契約及び業務実施契約(単独型)におけるプロポーザルに記載する事項と分量」について、2業務の実施方針等のうち、(2)要員計画・事業計画書のページ数の上限は1ページなどとあります。上限数の中、様式4-2、様式4-3、様式4-4も含まれていますよか。様式4-2、様式4-3、様式4-4も含まれますよか。	様式4-2、様式4-3、様式4-4も含まれます。	/	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-3	要員計画・事業計画書等のページ数上限数(7頁)。総合評価落札方式でも適用されるのでしょうか?以前のガイドラインは別途ページ制限がございましたが、今回から変更になったということでしょうか。	今回の改定に伴い、総合評価落札方式も別添資料9に記載のもので統一します。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-4	横線などが特に指定されない「バックアップ体制資料」が何ページで限界でしょうか。 バックアップ体制資料とは、通常、様式4-1、そのの次にある資料で、本邦や現地でのバックアップ体制や、安全管理、成果の質管理などについて、応札者は同じ企業全体でどのような体制かを記す資料を指し、競争入札にかかるこちらのページは何ページでしょうか?	バックアップ体制は所定の様式ではなく、5ページ以内で、(様式4-1 その3)1ページと合わせて計6ページとなります。	/	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-5	プロポーザル作成ガイドライン「別添資料7プロポーザルに記載する形式」の文字数カウントについて 「プロポーザルは、A4版(横)の場合は、1行の文字数を45字及び1行の行数を35行、「上限とします」に関し、規格以外の場合は、「上限とします」の設定で35行・45字どちらは、個々の行数が前後で間違っているのでしょうか? そして方針では文字数が46、47などがあるため、ワードの1ページ上限は35行・45字設定としてあれば、個々の行数カウントは不要というルールであれば、混乱や誤差を招きにくいとおもいます。	ご理解のとおり設定したとおりの文字数とならない状況があることを認識しています。そこで、コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインの12ページの脚注に「文字数の超過の和が、3行(135文字)以下の場合には超過とはみしません。(応募者側のノート等の設定と、JICA側が評価時に文字数、行数を逐一確認する際の誤差の和である可能性があるため。)」と記載し、問題としないことを明確化しています。	/	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-6	横式4-1(その2)、4-5(その3)は文字数カウントの対象と理解しているが、その場合も規定以外の部分(件の中)はワードの設定が35行・45字であれば、個々の行の文字数が前後しても問題ないでしょうか?(設定でも文字数が46、47になってしまった)	はい。問題ありません。	/	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-7	(2)「英語表記や数学表記等において半角文字を使用し、もしくは、1行に説款数を複数使用し、そのことを主たる要因として特徴(復数)も可の1行の文字数が5を超過する場合、文字数が超過したときは判断しません。1行の文字数を算出する場合には、原則として全段の文字のみで構成されている行でカウントします」についての質問です。 これらの説明によれば、上記(2)ともに、35行・45字の設定を行つて問題はある場合、45字であるときの日本語のみで構成された行(英数字のみある行は文字数制限の対象外)という理解で間違いないでしょうか。 尚、英数字を加え、「句点も」文字数制限の対象外のことです。日本語のみで構成された行で、句読点が全く存在しない行というものは、実際はほとんど存在しないと思います。つまり、英数字も句読点もそもそも存在しない行というのではなくて存在しないため、上記の通りワードのレイアウト・ページ設定で35行・45字設定であれば、それ以上、文字数をカウントし確認する必要はないという統一見解を示して頂けると、明快でありますかいかがでしょうか?	現状、「文字数の超過の和が、3行(135文字)以下の場合には超過とはみしません。(応募者側のソフト等の設定と、JICA側が評価時に文字数、行数を逐一確認する際の誤差の和である可能性があるため。)」とおり、今後ともこの対応とすることを想定しています。 なお、ご提案いただいた「35行・45字設定」とについては、そのように設定いただいた場合でも、MicrosoftWordの余白の設定によっては35行・45字を超える場合があり、かつ、そのように設定いただいたことを提出いただいたPDFの文書では確認できませんのでご提案については、受け入れ困難です。	/	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-8	本文中の図表内は文字数カウントの対象外という理解で間違いないでしょうか(文字数カウントは本文のみ)。	はい、コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン31ページに「表、図、グラフ、写真、フローチャート等が挿入された場合、当該部分については、1行の文字数及び行数のカウントの対象外とします」と記載しており、ご理解のとおりです。	/	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-9	「様式4-5(その3)の新様式(エクセル版)について業務内容の枠内だけで35行上限ということでしょうか。	様式4-5(その3)の行数には、タイトル及びプロジェクトについての情報を含みます。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-10	プロポーザル様式4-1その2、並びに様式4-5その3において、案件名が長く(複数国案件)、契約期間が複数年にわたる場合、その一部で定行数を消化してしまうため、内容部分のみ文字数、行数制限としていただきたいです。	ご意見として承りました。	/	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-11	<上記2-12-1回答への要問> ①契約金額はM/Mで他の金額を記載とのことですが、様式4-1(その2)における金額も同様ですか。 ②横式4-1(その1)における業務従事者数は、JV全体での人頭数でしょうか。人数記載は今後も必要なのでしょうか。 ③補強として従事した場合、金額・従事者数は自社分となりますか。	①様式4-1(その2)(いわゆる、類似業務の経験の個票)にも同様の金額を記載願います。 ②JV全体での人頭数を記載願います。 ③補強の場合には、金額及び契約期間については記載不要であり、従事者数(自社分)のみ記載願います。	●	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-12	プロポーザルの様式4-5(その2)について質問です。 「従事期間(年から力月)と、「現地業務参加期間(年月から力月)」の列ですが、「年月」と「力月」について、それぞれどう記載するのが正しいでしょうか? いずれでもいいのか、それとも規定があるのか、ご教示いただきたい、お願いいたします。	1. プロジェクト期間を記載する? 契員交代で途中に入った人、または途中で抜けた人以外はプロジェクトの契約期間と同じ。例えば契約期間が2022.4.20-2023.3(12ヶ月)のプロジェクトの業務従事者だった場合は、「従事期間」「現地業務参加期間」とともに「2022年4月から2023年3月」と記載する。 ②業務の開始日と、終了日の範囲を記載する? プロジェクト契約期間内のうち、実際に稼働を始めた日～稼働が終わった月の合計月数。例えば契約期間が2022.4.20-2023.3(12ヶ月)のプロジェクトのなかで、国内業務は2022.4.20-2023.2まで、現地業務は2022.5.20-2023.1までだった場合は、「従事期間」は「2022年4月から2023年3月」、「現地業務参加期間」は「2022年5月から2023年1月」と記載する。 ③契約人月を記載する? 当該プロジェクトの最終契約における人月を入れる。例えば契約期間が2022.4.20-2023.3(12ヶ月)のプロジェクトのなかで、国内業務は1人月、現地業務は2人月という契約とした場合、「従事期間」は「2022年4月から2023年3月」、「現地業務参加期間」は「2022年4月から2023年3月」と記載する。 ④従事期間を記載する? 実際の従事期間の実績人月を入れる。例えば契約期間が2022.4.20-2023.3(12ヶ月)のプロジェクトのなかで、国内業務の実績は1.2人月、現地業務の実績は1.8人月という実績だった場合、「従事期間」は「2022年4月から2023年3月」、「現地業務参加期間」は「2022年4月から1.8ヶ月」とする。(もしくは実際の従事開始月からの実績人月とする?)	基本は②でお願いします。複数の渡航がある場合、渡航単位でご記載いただいても、まとめていただけても構いません(例:2023年3月(業務従事開始)～2024年2月(従事終了)、うち3渡航、計3人月)。	●
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-13	<上記2-12-12回答への要問> 上記2-12-12の回答に、ご回答いただきました。 基本は②ということは、	一例として、2024年2月1日から1か月、2024年6月1日から1か月、2024年9月1日から1か月従事した場合、 (1)2024年2月から1か月、2024年6月から1か月、2024年9月から1か月とするか、 (2)2024年2月から2024年9月末(うち、渡航3回、計3人月)と記載するかいずれでも構いません。	/	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-14	プロジェクト契約期間内のうち、実際に稼働を始めた月～稼働が終わった月の合計月数を記載する。 例えば契約期間が2022.4.20-2023.3(12ヶ月)のプロジェクトのなかで、国内業務は2022.4.20-2023.2まで、現地業務は2022.5.20-2023.1までだった場合は、「従事期間」は「2022年4月から2023年3月」、「現地業務参加期間」は「2022年5月から2023年1月」と記載する。 という回答だと理解しています。	いずれもご理解のとおりです。	/	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-15	たた、「現地業務参加期間」のほうは、②のとおり実際に稼働を始めた月～稼働が終わった月の合計月数を記載するではなくて、以下のメールでの回答通り、実際の稼働月数を記載してもよい、つまり、従事期間の合計月数でも、実際の稼働月数でもどちらもよく、適していると判断できる形で記載すればよいという理解でよろしいでしょうか?	一例として、2024年2月1日から1か月、2024年6月1日から1か月、2024年9月1日から1か月従事した場合、 (1)2024年2月から1か月、2024年6月から1か月、2024年9月から1か月とするか、 (2)2024年2月から2024年9月末(うち、渡航3回、計3人月)と記載するかいずれでも構いません。	/	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-16	<上記2-12-15回答への要問> 上記2-12-15の回答と同様に、 「従事期間(年から力月)について、基本は稼働の開始月～終了月の期間を記載すること理解いたしました。そのため、「従事期間(年月から力月)」のうち稼働期間に空白期間がある場合についてお伺いさせて頂きます。 例えば、契約期間が2022.4.20-2023.3(12ヶ月)のプロジェクトのなかで、国内業務は2022.4.20-2023.2まで、現地業務は2022.5.20-2023.1までだった場合は、「従事期間」は「2022年4月から2023年3月」、「現地業務参加期間」は「2022年5月から2023年1月」と記載する。	ご理解の通りです。様式4-4については、文章の一部として記載いただけます。それを認めています。1ページに収まる場合には、文章の一部として1ページに収めなければ問題ないですが、1ページに収まらない場合には、上限の頁数の範囲内であれば、何ページに記載いただけます。	○	
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-17	<上記2-12-12、2-12-13回答への要問> 上記2-12-12の回答に、ご回答いただきました。 基本は②ということは、	現地業務以外の「準備・整理業務」についても2-12-13の回答に從って記載ください。	/	

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:【機構外・質問受付窓口】コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T18KWTzH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○

関連施設	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-18	2024年4月に改訂のプロポーザル作成ガイドラインについて、p.29 表中「⑥その他(便宜供与)」が追記されました。 便宜供与については、企画競争説明書に記載がありますが、その同じ内容をプロポーザルにも記載するという意図でしょうか?その場合、企画競争説明書における該当記載事項は凡そ2ページにも満たないことが殆どだと思われますが、表中ではページ数上限が2ページとあります。具体的に何の記載が求められているかご指示頂けませんでしょうか?	・改訂前のガイドラインでも「その他」として、現行ガイドラインに記載のとおり業務遂行上で必要な便宜供与が記載していたくようにしていました。他方、「その他」と記載していることで、便宜供与以外の内容を記載する事例がありましたので、タイトに「(便宜供与)」を追加するとともに、ページ限数を設定いたしました。 記載すべきくわしくしましては、企画競争説明書等で記載している便宜供与以外で、業務実施上必要となる企業体全体としての契約金額を、業務従事者数(様式4-1(その1))には、同じく共同企業体全体制しての業務従事者数を記載願います。」とあります。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-19	<上記2-12-11への更問> 質問:②様式4-1(その1)における業務従事者数は、JV全体での人数ででしょうか。人数記載は今後も必要なのでしょうか? うりに申し、「JV全体での人数を記載願います。」との回答をいたしております。また新「プロポーザル作成ガイドライン」の注釈に「[共同企業体の場合には、契約金額(様式4-1(その1)及び(その2))には、「(該当企業体ではなく)共同企業体全体制しての契約金額を、業務従事者数(様式4-1(その1))には、同じく共同企業体全体制しての業務従事者数を記載願います。」]とあります。	この場合、 ①プロジェクトの時期によって業務従事者数は変わり、プロジェクト期間中に団員の出たり入ったりもあると思いますが、業務従事者数として記載するのは、 ・契約開始時点の業務従事者数 ・契約終了時の業務従事者数 ・契約期間中の業務従事者数 ・契約期間中にプロジェクトに参加した業務従事者全員(のべ人数) いずれを記載すべきでしょうか。 ②IV. プラットの場合。 ・自社がJV代表者の場合、自社団員および全ての構成団員・補強団員を含む全員分の人数を記載 ・自社がJV構成員の場合、自社団員および代表者団員・他社構成員団員・補強団員を含む全員分の人数を記載 ・自社がJVを作成せずプラットの場合、自社団員および補強団員を含む全員分を記載 という理解でいいでしょうか。	●
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-20	<上記2-12-19への更問> 質問:③様式4-1(その1)における業務従事者数につき、「契約開始から終了までにプロジェクトに参加した業務従事者全員(のべ人数)を記載ください」とのことですが、1人の業務従事者が2つのポジションを兼務する場合は、1名とカウントするのでしょうか?それとも2名とカウントするのでしょうか。	1名のカウントしてください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-21	様式「(資本的関係又は人的関係に関する申告書)」について、プロポーザルでどの部分に貼付すればよいでしょうか。 ワークライバランスの書類への後でよいでしょうか。	様式の番号順でご提出ください。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-22	プロポーザルに添付する「資本的関係又は人的関係に関する申告書」(様式7)について、「カ一般財団法人一般財団法人の理事」に非常勤の理事が含まれるかどうかお教え下さいますでしょうか。	はい。非常勤の理事も含みます。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-23	<上記2-12-21への更問> 「様式7 資本的関係又は人的関係」のプロポーザルの入れる場所につきまして、「様式の番号順でご提出ください」とご回答いただきました。 表紙の部分、1章の前に入っています様式5 日本国法人認証調書の次の理解でよろしいでしょうか、様式番号順とありますと、様式4-2は第3章に含まれますため、プロポーザル本文の最後となります。番号順の解釈につきまして、ご教示いただけますと幸いです。	ご記載のとおりで構いません。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-24	プロポーザルガイドラインの別添資料8(記載事項と分量)について質問です。 ①章「1類似業務の経験」「(その1)の下記8点とあります。法8はありません。 ②上記が法8と記載するべき事項、法7に「(式4-1(その1)は上限を1ページ、様式4-5(その2)については、上限を2ページ)」とあります、当初様式4-1(その1)の上限も2ページと設定されておりましたところ、1ページなどとあります。 様式4-5(その2)については2ページのままで、様式4-1(その1)のみ1ページに修正されたのはなぜでしょうか。 また、この点は修正箇所として赤字で反映等されておらず、修正された場合は適切な周知をお願いいたします。 ③③ 業務主任者は業務管理グループの経験、能力に注8がありますが、前述の通り注8はありません。	①③注記と表中の番号にすれがあり申し訳ありません。 ご指摘のとおり、「(その1)の下記8点と記載が正確です。 ②ご指摘いただいた箇所については、記載ミスです。 様式4-1(1つに)については、「(その1)2)との記載のとおり上限は2ページ、様式4-5についても、「(その2)2)との記載のとおり上限は1ページです。 追って注7)の記載について、以下のとおり更新しますが、その際は赤字で表示いたします。 「様式4-1(その1)及び様式4-5(その2)については、上限を2ページと設定しています。」	●
2. 技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-25	10月の改訂で、2章の作成計画に上限のページ数上限が細かく設定されています。作成計画は44サイズ1ページでは細かくなりませんしてしまったこともあり、A3に拡大するなども多いため上限2ページとしていただいているのです。そもそも、作成計画に降伏は目ごとの細かなページ設定は不要で、以前に通りで良かったのかではないでしょうか。 また、2章の業務実施の方法について「コサインの皆様のご負担を考慮する」とページ数上限を変更する予定はないとのことでしたが、配点に対しページ数が少ないと考えます。ページ数上限を増やしていただきたいです。	今回のページ数の上限設定は、各項目に適応した提案を頂きたいという趣旨で今般改定したものです。 当面は現行のページ設定で進めて、ご理解頂けますようお願いいたします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	13 証明書の添付	2-13-1	認定や資格の証明書コピーについて。コピーの添付が必要なものを作成リストアッピングしていただきたい。 (ISO9001シリーズ認定証、ワークライバランスに関するもの、外国籍人材日本語資格証明書、必要、との理解でよいのか?) また、「ワークライバランス(プロポーザルGLの別添資料13)に関して、最も高い加点となる認定証のみ添付があるが、資料内の表に示された認定の中どの点に注点で進むかあるのか。	第1章 法人としての経験、能力に関連する認定書等は写しの添付をお願いします。 第2章 の評価は象業務従事者の評価に関する諸手の認定書や他資格等の認定等は不要です。 ワークライバランスについては、別添資料13に記載の通り「WLB 関連の評価基準について条件を満たしている場合、一律 1 点を枠内にて評価します。」	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-1	評議事項業務従事者の選定について、「該当の認定資格の認定書の添付は不要です」と外国语の認定書(写)の添付についてはプロポーザル提出時に不要と理解しましたが、取得学位・資格・研修実績の証明書(又は認定書)の写しの添付も不要でしょうか。	業務従事者の資格等の写し添付は語学以外も不要となります。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-2	業務従事者の資格等の写し添付は語学以外も不要という点について、 単類型でも、同様に証明書等の添付不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-3	単独型でも、証明書等の添付は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-4	プロポーザル作成ガイドラインP38において、提出された簡易プロポーザルに記名、押印がないとき、という項目の時提出措置項目が削除されており、単独型では押印省略が認められないという理解になるでしょうか。	単独型の簡易プロポーザルも押印省略可能になっています。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-5	「業務実施契約(単独型)簡易プロポーザル」について質問です。 単独型の業務従事者の類似経験は10年以上の前件も記載可能で、合計10件に限定する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	単独型についても10年以内の案件かつ、上限10件とさせていただきます。	○
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-6	現状回答表に掲載されている回答2-10では、様式4-5(その3)に記載する3案件を、様式4-5(その2)の10件に含めるか否かについて、現状どちらの判断もつかないなどと記載されております。この考え方は、単独型へも同様に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	単独型も同様に、様式4-5(その3)に記載いただく案件は、上記の10件に含めるか含めいかのご判断はお任せします。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-7	ワークライバランスに関する認定評価に関して、プロポーザル作成ガイドラインの別添資料13では、価格以外の要素を評価する場合は必ずワークライバランスの対応を評価するように記載されていて、業務実施契約用の様式2-1には認定評価に関する記載がありますが、単独型の様式2-2には該当部分がありません。 これは、単独型の場合は認定評価の添付は不要ということでしょうか。	単独型はワークライバランス認定評価の対象外です。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-8	コンサルタント契約案公示(業務実施契約(単独型))の応募について、「コンサルタント契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」によりますと、P.39の「別添資料11」の中に以下に記載がございます。 (2)業務従事者にかかる制限等 (2)業務期間複数案件への同一業務従事者による複数応募の特例 簡易プロポーザルの提出期限が同日である複数の案件に、同一の業務従事者を配置して応募することは、複数の案件で優先契約交渉権となる可能性が出てくるため、認められません。	プロポーザルガイドラインP40の次の記載とおりです。 「2)簡易プロポーザルの提出期限が同日である複数の案件に、同一の業務従事者を配置して応募することは、複数の案件で優先契約交渉権となる可能性が出てくるため、認められません。」	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-9	この度、昨日公示になった、2つに弊社では同一業務従事者が応募を検討しています。両案件とも、同日がプロポーザルの提出期限です。 他方、現地実務期間は重複はありません。 国際業務は、A国渡航後の整理業務(5日間)とB国渡航前の準備業務(5日間)が6月上旬～7月上旬で実施することになりますため、時間で重なるものの、この2件以外の従事案件もいため、両案件5月間ずつ、計10日間の業務をその時期で実施することは可能で、調整可能な範囲と考えております。 上記2件に聞いて、「業務実務期間重複案件ではないと考へて、2つとも応募可能でしょうか?」 それとも、国内業務期間が多少重なるため、調整は可能で計10日の確保はできますが、両方への応募は不可でしょうか?	この度、昨日公示になった、2つに弊社では同一業務従事者が応募を検討しています。両案件とも、同日がプロポーザルの提出期限です。 他方、現地実務期間は重複はありません。 国際業務は、A国渡航後の整理業務(5日間)とB国渡航前の準備業務(5日間)が6月上旬～7月上旬で実施することになりますため、時間で重なるものの、この2件以外の従事案件もいため、両案件5月間ずつ、計10日間の業務をその時期で実施することは可能で、調整可能な範囲と考えております。 上記2件に聞いて、「業務実務期間重複案件ではないと考へて、2つとも応募可能でしょうか?」 それとも、国内業務期間が多少重なるため、調整は可能で計10日の確保はできますが、両方への応募は不可でしょうか?	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-9	様式6-6 質問参加資格審査申請書を取り扱いつつです。 業務実施型にかかる簡易プロポーザルの提出に際しては、本様式の提出は不要でしょうか。 新しいガイドラインでは、様式7が必要になることは存じ上げております。	様式6は個人コンサルタントの場合が必要です。 「対象外」とはプロポーザルの分量(ページ数)のカウント対象外の意味です。 なお、様式7は個人の場合は不要です。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-10	P20の別添資料9「業務実施契約(単独型)におけるプロポーザルに記載する事項と分量」の〇業務実施契約について質問です。 以前のガイドライン(2023年10月)には、「1) コンサルタント等の法としての経験、能力には、「(3)その他参考となる情報」がありましたが、2024年10月版には記載がなくなりました。(3)その他参考となる情報」は評価対象外でありますましたが、今は成作不登録となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-11	様式2-3「業務期間が重複して応募する場合について」は、簡易プロポーザル案件に複数件応募する場合に必要となるものでしょうか?簡易プロポーザルではなく、かつ複数の案件に応募したい柔軟性交渉順位が1位となつた場合、いずれかを辞退するのではなくすべて実施する場合には不要でしょうか?	ご理解のとおりです。単独型ではない業務実施契約の複数応募に対しては提出不要です。	/
2. 技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-12	単独型業務にプロポーザルを提出予定ですが、ガイドライン改訂に伴う書き方について2件お尋ねします。 1)様式4-5における外国语の書き方についてですが、例えば、以下のように記載すればよいででしょうか? 外国语 取得履歴(取得年月)/自己申告(ネットワークのみ)/評議会対象語学(●語)での3件以上の業務経験 英語: TOEIC 960点(2014年7月)、S級、評議会対象語学(英語)での3件以上の業務経験あり スペイン語 DELE B2(2008年11月)、評議会対象語学(西語)での3件以上の業務経験あり 2)業務従事者の経験	1)ご記載のとおり問題ありません。 2)単独型も業務実施と同様に10件を上限とします。『最近 10 年間の業務経験にプライオリティをおいて評価する』の記載はわかりづらい表現になっていますので、ガイドラインの次回改定時に修正します。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T18KWrTzH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-1	<p>全省庁統一入札資格に関してご確認いたしました。</p> <p>弊社のパートナー企業でもあり、貴機構のコンサルティング業務に応札を考えている会社(以下、A社とする)が2024年4月1日以降B社と経営統合し、新会社を設立されるとあります。</p> <p>ただし、社名はそのまま維持する予定。(A社とB社とも全省庁統一入札資格を有しています)</p> <p>同時に法人登記が完了したのち、全省庁統一入札資格の申請(早くても4月中旬以降に申請)を行う予定なのですが、認証が5月GW明けになる可能性が高いようです。</p> <p>つまり、4月以降弊社がA社と共に企画体を組んで応札する場合は、 新会社(A社)の全省庁統一入札資格の認定がござります。</p> <p>そこで確認させて頂きたいのですが、上記のような状況の場合、 ①企画体として入札資格がなくとも、応札が可能な場合(代表式共同企画体結成届に、全省庁統一入札資格を申請か、と記載される場合)のいかが 認証され次第、全省庁統一入札資格をお知らせればよいか? ②統合前のA社及びB社の証明書の提出、もしくは統合後のA社の証明書の提出でよいのか等、貴機構の見解をいただきたく、よろしくお願いいたします。</p>	<p>応募可能です。応募書類は新会社での資格を申請中である旨を付し、新会社の情報(商号・住所・法人番号・代表者等)を記載いただき、 確認書類として新会社の登記簿(写)を提出ください。契約締結までに新規書類をご提出ください。 なお、A社とJICAにて実施中の契約がある場合は、団体情報の変更手続きも必要ですので、以下をご参考 し、手続きをお願いします。 https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-2	<p>説明会が行われました、「資本関係又は人の関係における競争参加資格の制限導入」に関して質問させてください。</p> <p>説明会では、様式7に記入する対象は、JICAコンサルタント事業に実際に応募しなくとも、参加資格がある場合はすべて開業届出の際に明記があつたと思います。法人の場合はそれで問題ないのですが、個人の資格の場合は、 ポーラル作成ガイドラインの37、①日本国内に居住していること、③税金の納付がないこと、④所属先がある場合は、所属先の同意を得ていること、④日本国内の藉籍を有すること、と定められていて、これらは役員のほとんどが対象となります。</p> <p>また、様式7の別紙、記入上の注意事項には、人の関係に関しては、「オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主」と記されています。</p> <p>様式7の「2 該当項目b)」に掲げる人の関係のある他の競争参加資格者、に記載すべき対象は、 ①ガイドラインに従い、応募資格のある役員個人をすべて記載する ②役員のうち、個人事業主のみを記載する のどちらになるのでしょうか。税務署に開業届を出している者、ということでおよしいでしょうか。 また、この場合、個人事業主の定義は何ででしょうか。税務署に開業届を出している者、ということでおよしいでしょうか。</p>	<p>1.個人の参加資格とは、プロポーラル作成ガイドラインP36に記載の通り、「法人格を持たない個人の資格で競争に参加する方」を指しますので法人格をお持ちである役員は該当いたしません。</p> <p>2.①の「応募資格のある役員個人をすべて記載する」なりますが、ここでいう「役員」は様式7のア～オに該当する「役員等」となり、他の社の役員等を兼任しているもしくは個人事業主である場合に該当する方となります。 また、個人事業主については、ご理解の通りです。</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-3	<p><上記2-15-2への更問> ①の回答をいたいでいますが、法人の役員であっても「個人の資格で競争に参加する」可能性があるので、役員のほとんどが対象になってしまふと考えました。いたいたい回答によりますと、法人の役員は「個人の資格で競争に参加する」ことはできないということです。</p> <p>②様式7の「2 該当項目b)」に掲げる人の関係のある他の競争参加資格者、に記載すべき対象</p> <p>の回答につきましても、税務署に開業届を出していなくとも、税務の問題で別途して、個人の資格で競争に参加することは可能と考えています。(プロポーラル作成ガイドライン37にはそのような記載はありません。また小規模な副業や単発の業務では開業届を出さず済ますケースはあると思います)。</p> <p>一つ目の質問で、法人の役員は「個人の資格で競争に参加する」ことはない(できない)のであれば様式7への記載上は問題ないのですが、一般論として、税務署へ開業届を出していない個人は、個人事業主でないので、個人の資格で競争参加はできない、ということなのでしょうか。</p>	<p>①法人の役員は法人の役員として参加することも、「個人の資格で競争に参加する」ことも制度上可能です。 法人に役員として参加された場合は法人として、個人の資格で競争に参加された場合は個人として、競争参加資格を確認させていただきます。 いずれの場合におきましても、役員などになっている法人との同一案件への応募は制限されます。</p> <p>②プロポーラル作成ガイドラインでは、個人の場合は、個人事業主であるか否かは個人の資格に含まれませんので、制限されず競争参加することが可能です。</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-4	<p>令和3年導入された「コンサルタント等契約における資本関係又は人の関係における競争参加資格の制限導入」についてお問い合わせいたします。</p> <p>補強団員については様式7内に記載するのでしょうか。</p> <p>様式内には ・参加者が共同企業体の場合は、構成員ごとに作成 ・個人コンサルタントとして参加する場合は、 ・個人申請書の提出は不要</p> <p>とありましたが補強について明記がありませんでした。</p>	<p>補強団員については、提案の段階でJICAでは補強の確認はできませんので、補強は、競争参加制限の対象外とします。</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-5	<p><上記2-15-1への更問></p> <p>以前、技術提案書提出時に【全省庁統一入札資格(番号)】が間に合わない場合は、 【確認書類として新会社の登記簿(写)を提出下さい】と返信を頂きました。</p> <p>登記簿についても、間に合わない可能性が高く、ただ、技術提案書提出日の翌週には入手・貴機構に送付できる場合においては、技術提案書に【全省庁統一入札資格番号の更新申請手続き中、X月X日には貴機構に送付予定】と記載し、 届出するということを問題ないでしょうか。</p>	<p>ご記載の通り構いません。 取り付け次第提出をお願いします。</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-6	<p>コンサルタント等契約における「資本関係又は人の関係における競争参加資格の制限導入」についてお尋ねします。</p> <p>登記簿入力は、ガイドラインに記載のある会社法で規定する株式会社が主たる対象であり、一般財団法人は制限導入の対象外との理解でよろしいでしょうか。一般財団法人が制限導入の対象外である場合、プロポーラルの提出時に様式7で定める申告書の提出は不要でしょうか。</p>	<p>本制度は会社法で規定する親会社・子会社としますが、一般財団法人についても、親会社・子会社と同様な人的関係が得たため、本制限の対象となります。</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-7	<p><上記2-15-6への更問></p> <p>「一般財団法人についても、親会社・子会社と同様な人的関係があり得るとのことです、 どのような場面にありますか、教示下さい。」</p> <p>親会社・子会社の定義は会社法で規定されているため明確ですか、 一般財団法人については、どのような法人を親会社・子会社として想定されるのか、ご教示ください。</p>	<p>役員等(例:代表理事、理事)に該当する者が、他法人の役員等を兼ねている場合を想定しております。</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-8	<p><上記2-15-7への更問></p> <p>人の関係について、プロポーラル作成ガイドライン別添資料12の1.(2)(3)b)では、 対象となる二者が、会社等の役員又は管財人と規定されており、「会社等」役員」「管財人」の定義が明記されています。 また、様式7の別紙のⅢの※3では、「役員等の役員が明記されています。 そのため、一般財団法人の役員等は、これらの対象にならないと考えますが、ガイドラインの(2)によると解釈すればよいかご教示ください。</p>	<p>一般財団法人の場合は、プロポーラル作成ガイドライン別添資料12.1.(2).3)c)に該当します。</p> <p>c)その他競争の適性が阻害されると認められる場合 組合する共同企業体を含む。)とその構成員が同一の競争に参加している場合、その上記a)又はb)と同規しする資本関係又は人の関係があると認められる場合。</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-9	<p>各案件毎の入札指示書では、5.競争参加資格(3)共同企業体の結成の可否について、「なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)構成員の資格要件に関する競争参加資格要件を求めません」とあり、実際の共同企業体構成員として、日本登記法でない海外の会社が応札することも可能と存じております。 したがって、様式7に記載する他の競争参加資格者とは、構成員の資格要件1)②を満たさない、海外の会社についても、対象といえる理解でよろしいでしょうか。 また、様式7は構成員ごとに作成・提出とのことですが、上記入札指示書の記載と矛盾するのではないかでしょうか。</p>	<p>はい、海外の会社についても、様式7に記載する他の競争参加資格者の対象となります。</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-10	<p><上記2-15-4への更問></p> <p>「補強団員については、提案の段階でJICAでは補強の確認はできませんので、補強は、競争参加制限の対象外とします。」とありますか、提案段階で確認ができないのは業務実施プロポーラルの場合かと思います。一方、単独型プロポーラルで個人コンサルタントを補強として配置することは認められていますが、この場合、補強であることの確認ができます。</p> <p>単独型で補強を配置する場合 1.配置する方法として、様式7に添付が必要でしょうか。 2.必要なった場合は添付しないから簡易プロポーラルが無効となる理解でよろしいでしょうか。 3.記載される個人コンサルタントは、競争参加資格審査申請書の提出が必要でしょうか。 4.申請書に依然無効を確認していかなかった場合は、簡易プロポーラルが無効なる理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1.必要です。 2.無効です。 3.不要です。 4.上記3が不要なので無効になります。</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-11	<p>コンサルタント等契約における「資本関係又は人の関係における競争参加資格の制限導入」について、一般財団法人の理事については、「コンサルタント等契約におけるプロポーラル作成ガイドラインの別添資料11の(1),(2)(3)c)の(3)の他の役員の適正でか阻害されると認められる場合(の)の同規しする人の関係)」の対象となる者に該当すると理解していますが、一般財団法人の理事を含めることは、国土交通省の基準の運用に準拠したものかどうかが表示下さい。 なお、要望ですか、今後ガイドラインを変更する際に、ガイドラインの別添資料11及び12並びに様式7の別紙II※3において、一般財団法人の理事が含まれることを明記していただきますよう、ご検討をお願いいたします。</p>	<p>①一般財団法人の理事以外で該当する役職はありません。 ②国土交通省では一般財団法人について明確な基準は示されていませんが、当機構においては、契約件数が多いことを踏まえ公正性の観点から、一般財団法人に対しても競争参加制限の対象と致しました。 ③ご要望については、プロポーラル作成ガイドライン及び様式7の別紙II※3に追記致します。</p>	●
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-12	<p>全省庁統一資格の更新の時期ですが、以下のよう3年前と同様の措置は採られますでしょうか。 2022年4月1日～2022年6月30までの期間を経過措置期間と位置づけます。</p> <p>該期間中の公表公示条件では、令和元・2・3年の全省庁統一資格にて競争にできるものとしますった場合、簡易プロポーラルが無効なる理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>はい、令和7・8・9年度の資格については2025年度第4四半期を経過措置期間として設ける予定です。 ただし、随時審査は取得時期が読みにくいことがあるので、定期審査での資格取得を推奨します。</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-13	<p>プロポーラル作成ガイドライン様式7「資本的関係又は人の関係に関する申告書」について、弊社には親会社・子会社の会社が複数あるものの、それらは競争参加資格を有していません。業務実施型、業務実施型(単独型)のプロポーラルでは、様式7の提出が必要となつていて、親会社・子会社関係にある会社があるものの競争参加資格を有していない旨を記載して提出すればよろしいでしょうか。</p>	<p>はい。ご提示いただいた通りに記載いただくことで構いません。</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-14	<p>「様式7」資本的関係又は人の関係に関する申告書につきお伺いします。「コンサルタント等契約におけるプロポーラル作成ガイドライン」別添資料11別添資料2によれば、「一般財団法人、一般社団法人及び組合(もしくは)人の関係」に二いて「様式7 資本的関係又は人の関係に関する申告書」を記入・提出する必要がありますが、公益財団法人、公益社団法人は様式7を記入・提出する必要がないと理解してよいでしょうか。</p>	<p>いいえ、公益財団法人、公益社団法人を含め、法人の形態として公益法人が該当する法人は、様式7を記入し、提出してください。</p>	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-15	<p><上記2-15-2への更問></p> <p>説明会では、様式7に記載する対象は、JICAコンサルタント事業に実際に応募しなくても、参加資格がある場合はすべて対象とする、との説明があったとのことです。</p> <p>これによれば、競争参加資格がある他の団体と人の関係がある場合、当該団体に個々のJICA案件への競争参加意思を都度確認する必要はなく、当該団体が実際に競争に参加するか否かにかわらず、当該団体との人の関係を記載して提出すればよいと理解してよいでしょうか。</p>	<p>ご照会の件について、個々のJICA案件への競争参加意思を都度確認する必要はありませんが、同一案件に人の関係のある社と貴社がプロポーラル等を提出された場合は両者失格となりますので、ご注意ください。</p>	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T12KWRtZB8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-16	様式7(資本的関係又は人的関係に関する申告書)について伺います。 様式7は、簡易プロポーザル以外にも提出は必須でしょうか?	業務実施契約と業務実施契約(単独型)の両方で様式7の提出が必要です。 ご指摘を踏まえ、ガイドラインの記載が修正を検討します。	●
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-17	コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインにて、簡易プロポーザルの場合、積極的資格制限3として「様式7に必要事項を記入し記載して下さい(同ガイドラインP36)、また同ガイドラインP39ページの「必須提出書類」として、様式7が含まれています。	想定している団体は、法人の形態として公益法人に分類される団体です。(例:公益財団法人、公益社団法人、NPO法人、宗教法人、学校法人)	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-18	競争プロポーザル以外においては、同ガイドラインP47に記載のとおり、「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合の様式7を提出するのでしょうか? また、簡易プロポーザル以外でも提出を求めるでしょうか?	はい。申請書へ記載してください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-19	<上記2-15-14への更問> (公益財団法人、公益社団法人等の法人形態における競争参加資格の制限導入)に関して、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン別添資料1の、(2)①の「v.その他の業務を遂行する者であって、i)からiv)までに掲げる者に適用する者には例別表が含まれるでしょうか?一般財團法人及び一般社団法人の他に「人の関係」として申告が必要な団体を教えてください。」	①該当項目a), b)の関係にあるすべての者(企業)の中で、プロポーザル作成ガイドライン別添12に記載されている消極的資格制限を受けていない者(企業) ②該当項目a), b)の関係にあるすべての企業の中で、プロポーザル作成ガイドライン別添12に記載されている積極的資格条件(全省統一資格)を有する者(企業)	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-20	<上記2-15-19への更問><上記2-15-13への更問> 上記2-15-19の質問をいただきました。 一方、競争プロポーザルによる公開されている競争参加資格の質問を含む2-15-13には、競争参加資格を持っていない開港会社について、「競合会社が持つべき競争参加資格を有していない旨を記載して提出をすればよい」と書かれています。上記(1)の(2)構造的資格条件を規定する競争参加資格要件を規定する競争参加資格要件を規定する者であることは、各社の判断に委ねますので、上記回答に基づき資本的関係の、人の関係を有するすべての企業を対象とする者が求められるものと想定します。2-5-13通り全省統一資格を持っていない場合は、競争を省略することが可能なのか、改めて整理いただけますと幸いであります。(グループ企業がある多いため、どのように記載すべきか確認をいたくお伺いする次第です)。	失礼致しました。改めて以下の整理とし、回答致します。 全省統一資格の有無に関わらず、様式7の内容に沿って記載してください。グループ企業が多い場合は、別途リスト化した形式でも構いません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-21	プロポーザル作成ガイドラインの別添資料1.2企画競争説明書・入札説明書の共通事項、1.競争参加資格、(2)構造的資格要件、3)資本関係又は人の関係、b)の関係等にv.に記載されているその他業務を遂行する者であって、i)からiv)までに掲げる者に準する者の判断基準などは、各社の判断に委ね自己申告などはでしょうか?準するといふもの、明確に定められていない所もあると思われるため、確認させていただきました。	記載のとおり一般的に「その他業務を遂行する者」か否か各社にてご判断ください。 個別事例で必要であれば別途ご相談ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	15競争参加資格	2-15-22	弊社および弊社グループ関連会社の役員の異動が総会で決定されました、登記の変更、およびJICAへの会社情報登録は、総会での新しい決定内容に則るのか、もしくは②変更が完了するまでは、以前の役員情報を則るのか、どちらになりますでしょうか?	①総会での新しい決定内容に則り、様式7をご作成ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	16評価結果の公表	2-16-1	プロポーザル作成ガイドラインP40において、失注ヒアリングの項目が削除されていますが、評価結果の評価表(応募者の配点)の公表についてはどのようにされるのでしょうか?	7月1日以降の公示案件から、失注説明は取りやめ、交渉順位決定通知時の別紙による詳細点数を通知いたします。(詳細:コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて)(2023.06.30付お知らせをご覧ください) https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html	/
2.技術評価・業務実施上の条件	16評価結果の公表	2-16-2	1)コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約) https://www.jica.go.jp/about/announce/index.php?contract=1&s=20 ①二回の評議会能力強化アドバイザリーチーム(509B)のみ「評価結果」が「選定結果」にアップロードされているのはなぜですか? ②選定結果13の期は2020年11月4日の案以降使用されていないのはなぜですか?	①掲載候補所が誤っていましたので、正しい場所に掲載しました。 ②評議会結果と選定結果はほぼ同じ内容であり、更にコンサルタント等契約における選定結果及び調達実績(https://www.jica.go.jp/about/announce/result/index.html)で、一部掲載の重複があるため、評議会結果として一つに纏めたものです。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	17ワークライフバランス推進	2-17-1	プロポーザル作成ガイドライン(2023年10月版)にて追加された別添資料13について、 (2)②の行動計画案等の従業員開示について、「社内ガイドライン上で従業員へ周知した日がわかる画面」との説明がございますが、これは社内従業員に対する通知・音メールのメール送信画面面でも要件を満たしていますか?	ご理解のとおりです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-1	今回プロポーザルガイドライン改定で、従来は現地業務と国内業務の2段に分けて示していましたが、この区分はしなくなっていますということでしょうか?	様式4-3についてご理解のとおり、現地と国内の区分は不要としました。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-2	様式ファイルのうち様式4-2(企画競争(QCBSランプサム))／一般競争入札(総合評価落札ランプサム型)】に記載のとおり、様式8「企画競争(QCBSランプサム)」に記載のとおり、現地と国内に分離があると思われますがいかがでしょうか?	「様式4-2(企画競争(QCBSランプサム))／一般競争入札(総合評価落札ランプサム型)」について、様式内での記載が生じないように修正しました。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-3	様式4-3 要員計画の様式が変更(現地と国内業務を分けない)となりましたが、弊社としましては旅費積算の簡便性から現地と国内に分けた様式でできれば使いたいと考えております。現地と国内を分けた旧様式でプロポーザル提出した場合、減算されるリスクはありますでしょうか?また、新様式の使用を今後社内で促進していくため、新様式導入された理由と、新様式のメリットをご説明いただけますでしょうか?	各社が異なる様式で任意で用いるようになりますと混乱が生じる可能性がありますので、新様式をお使いください。現時点では旧様式を用いた場合の減点については定めていませんが、新様式の使用徹底がなされない場合、今後減点を検討する可能性があります。 今回、様式を変更した理由と致しましては、従来は現地人月と国内人月を分けて要員計画を作成いただき、それに基づき管理していましたが、現地人月と国内人月の振替は、従事者数であることから、JICAとしては経理人の月数で管理することとし、それに合わせて様式を変更したのです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-4	プロポーザル作成ガイドラインについて、様式4-3要員計画での「点線」表記は、2023年10月改定後でも適用されますでしょうか?	全体か部分かにかかわらず配置期間は実線を引いてください。	○
2.技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-5	要員計画(様式4-3)の記載方法について質問です。 プロポーザル作成ガイドラインP5には、「要員計画の記載方法は、各要員の配置期間を実線で表示してください。」とあります。様式4-3例示として黒の実線で記載されていますが、この業務従事期間を示す様の記載方法等を工夫してよいでしょうか?	簡素化のため、2023年10月より業務場所の区別なく黒の実線での記載をお願いしております。準備業務の配分等は作業計画でのご提案・ご説明をお願いします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-6	コンサルタント等契約における、業務種別等考え方について、どういう業務内容である場合には、どの業務種別で、どの契約形態・業務実施契約(「業務実施単独型」)で契約されるか、と考えれば良いのかについてお尋ねです。 例えば直近2024年6月12付の、コンサルタント等契約調達実定案件情報ファイルに記載されていた後述の案件を例にして、特に知りたい分類の違いについて、以下に質問項目を書きます。	業務実施契約と業務実施契約(単独型)の違いについては、以下「コンサルタント等契約の概要及び手続き」をご参照ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/beginner/application/consultant/index.html	/
2.技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-7	Q1) A1とA2はどうちらも業務種別は同じですが、調達件名に「アドバイザリー業務」が入っているか否かが違います。この違いは何でしょうか。業務内容がアドバイザリー業務か否かでどうですか? Q2) A2とA3とも調達件名に「アドバイザリー業務」が入っています。 しかし業務種別が違っていて、前者は「技術協力プロジェクト」後者は「技術協力個別案件」です。この2つの違い、「個別案件」という意味は何でしょうか?これは「単独型」といふことは、また違うと理解しておりますが。	また、実施種別である「技術協力プロジェクト」と「個別案件」の違いは以下のとおりです。 「技術協力プロジェクト」の定義は「一定の成果を一定の期間内に達成することを目的として、予め合意された協力計画に基づき、専門家の派遣、研修員の導入、機材の供与等と一緒に実施・運営する技術協力事業」であり、この定義に合致しないものを「個別案件」と称します。	●
2.技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-8	Q3) A3とB1の違いは何でしょうか。業務内容によってA3に記入したり、B1にならなければ記入するのでしょうか?それとも、業務内容が同じようなものでも、A3に記入したりB1にならなければ記入するのでしょうか? つまり、單に契約形態によって、業務実施にするか、「業務実施単独型」にするかの違いでしょか? この契約形態が違うと、もうろくなれば、プロポーザルで出すべき書類や、直接経費の扱いが変わってくると理解しております。 A)コンサルタント等契約(業務実施) A1)調達件名:東芝モバイル国際的な土地管理のための地形図作成能力向上プロジェクト 業務種別:業務実施契約「事業実施・支援業務」技術協力プロジェクト A2)調達件名:パブリックデューニティ技術協力プロジェクト 業務種別:業務実施契約「事業実施・支援業務」技術協力プロジェクト A3)調達件名:東芝モバイル国際的な土地管理のための地形図作成能力向上プロジェクト 業務種別:業務実施契約「事業実施・支援業務」技術協力個別案件 B)コンサルタント等契約(業務実施単独型) B1)調達件名:J/モンゴル可能エネルギー推進アドバイザリー業務 業務種別:業務実施契約(単独型)・専門家業務	なお、プレ公示中の「パングラデশ国技術教育アドバイザリー業務」については、個別案件に変更する予定です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-7	様式4-1(その3)コンプライアンス体制について、共同企業体を結成する場合は代表者のみの提出(6で構成員について確認)でよいと理解しておりますが、7の構成すべき取組についても代表者の取組のみの記載となりますか。構成員が何から取り組みを行なっている場合、構成員も記載するなどなりますでしょうか?	ガイドラインに記載のとおり、内容により加点の対象となりますので、適宜ご判断ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	18様式	2-18-8	プロポーザルガイドライン(2024年10月改訂版)様式4-2(その2)の注釈4.5について、FAQ 2-12-12と整理が異なるよう思いました。FAQでは「プロジェクト契約期間内のうち、実際に稼働を始めた月～稼働が終った月の合計月数ではない」とあります。つまり、実際の稼働月数等を具体的に記載してもよく、適していると判断できる形で記載すればいいと読み取っています。 現状では業務公報で国内と現地を分けて報告していないなか、この様式だけは本当に注釈4.5のような具体的な従事年月、稼働回数まで示す必要があるのでしょうか?	ご指摘の注釈4.5については、FAQの2-12-13に回答しているように細かく記載いただいため、そうでもどちらでも構いません。記載しやすい記載方法をお願いします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	19適用範囲	2-19-1	現在プレ公示されている案件はいずれも10月以降公示予定ですが、業務主任者以外の担当業務も評価対象となっています。これらの案件は必ずも全てが新しい評価制度が適用されるという説ではないのでしょうか?	公示の時点で新制度対応となります。 プレ公示については、本日(9月29日)の外部向け説明後に、新制度対応で提示させていただきます。 なお、プレ公示は暫定的なものであり、正式には公示段階で示させていただいている内容が正となります。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	19適用範囲	2-19-2	適用範囲は以下の理解でよいでしょうか。 (1)コンサルタント等契約における技術協力方法、業務実施上の条件の提示の見直し 従来型企画競争案件(実質単独契約)、QCBS一般競争入札等で (ただし、変更後の評議会件名(1)の2.(2)の要員計画・作業計画についてはQCBSと一般競争入札は「要員計画」無し)。	ご理解の通りです。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:【機構外・質問受付窓口】コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T18KWTzH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には

関連施策	項目	質問番号	質問	回答
2. 技術評価・業務実施上の条件	20実績評価	2-20-1	別添資料10「コンサルタント等契約における実績評価について」です。P34に(4)実績評価結果の新規プロポーザル評価による実績評価として、「同一分野の分野とは、どのような基準で分野を設定されていますか？」とあります。しかし、また、漏点場合は明確な回答を示さない場合は記載がございません。加えて、「機材費」は「機械費用」の略称であり、機械費用の対象者として機械業者としての経験を持つ者、会社及び事業主はどちらかに加点されるところの理解がよろしいでしょうか。その場合、加点がそのくらいの程度か、加点がたしかな場合は、漏点の評価結果では、加点となっているのかが不明瞭なため、加点の有無について、開示していただけないでしょうか。	事業実績統計で用いている分野分類(9分野)を使っています。 https://www.jica.go.jp/activities/achievement/ 加点・減点については、ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/performance_evaluation.html)に記載の基準以外は案件によって関連性が異なるため、一律の基準を設けておりません。注文説明でご確認ください。
3. 格付認定・格付基準	01 適用範囲	3-01-1	(1)適用範囲は以下の理解でよいでしょうか。 (2)業務従事者の格付け認定の方法及び格付け基準の変更 QCBSと一般競争入札は格付けの確認が無いので適用外	ご理解の通りです。
4. QCBSランプサム化	01 QCBSの格付認定	4-01-1	QCBSランプサムの場合は受注者の提案実績による格付、一般競争入札とQCBSは格付認定の対象外ということですが、ランプサムではないプロQCBsの場合は格付認定はどのような扱いになりますか。	技プロQCBs案件については、従来型企画競争と同様にプロポーザルや打合簿にて提案された格付をJICAにて確認・認定します。なお、この取り扱いはランプサム契約ではないQCBSの既存契約でも同様です。
4. QCBSランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-1	QCBS-ランプサム方式の企画競争に参加する場合において、見積書の作成に際し、指定範囲(総合評価落札方式様式「ランプサム型」(「企画競争内訳書(業務費金額内訳書)」))を使用することになりますが、内訳書に印して、シート内訳書(内訳書(QCBSランプサム))のいずれかでよいのでしょうか。いずれのシートにおいても、2行目のブルクルで見積書として利用できるようになっており、また、欄外コメントにおいても、見積書としての提出時の注意書きをあります。見積書としての役割があらかじめ理解できました。一方、それぞれ求められている内容に違いもあることから、どちらを提出時に利用されたいか、明示して顶いたlyと思います。	QCBS-ランプサム方式の場合は指定様式のシート「内訳書(QCBSランプサム)」にて見積書を作成ください。次回様式更新等の際に注意書き等を追記するよう以致します。
4. QCBSランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-2	「一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)」/「QCBS-ランプサム型」(「内訳書(業務費金額内訳書)」)のいずれかでよいのでしょうか。競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS-ランプサム型との見分け方はフリーテキストはプロポーザルの見解書側の説明で決めて問題ないのでは?また、同一契約方式の見積書の入力画面では企画競争(QCBS含む)の見積書の入力画面には異なり、格付名を入力すると自動的にフリーテキストが表示されるような様式にはなっておりませんので確認させていただきます。	ご理解のとおりです。ランプサム契約ですので、フライクラスは競争参加者の裁量で決めていただくことで、問題ありません。
4. QCBSランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-3	QCBSランプサムの、プロポーザルの見積書の記載範囲についてです。 企画競争上記に記載の上限額は、定額計上金額を含んでいない金額とあり、プロポーザル時に提出する見積書の金額は、定額計上金額と金額を理解しています。 質問回答4-02-1によるおり、プロポーザルの提出には「一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS-ランプサム型」のシートを利用することができます。表紙には、先の質問回答で不要とありました「内訳書」の小計額がリンク設定されています。 質問内で「内訳書(QCBSランプサム)」には、企画競争説明書に記載の定額計上の費用や金額は、プロポーザル時点からカウントする必要がありますのでしょうか。 先に述べた通り、「内訳書(QCBSランプサム)」では、定額計上分が含まれてしまします。質問回答4-02-1で不要とご指示のありました「内訳書」は、定額計上の記載がなく、ランプサム部分(価格競争対象部分)のみを抽出した内容でありますため、プロポーザルでは「内訳書」を使用し、契約では「内訳書(QCBSランプサム)」を使用するなど、求められている内容によって分けることは、今後ご検討いただけませんでしょうか。 電子入札で入力した金額が選定基準と理解しておりますが、現在の見積書の様式では不明瞭な点が多いため、記載方法については明確な記載方法をご提示頂けますと幸いです。	QCBS-ランプサム案件は、「一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS-ランプサム型」の内訳書(QCBSランプサム)のシートを使用します。 また、定額計上分は企画競争説明書の記載のとおり、プロポーザル提出時の見積書に含めないため、見積書提出時は定額計上金額の記載は不要です。 一方、契約締結時には定額計上分を含めた金額で最終見積書として提出いただきます。 注記をプロポーザル提出時と最終見積書提出時と分けてわかりやすく修正します。
4. QCBSランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-4	ランプサム方式の公示案件(QCBS-ランプサム型)及び一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)に関し、プロポーザル作成ガイドラインがあると要員計画は提出不要と記載がありますが、様式4-30みならず、要員に関する一切の説明・提案の記載が不要となる理解でよろしいでしょうか。 プロポーザル作成ガイドライン(24年4月版)P.19(「~p.5?」) (1)要員計画(ランプサム型)は「はい」としては可です。 作業時間は実行するため、必要な時間と計算して、企画競争説明書を参考に様式4-3で作成してください(但し、ランプサム型は、様式4-3はみならず本体不必要なら、括弧書きの表現が不要と思われます)	ランプサム案件については、要員計画及び様式4-3の作成は不要です。ガイドラインについてはおって改定します。
4. QCBSランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-5	QCBS案件や一般競争入札(総合評価落札方式)案件では価格面の競争が視野に入れて見積書を作成(応札)する必要があります。そこで、応札をする際に、報酬経費や直接経費の単価、数量を変更して価格を下げる方法ではなく、 小計(報酬+直接経費)から一定数をディスクアウントした金額(内訳書にディスクアント記載)にて応札することは可能でしょうか? 例)100(報酬+直接経費) - 20(ディスクアウント) = 80(応札額)	応札の時にはご記載の方法で構いません。なお、契約交渉にて、契約附属書Ⅲ及びゼロ号打合簿に添付する契約金額詳細内訳での記載についてご相談させていただきます。
4. QCBSランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-6	「ランプサム契約の場合、要員計画および様式4-3の作成は不要」とのことですが、その場合、「2.業務の実施方針等(2)要員計画/作業計画」では、業務実施者の専門性、経験などを勘案せず、作業計画および実施体制のみが評価の対象となるという理解でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。
4. QCBSランプサム化	03ランプサム契約における契約交渉	4-03-1	9/29説明会スライド33-QCBSにおけるランプサムの概要にて、競約交渉を行わないという説明がありましたが、これは契約金額についての競約交渉を行わないという意味で、業務内容や支払い計画等の契約交渉は今後とも実施されるという点でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。金額に含まれる業務の内容や支払い計画については契約交渉にて確認致します。
4. QCBSランプサム化	03ランプサム契約における契約交渉	4-03-2	理処理ガイドライン(24年10月版)の4.2P(3)支払いに係る確認事項内の進捗割合(%)部分払を行う場合は、契約実行中に、中間成果報告(報告書等)及び提出時期を確認し、それまでの業務の進捗割合(%)を決めて打合簿に明記します(つきましては、契約実行時に契約交渉前に弊社に目安金額を算出しておく必要があると理解しておりますが、どのように算出すればよろしいでしょうか?) また、打合簿に明記とございますが、こちらは0号打合簿のことを差しているという理解でよろしいでしょうか?	双方で「想定される」進捗度合に応じた金額を算出してください。 (例えば、人月の消化度合、支出見込みなど) また、0号打合簿の別添の支払計画に記載ください。
4. QCBSランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-1	通用範囲は以下の理解でよいでしょうか。 (3)コンサルタント等契約におけるQCBs方式のランプサム化 うち、1~6、(9/29説明会スライド32~36)「QCBS5方式」 うち、7、8、(9/29説明会スライド38~42) 全案件	ご理解の通りです。
4. QCBSランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-2	今般確定させた契約管理ガイドラインおよび、今年9月実施のQCBSランプサム契約化導入に係るアンケートを改めて確認しまして、下記を尋ねさせていただきます。 ・新規契約管理ガイドライン_P.11にランプサム契約においてはダブルアイコンが可能と記載有り ・QCBSランプサム契約のアンケート調査:從来型企画競争案件の現地業務期間中、夜間にランプサム案件をランブ(国際業務として)実施する場合に旅費分担で運賃不要 この2点から現地業務期間中の実機構ランプサム契約にかかる業務であれば同日・業務実績により直機構ランプサム契約以外も他クライアント契約の業務については、業務実績により直機構ランプサム契約が適用されるという理解になりますよ。	QCBSランプサムは成果管理となり、業務従事者の投入管理は行いませんので、現地業務期間中の兼務業務については、貴社の責任においてご判断ください。
4. QCBSランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-3	経理処理ガイドラインのP.4の最終行の2行目に「③価格競争時に価値から値引きがある場合は、その値引き率を実績的にも通用します」とあります。価値から値引き率は、受注した場合に変更契約額の横上額の割合になるという理解であります。ただし、価値から値引き率をどう算出するかなどは、QCBS5方式のランプサム契約で変更契約額が算出される場合という点は、公表時点では予測できない新たな業務やTOPが発生した場合だと思います。にもかかわらず既存契約の引受け率が適用されるという点が理解できず質問しております。	いいえ、上額の8割で応札し、受注した場合に変更契約額は、横上額の8割になるということではありません。 値引き率は、次期契約に適用しますので、変更契約額の横上額には適用いたしません。
4. QCBSランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-4	<上記4-04-3の更問> 上記の回答に準拠し、経理処理ガイドラインP.42の記載は「③価格競争時に価値から値引きがある場合は、その値引き率を変更契約額も適用します」ではなく、「③価格競争時に価値から値引きがある場合は、その値引き率を次期契約にて適用します」と「変更契約額」を「次期契約」に修正頂くのが適切ではないかと思いに連絡しました。ご確認どうぞ宜しくお願い致します。	ご提案ありがとうございます。次期改正時、以下の通りに修正します。 ③価格競争時に横額から値引きがある場合は、その値引き率を「変更契約額の横上額」には適用いたしません。
4. QCBSランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-5	QCBS-ランプサム方式ですが、契約額=算定額によることが正確な算定額、数量確認は不要と理解しております。しかし、契約時の打合簿にて「契約額=算定額による」と記載があります。「契約額=算定額内訳書」はどの程度詳細に内訳を算出が必要ですか、全ての項目の単価x数量が必要でしょうか。あるいは、特殊備品一式へいくら等の内訳などはござりますか。	万が一の契約変更時に、合意形成しやすくなるために内訳をご提出いただいています。契約によって固有の内訳があると思いますので、項目や詳細度合いは個別に決定します。ゼロ号打合簿作成の際に契約担当者にご相談ください。
4. QCBSランプサム化	05ランプサム契約における精算	4-05-1	9/29説明会スライド6「為替変動や航空賃の価格上昇による影響」について、QCBS案件では航空賃は原則合意単価ですが、価格の上昇により合意単価を超過した場合は実費精算として費目単位で対応可ということでしょうか。	9/29説明会スライド6は従来型企画競争についての説明となり、合意単価を用いているQCBSに適用されるものではございません。
4. QCBSランプサム化	05ランプサム契約における精算	4-05-2	企画競争説明書において、ランプサム(−確定額請負型)の対象業務として特記仕様書案で示したすべての業務を対象とするあります。 その他の業務として、実施実績の改善が挙げられており業務実施必要な機材について、機材費に計上するようになります。本案件については、機材費がランプサム型の対象になっている場合は「機材費」の精算も不要という理解でよろしいでしょうか。 もしくはQCBS-ランプサム型の対象にならない場合は「機材費」の精算も不要であると認識します。	ご理解のとおり、QCBS-ランプサム型案件で、「機材費」がランプサム型の対象になっている場合は「機材費」の精算も不要となります。 また、従来通り「コンサルタント等契約における物品・機材の調達」に則って、調達を行なう必要があります。
5. 上限額の本格導入	01上限額の提示	5-01-1	上限額の提示で業務内容を考えやすくなつたものの、価格評価の観点から、上限額の8割を狙つて出すのが実感と感じます。 10/24説明会スライド4に於いて、上限額を超える提案、定額計上を超える提案は別途算定されると記載がございました。 QCBS-ランプサム型案件で、「機材費」がランプサム型の対象になっている場合は「機材費」の精算も不要という理解でよろしいでしょうか。 もしくはQCBS-ランプサム型の対象にならない場合は「機材費」の精算も不要であると認識します。	上限額の8割を狙つて委託した提案とされる事を防ぐため、上限額の中でできるだけよい提案をいただけます。技術評価の方に意識せずに上限額内でよりよい提案を行なうようにしました。価格点を過度に意識することなく、上限額内によりよい提案を行なつていただき、上限額を超える場合には、別提案別見積で出していただければと考えております。
5. 上限額の本格導入	01上限額の提示	5-01-2	<上記5-01-1への更問> 上限額を超える付けではない仕様書案に対して追加の提案があり、当該提案をプロポーザル評価の対象になることを求めない場合に、当該提案を別途算定とすることは可能ですか?	可能です。価格点を過度に意識せずに上限額内でよりよい提案を求められているは、ご理解のとおりです。上限額を超えない範囲でどのような提案をするかは応募者のご判断にお任せします。

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T1KWRtZH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外 /

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
5. 上限額の本格導入	01上限額の提示	5-01-3	昨年10月において、見積書作成に係る留意事項に変更がありました。その件で質問があります。 企画競争説明書の「見積書作成にかかる留意事項」の(2)上限額について、 この記載の中で「業務の一部が上限額を超える場合は…」との部分が切り出しほ可能な場合:超過分のみ別途算定・別見積として提出します。」と記載されていますが、これは、金額が超過した分の業務の内容を別に取り出して、その内容の提案とそれに係る経費の見積を合わせて、別途算定しなければならないことでしょうか。 例えば、費目の「一般業務費」の分だけを取り出して、別見積として提出することは可能でしょうか?	特記仕様書案にて弊機構が指示する内容に基づき、技術提案をし、これに要する費用の見積りの上限が、「上限額」の定義です。指示する内容以上の提案をいたぐ場合には、別途での提案と、それに伴う費用見積りを別見積りとして、提出いただくことになります。特記仕様書案に記載されている業務内容については、「上限額に収まるよう提案ください。」と記載されていますが、これは、「上限額に収まるよう提案ください。」と記載されている業務内容を提案する場合は別途算定とい、その提案とそれに係る経費を別見積としてセットで提案いただくことになります。特記仕様書案に記載しない業務内容を提案する場合は別途算定とい、その提案とそれに係る経費を別見積としてセットで提案いただくことになります。	/
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	01一般	6-01-1	上限額の提示について、公示案に基づいた人月・渡航で計算すると公示に記載の上限額を大幅に超えることがあります。上限額の実質者が開き提出・設置について10月以降の相談窓口でお問い合わせることは可能でしょうか?	相談窓口では、このような内容は対象外になります。公示時の質問にてご質問ください。	/
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	01一般	6-01-2	要が五月雨になってしまふと、気づいたら各種ガイドラインをお知らせに更新されている。改訂されたガイドラインの整合性が取れていないと、私たちコンサルタントは度々の変化に追いついていくべき時に混乱が生じ、打合せの取り次ぎや契約手続きの際に重要な情報を確認するところであり、自担が大きくなりつづる感であります。迅速な改編や効率化の動きにはもちろん、賛成しております。他組織の負荷を最小限にこどめるために、ガイドラインや制度変更を半期に一度(10月と4月)やせめて4半期に一度(あらかじめ区切って進んでいたくこと)は難いものでしょうか?	ご意見ありがとうございます。現状、2023年10月の変更に対して、ご指摘をいたしているところであり、試験や不明瞭な点は早期に是すべきと考へ、順次改正していくところです。今後は改定頻度や案内についてわざわざくらまなよう留意して行きたいと考えています。	/
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	01一般	6-01-3	コマーシャルサイト等契約における修正・拡張仕様書ガイドライン掲載されている様式の請求書について、 様式8の請求書は「契約複数回の修繕を想定しての請求ですが、現在弊社で実施中の修繕契約は研修1回のみの契約です。HPからこちらの様式は削除されているのですが、この場合は旧様式4-1請求書(様式)技術研修等支援業務(2023.10版)の様式で提出でよろしいのでしょうか。契約契約・研修1回のみの場合の請求書様式をご教示下さい。	こちらのページにある https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/151588547198.html 様式4-1をお使いください。	/
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	01一般	6-01-4	電子契約書の本格導入について (https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/151588547198.html) 「電子契約書導入にあたり、一部契約条項が変更(加筆)となります」とあります 具体的にどのような条項が変更(加筆)になっているかご教授いただけますでしょうか?	契約書ひな形の第1条(契約書の構成)のお書き、及び最後の文言に、電子契約書固有の加筆をしました。	/
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	01一般	6-01-5	2024年7月導入施策について、既に7月に入り各種ガイドラインに施策の内容が追記されているので、理解を深めるためにも、動画を早急に公開して頂けないでしょうか?	時間がかかるで申し訳ありません。近日中に公開いたします。	/
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	01一般	6-01-6	業務実施契約(単独型)の評価結果公表時期について 業務実施契約の評価結果は10月11日現在の5月29日公示以前のものはすべて公表されていますが、業務実施契約(単独型)は4月24日公示の件数が最新で、それ以降に公示された案件は応募者がいなかったケースを除いて評価結果が公表されておらず、この2箇所は新規の発表がありません。公示時のスケジュールから見る限り評価結果は出ていると思われますが、公表されるのはなぜか理由があるのでしょうか。 また、前記評価結果が公表されていないワケがあります。 例)2023年8月23日公示「ルワンダ国母子・地域保健サービス事業者選定実施評価結果」 2023年7月5日公示「国利用天然ガムの種の持続的スクレード利用による地域保健(およびアフリカ問題緩和策に関する研究)(SATREPS)詳細計画策定調査(評価分析)」等これらは何らかの事情があると公表されないのでしょうか?	公表は順次取りまとめ次第掲載しております。そのためタイミング等はバラつきがありますが、ご了承いただければ幸いです。 「ルワンダ国母子・地域保健サービスの質向上プロジェクト(基本計画策定調査(評価分析))」は不調で、 「タ・タ(タ・タ)利用天然ガムの種の持続的スクレード利用による地球温暖化およびプラスチック問題緩和策に関する研究(SATREPS)詳細計画策定調査(評価分析)」は掲載漏れでした。 ウェブサイトの記載漏れは他案件も併せて対応いたしました。	●
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	02連絡先	6-02-1	JICA及びCFAの相談メールアドレスにつきまして、「の前は「keiyaku sodan」(keiyakuとsodanの間はアーバー)でしょうか、それと「keiyaku sodan」(同スペース)でしょうか。(PPPTではメールアドレスに下線が引かれています、どちらかわからずでした)	「アンダーバー」となります。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-1	以下について、相談はあるが打合せ簿の締結日以降有効、という運用はなく、あくまで相談という理解でよいでしょうか。 ・業務主任者／副業務主任者の人事の変更 ・大費用目間の流用(報酬と直接経費)	ご理解のとおりです。 業務従事者の配置は受注者の裁量としますが、監督職員も「裁量の乱用」がないか監督していますので、事前に報告していただくことで、両者の意思疎通を円滑にするとの趣旨です。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-2	【費用目間流用・大費用目】 各費用目間の大費用目間での流用(報酬/直接経費)が「監督職員への事前説明のもと」打合せ簿無しで出来ることがなった件についてです。 当該費の契約金額(流用後)の5%以内50万円以内ずれか低い金額の範囲内まで、「打合せなし」の範囲内でないと打合せ簿無での流用はいたしま可どういですか?	大費用目間での流用(報酬/直接経費)が「監督職員への事前説明のもと」打合せ簿無しで不可能です。業務実施型精算報告書の旧形式51「流用明細」は不要となりましたので、削除致しました。	○
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-3	■同様式には「大費用目間での流用(報酬/直接経費)」を記載する箇所が見当たりませんが、他に必要な様式はありますでしょうか?	大費用目間での流用につきましても、契約金額の範囲内であれば受注者裁量となりますので様式等の作成は必要になります。なお、月報にて監督職員が、業務従事者の配置計画や業務の進捗を確認し、「裁量権の乱用」の蓋然性が高いと判断する場合は、「業務主任者」と協議します。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-4	受注者の裁量の一つとして総人月の増加が挙げられています。念のための確認ですが、契約金額の増がない限り、大費用目間(直接経費→報酬および主任者／副主任者の場合)1人の月の変更について、監督職員に事前説明しようとすると、受注者裁量により総人月を増加させることができます(契約変更の必要はない)という理解でよろしいでしょうか。また、これは2023年10月以前に契約締結された既往案件に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ガイドラインp26に記載しておりますとおり、契約金額内の大費用目間(直接経費→報酬)の費目間流用および主任者／副主任者／副主任者の人月変更について、監督職員に事前に説明があれば総人月の増加は可能(契約変更は不要)です。但し、ガイドラインによる記載のとおり「発注者が期待する業務の実施の質保証ができる体制」であることが前提となり、ガイドラインによる記載のとおり「発注者が期待する質を伴った業務の実施に」負の影響を及ぼすような「裁量権の乱用」は認められませんので、監督職員が総人月の増加が妥当であることを確認してから記載をお願い致します。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-5	<上記7-01-1、7-01-4への更問> 今後の制度変更以前は、人月の増加(契約締結の範囲内)の打合せ簿意を希望いたものの、後からの報告では認知られないことによって不釣り合ったことがあります。 今後の変更で打合せ簿に「平打式」は下がったと考えられます。その時も業務内容的に不可とされたのではなく、事後報告であったという理由で却下となりました。これらも今般の改定で(遅延)流れでの手当が可能でしょうか。	事前報告等で一定理由で人月増加の打合せ簿意が却下されたものにして、10月以降の制度変更後は事前報告は不要となり受注者裁量可とになります。その旨随時にも随時いたします。 遅延で流れでの手当が可能かという質問については、契約金額の範囲内での総人月の増は10月より受注者裁量とすることを踏まえ契約金額の範囲内では、(遅延)流れで手当可能となります。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-6	要員間の人月振替、下位格付から上位格付への人月振替によって生じた報酬の増額も、契約金額総額の範囲内であれば他費目から流用可 ということでよろしいでしょうか。	契約金額のとおりです。ただし、契約管理ガイドラインp26に記載のとおり「大項目間(報酬と直接経費)の費目間流用」が発生する場合には、監督職員は事前に説明をとります。前記のとおり、業務従事者の配置が確保できる体制で、監督職員が契約金額の範囲内での総人月の増は10月より受注者裁量とすることを踏まえ契約金額の範囲内では、(遅延)流れで手当可能となります。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-7	2023年10月改定契約管理ガイドラインに関し、質問があります。P15の表右下の欄に ■業務従事者の配置計画の変更(契約金額内の人員と渡航の振替、総人月の変更、渡航回数の変更)は受注者の裁量となっています。	10月の制度改正では、投入管理から成果管理へのシフトを図り、成果を最大限発揮するために受注者が投人をより柔軟に変更できるように受注者の裁量を大幅に増やしていますので、ご理解のとおり、業務従事者の配置計画の変更(契約金額内の人員と渡航の振替、総人月の変更、渡航回数の変更)は受注者の裁量となります。現地渡航の変更是、前月の月報で7、翌月の現地渡航予定での報告をお願いします。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-8	ラップサマーアクセスの案件であれば理解できますが、実費精算の案件で受注者の裁量がこれだけ大きいと違和感があります。実費精算ガイドラインのその他の部分や、経理処理ガイドラインも読みましたが、この受注者の裁量を制限するような文面を見当たりませんでした。	なお、契約管理ガイドラインp26に記載のとおり、次の場合には事前に監督職員にご説明いただくようお願いいたします。 1. 業務主任者／副業務主任者の人月の変更 2. 大費用目間(報酬と直接経費)の費目間流用	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-9	現在、弊社が実施中の案件で現地MM、渡航回数の増を検討しているため、お聞きする次第です。業務部、調達・派遣業務部との打合せなしで費用目で余っているお金を使い、現地渡航を増やして問題ないでしょうか。月報での監督職員への報告のみで問題ないでしょうか。	あせて、同ページ記載のとおり「裁量権の乱用」の蓋然性が高いと判断される場合は、監督職員が確認の上に、必要に応じ業務従事者の変更を含めて配置計画の見直しを指示いたします。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-10	規定改定に伴い、業務主任者、副業務主任者以外の団員交代は、受注者の裁量にゆだねられましたが、具体的にはどのような方法にて団員交代をすればよろしいでしょうか。 条件5)号格付け1名を、5号格付け1名工期内途中で、団員間ではなく、新規従事者へ変更 ○担当課へ月報で報告、メールで報告など。 新規配置の場合は業務従事者名簿を更新とあります 「新規配置」というのは新しい回りのことを言い、業務従事者名簿の再提出が必要でしょうか。 ○また、格付けが変わったり変更ですか。格付けの根拠書類が必要でしょうか。	新規配置は新しい業務従事者が加わることを意味します。詳細は契約管理ガイドラインP27をご参照ください。 ①号格付け1名の作成をお願いします。 ②業務従事者名簿の提出をお願いします。 ③その格付けの業務が可能かを確認する必要があるため、根拠資料の提出をお願いします。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-9	受注者裁量による渡航回数の変更につきまして、稼働中の案件については旅費(航空賃)の費目間流用は打合せ簿が必要となることを踏まえますと、渡航回数増の場合は旅費(航空賃)の契約額の範囲内ではある受注者裁量可能、との理解のようになります。	ご理解のとおりです。契約管理ガイドライン別添資料6とのおり、稼働中の案件(=2023年9月30日以前の公示案件)の旅費(航空賃)については、締結した契約書に準拠し、契約額を超えても精算可とする場合で、旅費(航空賃)の費用目間流用の対象外になります。他方で、今回ご質問いただいた「旅費(航空賃)の契約額の範囲内での渡航回数増」については、2023年9月30日以前の公示案件でも新規が適用となり、受注者裁量で可能となります。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-10	標準4-20 精算報告明細書(2021年6月版)ファイルのなかの「様式5 流用明细」に記載の以下の注については、ガイドラインの改定に従って削除されるとの理解で良いでしょうか? 注1)「打合せ簿」での費目間流用を行った後の契約金額内訳を記載してください。 注2)「精算額の範囲に当たっては、当該の運賃を反映し、精算額を記載してください。なお、直接経費精算額の合計額は、契約金額(流用後)の合計額を超過することは認められませんので、契約金額(流用後)の合計額の範囲内で、「打合せ簿なし」の流用をしてください。 注3)「契約金額(流用後)の5%以内50万円以内ずれか低い金額の範囲内で、旅費(航空賃)の契約額(流用後)の合計額の範囲内で、「打合せ簿なし」の流用が可能です。 注4)「契約金額(流用後)と精算額の差額を記載してください。この差額が50万円か次欄の参考上限額のいずれか低い金額以下であれば、打合せ簿なしの流用が可能です。 注5)「差額と比較するための参考値として、「(A)×5%」の計算結果を記載してください。差額が0である場合は、記載の必要はありません。	ご理解の通り、業務実施契約精算報告書の様式5は削除いたしました。	○
7. 契約管理ガイドライン	02打合せ簿対象範囲	7-02-1	15頁×51頁に記載のある、権限の範囲、業務内容等、打合せ簿が必要となっている「各種報告の確認」とは何を指すですか。 報告書提出の度に合わせて提出する打合せ簿なのか、もし具体例等ございましたらご教示いただけますと幸いです。	対象は、様式3打合せ簿・参考資料「打合せ簿事例集」で内容区分を「④各種報告の確認」としているもので、具体的には「再委託先の選定経緯と契約概要の報告」及び「機材調達先の選定経緯と契約概要の報告」が該当します。	○
7. 契約管理ガイドライン	02打合せ簿対象範囲	7-02-2	WPの受領に打合せ簿を介すべきでしょうか。 日本米の「0号打合せ簿」難解型でも新規運用の中でもWPにに関しての明記が無い一方で、新「特記仕様書」難解型では、WP提出時期が明記されたもの、抜いでいます。	ワークプランは2者間で合意できれば打合せ簿は必須ではありません。今後のための記録として残すべき内容があれば、双方合意の上での2者打合せ簿作成は妨げません。	/
7. 契約管理ガイドライン	02打合せ簿対象範囲	7-02-3	以前のガイドラインでは、各成果品(中間成果品を含む)を提出する際には打合せ簿を介すべきだとうです。 新ガイドラインの打合せ簿様式には、そのサンプル例がないようです。 0号打合せ簿で記載したりの提出時期や部数から特に変更がなければその都度打合せ簿は不要といった理解で問題ないでしょうか。 もし各成果品提出時、打合せ簿が必要であれば打合せ簿サンプル例の更新も宜しくお願い致します。	ガイドライン上では新・旧とも求められていませんので、添付は不要です。特殊の事情があれば、双方の判断で添付して顶いたくことは構いません。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について(<https://forms.office.com/r/T18KWrTzH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には
それ以外

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構別・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T18KwRtZHB>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外 /

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-2	①別業務に継続して従事者が従事する場合の旅費の分担は「精算時の報告」に変更とのことだが、打合簿等事例集の事例29-1、20の報告書の作成日は従来より世帯簿で記載しているように渡航前もしくは渡航後の日付を想定されているのか。もしくは精算報告書作成時点の日付を想定されているか。 ②従業員が従事する業務が終了した日が異なり、精算のタイミングも異なる。一方の案件での旅費の分担を行つ理解の上どかに精算の方法を変更するかとあるが、旅費の分担ができないといふ判断をされた場合に、打合簿等の会員登録がない場合は精算時に問題が生じる可能性がある。従来通り各案件において打合簿で合意しておくことが望ましいのではないか。	①作成日の指定はありませんが、精算報告書提出前までの日付で作成してください。 ②経理処理ガイドラインのルールに沿っていれば、旅費分担は受注者裁量となりますので打合簿の取り交わしは不要であり(発注者の承認不要)、精算時の報告のみで構いません。	○
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-3	旅費分担については、精算時に報告と変更になりましたが、渡航時に担当者に移動についての連絡は入れるに至るかと思いますが、分担の詳細については、報告の必要なく、精算時に報告のことになりますでしょうか。	旅費分担については精算時に契約担当課長への確認書の提出をお願い致します(案件担当への報告は不要です)。	/
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-4	打合簿事例集の29-1、29-2の連続渡航確認書について、こちらは業務主任者の確認と旅費分担の内訳がわかる形であれば、フォーマット修正し、活用しても問題ないでしょうか。	旅費の分担の確認に必要な情報をご記載いただければ、特に問題ございません。	/
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-5	上記7-05-4回答の更問 ・旅費分担について 以前の打合せは複数の案件のご担当者との打合せであったので1枚作成で複数案件での合意が可能でした。今後の変更後の「精算時の報告」の様式では、「他案件」と書き換える必要で、対象案件ごとに作成するような構成になっています。1枚で複数案件に出来るように改定していただけませんでしょうか。 もしくは、上記7-05-4の回答によれば、様式は必要事項が記載されなければ変更してもよいように見えますが、複数案件一括の形式にしてよろしいのでしょうか。	必要事項が記載されれば変更(統合)いたいで構いません。異なる効率化に向けて様式の見直しをいたします。	●
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-6	現地受注させていただいている案件について、他案件との旅費の分担が必要となるのですが、新経理処理ガイドラインでの扱いについて伺います。	新ガイドラインの適用は11月からとしていますが、10月は移行期として柔軟に新ガイドラインを適用することをとしていますので、旅費分担の打合簿の作成は不要となります。	/
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-7	旅費の分担についてですが、各案件の航空券代金の上限金額は、対象案件の航空券契約金額半端でいい考え方で問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。	/
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-8	ガイドライン及び様式には宿泊費は従事期間日数-2日と記載されておりますが、他案件と旅費分担する場合についても同様(1渡航につき一律業務従事日数-2日)とすることで問題ございませんでしょうか、或いは実績ベース(実際の宿泊日数)で計算するなどでしょうか。 例えばJICA案件等においては、他社とも認識を併せておく必要が生じますので、改めて本件質問させて頂いている次第です。	ご理解の通りです。 ただし、中国、韓国、モンゴル、フィリピン、ブルネイ、ミクロネシア、マーシャル諸島の9ヶ国への渡航については、夜行便が就航していないため、「機中泊なし」(-1日)として、泊数を計算します。	/
7. 契約管理ガイドライン	05旅費分担	7-05-9	費用機2案件に継続して従事する場合の旅費分担についてお伺いいたします。 日本→A国JICA案件に従事→B国(JICA案件に従事)→日本へ帰国するケースで、A国→B国への旅費(航空費)につきまして、以前は案件1、または2、いずれの案件での精算とするかは打合簿にて取り決めていたかと思われます。 2023年10月のガイドライン改定後は打合簿事例集29-1「旅費の分担に係る報告」を提出することを簡素化されましたかが、その中でいすゞの案件で精算するかは明確ではありませんでしょうか。 (例)航空費対象経路の行程に、案件1:成田→A国→B国、案件2:成田→B国→成田 また、案件1:成田→A国、案件2:A国→B国→成田、などなど	経理処理ガイドラインに記載の事例に準じて、「旅費の分担に係る報告」にて分担を明らかにしていただくようお願いします。	/
7. 契約管理ガイドライン	06 0号打合簿	7-06-1	契約管理ガイドラインP24(0号打合簿)の数量の変更について、レベル感はどうどのように想定していますか。記載例にあるように、現地でミラーカーの人数、日数、回数は特記仕様書にも記載はなく、また変更が多いと思われる所以、ここに記載するのは現実的ではないと考えています。	特記仕様書案で特に指示している数量が該当します。	/
7. 契約管理ガイドライン	06 0号打合簿	7-06-2	2024年7月実施について 0号打合簿の提出文書について「成果品等の提出計画」の添付が追加されました、こちらは特記仕様書記載の成果品を全て記載する必要がございます。	0号打合簿で提出いただく「成果品等の提出計画」には特記仕様書記載の成果品を全て記載いただく必要があります。また、当初計画により大き変更がある場合は、再提出いただく必要があります。	/
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-1	契約管理ガイドラインP26(4)コンサルタント業務従事者の「従事計画/実績」報告について 業務主任者の人月数や副業務主任者の人月数の変更について、事前に監督職員に説明とあります。今までは事前に報告は必要なかったのですが、報告が不要になった背景、理由はでどうでしょうか。	新しい契約管理ガイドラインより、契約金額の範囲内での業務従事者の配置や変更について、総人月の増加に含め受注件数の数量が拡大しましたが、業務主任者及び副業務主任者はプロポーザルの評価評価の評価対象業務従事者であるため人月の変更にあたっては監督職員にご相談ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-2	月報の様式1-3について、複数の月報作成担当者から「当初計画」「最新計画」は何を入力するのか問い合わせがつきました。ガイドラインにも様式にも特に説明がなく分かりにくいため、様式1-3等のフォームに、具体的な数字、説明を入れた事例シートを添付して頂けないでしょうか。	様式1-3に具体的な数字、説明を入れました。なお、「当初計画」は契約交渉を踏まえた契約締結時の計画、「最新計画」は月報作成時の計画(その他の実績を含む)となります。なお、変更契約が締結されている場合は、直近に記載された契約を指します。	○
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-3	「上記7-07-2回答の更問」 要更契約を実行した場合、「当初計画」は変更契約時の計画でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。変更契約締結時の計画になります。	/
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-4	コンサルタント業務従事月報の様式1-3から「当初計画」への記入事項について、質問回答集に回答を記載して顶きましたが、それによると「当初計画」欄への記載項目は案件の最初の契約に基づく人月と理解いたします。変更契約があつた場合は「最新計画」に記載すべきでしょうか。また、「最新計画」に変更を記載するかと聞かれてくるなどと、変更契約にコンサルタント契約で変更を記載している場合に、変更契約の人月がどこで出てこないのです。それでもよいということでしょうか。もし「当初計画」が從来の「原契約」と同じで直近の変更契約を意味するなら、同じく「当初計画」は変更契約での変更で頂いてください。	「当初計画」には、変更契約締結時の計画をご記載ください。「当初計画」の記載内容につきましては、様式に注意書きを追記しました。	○
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-5	<上記7-07-2, 7-07-4回答の更問> 2023年12月20日に開催されましたFAOの7-57と7-59の回答は同じことを言っているのでしょうか? 7-57は「当初計画」には原契約のMMを記載すると読みますが、7-59では変更契約のMMを記載すると回答されています。7-59の回答でよいように思いますが、原課に質問したところ原契約のMMが記載するように指示されたとの声が社内ありましたので確認させて顶きたくお願いします。	「当初計画」はその時点での最新の契約での人月を指します(変更契約を行っていない場合は、当初契約の人月となります)。機構内にて周知徹底いたします。	/
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-6	新制度の月報形式について、人月を現地業務と準備業務で換算方式が異りますが、人月欄には別個で異なる換算方式で計算したものの合算を入力するのでしょうか。人月ではなく、業務従事日数での記載は不可でしょうか?	ご理解のとおり、別添2には合算の人月を記載ください。日数の明記が必要な場合は月報本文に記載ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-7	現行の案件については、10月末まではバーチャートを作成し、11月より新ガイドラインを用いてバーチャート不要という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。実費精算の場合は様式1-3を添付ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-8	ランサムの場合は月報の添付の中の従事計画/実績表は不要ということでよろしいでしょうか。	様式1-4渡航実績表を添付頂きます。	/
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-9	10月に改定された契約管理ガイドラインにて、調査団の渡航実績等を様式1-3にて作成いただけますが、新様式では精算に必要な現地への滞在期間や渡航日程はどのように把握したらよろしいでしょうか。	精算は精算報告書に基づいています。(詳細は様式をご確認ください) https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/consult/index_since_201404.html#a06	/
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-10	JICAのサイト(業務実施契約における契約管理ガイドラインについて)には、「事業管理を強化する目的で、從来の記載項目に加え当初計画との比較による作業項目の進捗状況や業務遂行上の懸念事項・提案等を項目に追加」と掲載されています。 ここで書かれている「項目に追加」とは、どこに追加されているのでしょうか?	ガイドライン本文では、記載項目は特に定めないものの記載内容に含めて頂きたい旨、記載しております。 從来の契約管理ガイドラインでは特に記載内容については記載がありませんでしたが、新しいガイドラインではその旨を追加して記載しております。	○
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-11	月報の翌月の現地渡航予定について、「翌月」というのは、例えば2023年10月の提出時であれば2023年11月のことですか。予定なので、その後変更になる可能性もありますが、それは別途報告が必要でしょうか。	現地渡航については安全管理の観点からも予定はお知らせいただければ存じます。	/
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-12	契約管理ガイドラインの改定により、契約書は前払や部分支払に関する具体的な記載がされないことになりました。 一方で、貴機構HPのコンサルタントと契約による支払いの請求について説明が記載されている箇所では、支払は契約書に規定されるという記載のままであります。(各種様式の説明も同様)、今回のガイドライン改定に合わせて説明や契約の修正をお願いします。また、部分完了届に添付する「業務従事者の従事計画・実績表」も変更となります。	支払い請求のHPの説明内容及び様式について、更新致しました。 業務部分完了届の添付文書「業務従事者の従事計画・実績表」も月報版と同様の様式を添付ください。	○
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-13	月報が新様式になったことで日ごとの稼働日の報告が求められなくなりました。これにより管理すべきは、その月での稼働が全JICA案件1ヶ月を超えていいかというポイントになつたと考えてもよいのでしょうか?あるいは精算時や抽出検査等で具体的な稼働日の調査もあるのでしょうか。	実費精算契約の月報の確認についてのご質問と同じ前提で回答いたします。 業務従事者の配賦計画の変更(契約金額の人月・業務日数・経理の変更及び渡航回数の変更等を含む)は受注者の賛同に異なりますので、月報では該当月の業務の進捗状況と、それに要した人月を監督職員に報告いたします。監督職員は、契約管理ガイドラインp14に記載のとおり「数量権の乱用」の蓋然性について確認させて頂きます。 なお、精算においては、経理処理ガイドラインp33に記載のとおり、必要に応じ、現地業務日数確認のため、パスポートの提出・国際登録やフライトの搭乗証明等を求めることがあります。 また、抽出検査に該当した案件については、契約形態(実費精算・ランサム契約)により提出書類は異なります。提出書類の内容は全て確認し、その内容に齟齬がありましたら、確認させていただきます。	/
7. 契約管理ガイドライン	07コンサルタント業務従事月報(月報)	7-07-14	ランサムでない案件を前提にさりに伺いいたします。「業務従事者の配賦計画の変更(契約金額の人月振替、総人月の変更及び渡航回数の変更等を含む)は受注者の裁量になりますので、月報では当該月の業務の進捗状況と、それに要した人月を監督職員に報告いたします。精算に要する手数料は、契約書に規定されるようになります。(各様式の説明も同様)、今回のガイドライン改定に合わせて記載方法を別シートにて示していただきます。	ご理解の通りです。 複数案件に従事する場合でも、該当の案件単体にて人月を管理いただき報告をしてください。	/
7. 契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-1	現在プロ案件の業務実施継続契約(第3期)のための0号打合せ簿を作成しております。	契約単位での提出が原則ですが、第3期かつ変更なしをみて、省略可能といたします。	/
7. 契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-2	業務従事者名簿について 従事者名簿(実費精算契約)において、追加、変更の記載方法が指示されているので、同様に示します。変更、追加の際の記載方法を別シートにて示していただきます。	なお、契約管理ガイドラインp27にある圖でも確定・交代・追加の記載方法が確認できますので、ご参照ください。	○
7. 契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-3	9/29説明会スライド60「契約管理ガイドライン(新規配置の業務従事者の報告/確認)」/契約管理ガイドライン27ページの名簿について質問です。 補強団員の所属先は雇用されている会社名でよろしく、スマート記載の例の場合、ロッカさんは別会社である新宿プランニングの社員で、麹町設計の補強として参加しているということでしょうか。	ご理解の通りです。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T18KWRtZHB>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には
●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には
○
それ以外

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7. 契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-4	P27のイ. 業務従事者の所属先について、共同企業体である場合は、共同企業体の代表者及び構成員ごとに、業務従事者の2分の1を記している。どの記載がありますが、改定された業務従事者名簿の所属先には雇用された会社名を記載すると質問回答(7-9)にございました。各社ごとの業務従事者数の2分の1になっているか、どのように確認されるのでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。業務従事者名簿の様式を改定し、受注者(受注者が共同企業体の場合は構成員)を記載する欄を追加します。様式改定までの間は「補助の場合には、所属先は「実際の所属先に加えて()書きで、補充となる受注者(受注者が共同企業体の場合は構成員)を記載する」とようお願いします。記載欄へ×会社(実際の所属先)●云々会社(補充となる受注者)	/
7. 契約管理ガイドライン	08業務従事者名簿	7-08-5	契約管理ガイドライン(P.57)では、ランプサム案件の契約締結時の合意事項及び業務計画書等の確認(0号打合簿)は、P24参照と書いてある(3者合せ簿にて格付・航空券クラス、所属先を確認することによっている)しかし変更契約時にについては(P.60)で業務従事者の変更時に、「ランプサムの場合、格付・航空券クラスは確認しない」とある。ランプサムの場合、何をどこで、どのように確認する必要があるのかガイドラインから読み取れない。	1. ランプサム契約の場合、従事者の格付・航空券クラスの確認は不要です。(名簿に航空券クラスの欄無い。)→追って契約管理ガイドライン(P.24)の参照先に以下を追記します。 なお、ランプサム契約の場合には、名簿に航空券クラスの記載は不要で、業務従事者の格付認定は行いません。 2. 所属先確認のための根拠資料(経歴書等)の提出は必要です。	●
7. 契約管理ガイドライン	09業務従事者の経歴	7-09-1	業務従事者を新規に配置する場合、経歴書をご確認されることがあるのですが、これまで業務従事者登録の打合せ簿に添付していた旧様式(経歴書を記載していた資料)を提出することは差し支えないのでしょうか。	差し支えございません。	/
7. 契約管理ガイドライン	10契約変更	7-10-1	P.14.1. 契約管理の基本的な考え方(実費精算方式)において、5に「受注者は、契約締結時に提示した見積り総額の範囲内であれば、契約金額の内訳の変更(費用目別開示)をその裁量で行なうことができます」とあります。弊社案件で実費精算方式の契約のうち、「ミナーチ等実施開発費のワーカーチップ」の実施回数の増加に伴い、見積り作成時の数量を2から3回に増やして講師謝金が発生すること(2回分の金額から3回分)が見込まれます。こうした場合も、契約金額の総額を超えることが無ければ受注者数量で変更して良いという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、契約金額の増額を伴わない費目開示用は、受注者裁量となります。ただし、発注者が指定する数量の変更に該当する場合、2者打合簿でご対応ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	10契約変更	7-10-2	実費精算契約条件での変更契約に係る様式について、2023年10月以前では、様式として「変更要員計算」があり、別途とて内容と合わせて此計算の要項の説明書などと打合簿に添付されておりました。現行ガイドラインでは、実費精算方式の契約のうち、「ミナーチ等実施開発費のワーカーチップ」の実施回数の増加に伴い、見積り作成時の数量を2から3回に増やして講師謝金が発生すること(2回分の金額から3回分)が見込まれます。こうした場合も、契約金額の総額を超えることが無ければ受注者数量で変更して良いという解釈でよろしいでしょうか。	2023年10月以降、業務従事者の配置計画の変更(契約金額内の月及び渡航の振替、総人月の変更、渡航回数の変更)については、受注者裁量となり、変更要員計算の提出は不要となりましたので改定版様式はございません。また、契約期間延長を伴う変更において要員計算の再提出は不要です。変更された内容についても、月報及び精算時に「業務従事者の従事計画/実績表」などがありましたら、ご教示ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	10契約変更	7-10-3	P30、実費精算方式の変更契約について確認させてください。 → イ. 経費(いいらじ) (ア)契約金額の変更 契約金額を増額する場合には必ず「契約変更」が必要です。 契約金額が減額になる場合は、特記仕様書の作業項目の削除に伴うものであれば「業務内容の大幅な変更」に該当するため「契約変更」が必要です。それ以外の経費の減額は、減額する金額が大きい場合には、残存する履行期間を勘案して判断します。 上記記載がありますが、精算時に減額が見込まれる場合で特記仕様書の作業項目の削除が伴わない場合は、減額する金額によって手続内容を判断されるのだとおもいますか。金額の目安はありませんよとあります。(例えば実費金額総額の10%以上、など) 今まで減額用特記仕様書の削除でなければ特別の手續は必要なつと理解しておりますので、どのレベル・どの金額で打合せ簿のか、変更契約なのか、または手続不要なのか、ご教示いただければと思います。	実費精算契約の場合において、特記仕様書の作業項目の削除を伴わない経費の減額の場合は、必ずしも契約変更が必要ではありません。一括的な金額の自是は設けておらず、各案件において減額する金額の大きさや残存する履行期間等を勘案した上で個別判断となります。	/
7. 契約管理ガイドライン	11定額計上のランプサム化	7-11-1	10/23説明会スライド44「定額計上①について、契約交渉時に金額を確定できるのであればランプサム方式に計上」 契約締結後であれば、実費精算。という理解でよろしいでしょうか。	定額計上については、(実費精算方式の契約)業務実施中でも金額確定ができればランプサムとすることが可能です。	/
7. 契約管理ガイドライン	11定額計上のランプサム化	7-11-2	実施中に金額確定をした場合は、確定金額はランプサム金額に追加、残額は実費分として残る。という理解でよろしいでしょうか。定額計上の残額を流用することになることがあると思いますので、その際の対応は打合せ簿になりますか?	ご理解の通りです。	/
7. 契約管理ガイドライン	11定額計上のランプサム化	7-11-3	ランプサム契約の定額計上の額の確定の打合せ簿について、ひな形の単位が千円になっていますが、100円未満切り扱いになりますでしょうか? しかし四捨五入?また、1円単位で計算して合算の場合はそれなりにありますでしょうか?	打合せ簿の単位は千円(四捨五入)で記載し、1円単位で残したい場合は備考欄に記入ください。	○
7. 契約管理ガイドライン	11定額計上のランプサム化	7-11-4	1千万を超える現地再委託の定額計上について、ランプサムとする場合、以下のどちらになります。 1)社からの見積微取(見積合せ)の結果ですが一千万超の場合も3社見積入手でランプサム契約は可能でしょうか。 2)それとも、現地再委託の場合は、確定金額はランプサム金額に追加、残額は実費分として残る。という理解でよろしいでしょうか。定額計上の残額を流用することになることがあると思いますので、その際の対応は打合せ簿になりますか? 3)また、現地事業者等から手続から指名競争をした場合、手続き(3者手札)を踏んだうえで事前に当初契約でランプサム化すべきでしょうか。	再委託先の選定と本契約内でランプサム契約とすることは連絡しません。 再委託先を選定する際には、ランプサムとは関係なく、現地再委託ガイドラインに記載の選定方法で選定いたたくなります。他方、ランプサムとする場合は(1)で対応可能です。	○
7. 契約管理ガイドライン	11定額計上のランプサム化	7-11-5	第2章(8)定額計上について:予定額を確定させランプサム方式を適用する場合、予定額とは元通貨ではなく円換算でよろしく、打合せ簿時点のJCALカードで円換算して元貨で確定させた場合、実際の支払時に元貨と通貨はあってもレート変動が大きく円換算済の場合は誤り(超過)が生じることもあると思います。そのような場合はあらためレートを変えたうえでランプサム方式を適用する、もしくは実費精算に変えるなど、変更のご相談はできるのでしょうか?	為替変動による確定金額の増額は原則不可ですが、あまりに大きな為替の変動があり、円貨と大幅な差異が生じる場合はご相談ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	12定額計上の実費精算方式	7-12-1	実費精算方式の定額計上についてお伺いします。当初の企画競争説明書にて「〇〇調査(含む▲▲調査)1,000万円相当を計上」と指されていると契約交渉で「〇〇調査+400万円 再委託費」「▲▲調査+600万円 一般業務費(個人料)」と整理して契約締結。この場合、「〇〇調査」と「▲▲調査」の費用目別開示は「定額計上金額合計内に」して要員数で実費でできるのが、「定額計上費員」残額の流用といふことで打合せ簿による確認が必要となるのか、ご教示お願いします。	ご質問の案件では、契約締結時点では「〇〇調査…400万円 再委託費」「▲▲調査…600万円 一般業務費(個人料)」でそれぞれ定額計上にて契約締結を行っているものと理解いたします。 この場合、各調査において金額が確定したら、それぞれの調査の予算額を確定する打合せを取り交わしてください。 一方の調査の金額確定後、残額が生じ、それをもう一方の調査の費用に充てたい場合は、定額計上の残額確定及び残高利潤の打合せで監督職員の承諾をください。	/
7. 契約管理ガイドライン	12定額計上の実費精算方式	7-12-2	P35【2】定額計上の実費精算方式:…また、「業務主任者」は、定額計上の当初の設定金額では、必要な支出が購入しないことが明らかになった場合、「監督職員」と対応を協議し、契約金額の増額が真しかった場合は、契約変更を行います。定額計上の業務完了後に不足額が判明した場合は、契約変更で過剰して不足額を補填することはできません。	定額計上の当初の設定金額を超えることとなった場合は、「監督職員」と協議し、対応方法を「予算額の確定」の打合簿にて合意してください。定額計上の当初設定金額を増額する場合は、打合せ事例集の「事例8:定額計上の予算額(上限額)を変更(増額)(実費精算方式)」をご確認下さい。	○
7. 契約管理ガイドライン	12定額計上の実費精算方式	7-12-3	定額計中件内小項目の定額計上(一般業務費・雜費)についてご教示ください。その費用は1年間合併で定額計上とした場合、予算額と実費目別開示は「定額計上金額合計内に」して要員数で実費でできるのが、「定額計上費員」残額の流用といふことで打合せ簿による確認が必要となるのか、ご教示お願いします。	定額計上中の定額計上金額合計内に予算額と実費目別開示は「定額計上金額合計内に」して要員数で実費でできるのが、「定額計上費員」残額の流用といふことで打合せ簿による確認が必要となるのか、ご教示お願いします。	/
7. 契約管理ガイドライン	12定額計上の実費精算方式/ランプサム化	7-12-4	<記入7-03-4の回答の使用> 07-03-40の回答に対する質問です。修正後の最後の一文「一方、本体契約がランプサム契約の場合、精算確定後にランプサム金額部分への費目開示用に充てることができるが、定額計上間の流用は可能です。」について、「精算確定後に」に「『『記載確定後に』に宜しくない』」とあります。つまり、定額計上間の流用は可能であります。つまり、予定額の確定=確定金額の確定をさせる3者打合せ簿意後に残額を定額計上経費間で流用可能と理解しております。 (7-03-40の回答に対する質問)P36の最後の一文に「本体:ランプサム契約」X「定額計上:ランプサム方式」の場合、「残額はそのまま積算する(残額は使用することはできません)。」と記載しておりますが、残額確定後に残額を定額計上経費間で流用することはできないのでしょうか。 今回の回答で、P35の最後の二文は、「本体:ランプサム契約」X「定額計上:ランプサム方式」の場合、「精算確定後=残額確定?」と記載されています。この費用は1年間合併で定額計上とした場合、予算額と実費目別開示には「定額計上金額合計内に」して要員数で実費でできるのが、「定額計上費員」残額の流用といふことで打合せ簿による確認が必要となるのか、ご教示お願いします。	①7-03-4の回答を以下のとおり明確化させていただきます。 (修正後)監督職員の承諾があれば、定額計上の費目開示用に充てることができます。一方、本体契約がランプサム契約の場合、残額確定後にランプサム金額部分への費目開示用には充てできません。ただし、残額確定前に他の支払額に残額を流用する場合は、業務実施途中で予算額が発生し予算不足になるリスクも考慮のうえ判断してください。	●
7. 契約管理ガイドライン	12定額計上の実費精算方式/ランプサム化	7-12-5	Q7-03-40の回答に対する質問です。修正後の最後の一文「一方、本体契約がランプサム契約の場合、精算確定後に残額を定額計上間の流用は可能です。」と記載されていますが、修正されていますので、P36の最後の一文も同様です。 Q7-03-40の回答に対する質問です。P36の最後の一文に「本体:ランプサム契約」X「定額計上:ランプサム方式」の場合、「残額はそのまま積算する(残額は使用することはできません)。」と記載しておりますが、残額確定後に残額を定額計上経費間で流用することはできないのでしょうか。 (P36本体:実費精算契約)X「定額計上:実費精算方式」において、予算額(上限額)の流用について打合せ簿を取り交わした後では、残額を他の定額計上経費に充て可能でしようか。また、残額確定後に残額を定額計上経費間で流用することはできないのでしょうか。 (P36本体:実費精算契約)X「定額計上:実費精算方式」において、予算額(上限額)を設定後に上限額を超える場合、他の実費精算費目からの流用による調整が可能であれば、打合せ簿で予算額を設定しなおすことが可能でしょうか。	④1点目については、定額計上をランプサム方式とする場合は予算額の確定=残額の確定となります。2点目については、予定額の確定(確定金額の確認)の打合せを取り交わした後では、残額を他の定額計上経費に充て可能であります。ただし、残額確定前に他の支払額に残額を流用する場合は、業務実施途中で予算額が発生し予算不足になるリスクも考慮のうえ判断してください。	●
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-1	GL本文によれば、実費精算契約であってもランプサム契約であっても、定額計上を実費精算方式とした場合、残額は監督職員の承認すれば充て可能であると解説される。	2023年11月に掲載しましたGL本文P.35をご確認ください。 ランプサム契約では、定額計上の残額の費目開示用は認めていません。GLでは「本体契約が実費精算契約の場合、業務主任者は」、「監督職員」の承諾があれば、定額計上の残額を、同費目内の増額や費目間流用に充て可能であります。一方、本体契約がランプサム契約の場合、残額はそのまま積算します(残額を使用することはできません)。	/
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-2	新施策に關わり共にいただいた資料のうち【説明会資料】定額計上の打合簿について質問させていただきます。 1. 上記資料P.3の実費精算方式における残高確定について打合せ(3者)とありますが2者打合簿の間違ではないでしょうか。 そのように思った理由としては、打合簿事例9が残高確定の例と理解していますが、同事例の印刷を見ると2者印合になっています。 また、契約管理ガイドラインP35においても「業務内容の確定にあたっては、「業務主任者」が打合簿を作成して「監督職員」が確認します」とされているようです。	9月29日(金)の説明会にて使用した【説明会資料】定額計上の打合簿についてですが、新契約管理ガイドライン・様式等と共に、同ファイルも1/10月版が最新版が掲載されています。(ファイル名「参考資料 定額計上の打合簿」)こちらが最新版になりますので、今後は同ファイルをご確認いただきますようお願い致します。	○
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-3	新施策に關わり共にいただいた資料のうち【説明会資料】定額計上の打合簿について質問させていただきます。 2. 上記資料P.15、6の最下段に以下に記述がございます。 ●定額計上の残額=当初設定された予算額の支出し実績額 ●当初設定された予算額=当初設定された予算額の上限額 ◆事前に打合簿にて【合意した予算額(上限額)】ではなく【当初設定された定額計上の金額】で間違ないでしょうか。 (当初設定された定額計上の金額をもとに残高を決めるのであればなぜ予算額設定のための打合簿が必要になるのか?)	◆当初設定されていた定額計上の金額」とは、指示書で指定される額もしくは契約時に合意した金額の意ででしょうか。 =契約時に合意した該当業務の定額計上の金額になりますので「当初設定されていた定額計上の金額」で間違ないでしょうか。 ◆ご理解のとおりです。	/
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-4	新施策に關わり共にいただいた資料のうち【説明会資料】定額計上の打合簿について質問させていただきます。 1. 上記資料P.3の実費精算方式における残高確定について打合せ(3者)とありますが2者打合簿の間違ではないでしょうか。 そのように思った理由としては、打合簿事例9が残高確定の例と理解していますが、同事例の印刷を見ると2者印合になっています。 また、契約管理ガイドラインP35においても「業務内容の確定にあたっては、「業務主任者」が打合簿を作成して「監督職員」が確認します」とされているようです。	資料について、JICAHPに新契約管理ガイドライン・様式等と共に掲載されているファイル名「(参考資料) 定額計上の打合簿」が最新版になりますので、今後は同ファイルをご参照いただきますようお願い致します。	/
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-5	新施策に關わり共にいただいた資料のうち【説明会資料】定額計上の打合簿について質問させていただきます。 2. 上記資料P.3の実費精算方式における残高確定について打合せ(3者)とありますが2者打合簿の間違ではないでしょうか。 そのように思った理由としては、打合簿事例9が残高確定の例と理解していますが、同事例の印刷を見ると2者印合になっています。 (当初設定された定額計上の金額をもとに残高を決めるのであればなぜ予算額設定のための打合簿が必要になるのか?)	◆事前に打合簿にて【合意した予算額(上限額)】ではなく【当初設定された定額計上の金額】で間違ないでしょうか。 =契約時に合意した該当業務の定額計上の金額になりますので「当初設定された定額計上の金額」で間違ないでしょうか。 ◆ご理解のとおりです。	/
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-6	新施策に關わり共にいただいた資料のうち【説明会資料】定額計上の打合簿について質問させていただきます。 2. 上記資料P.3の実費精算方式における残高確定について打合せ(3者)とありますが2者打合簿の間違ではないでしょうか。 そのように思った理由としては、打合簿事例9が残高確定の例と理解していますが、同事例の印刷を見ると2者印合になっています。 (当初設定された定額計上の金額をもとに残高を決めるのであればなぜ予算額設定のための打合簿が必要になるのか?)	◆事前に打合簿にて【合意した予算額(上限額)】ではなく【当初設定された定額計上の金額】で間違ないでしょうか。 =契約時に合意した該当業務の定額計上の金額になりますので「当初設定された定額計上の金額」で間違ないでしょうか。 ◆ご理解のとおりです。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について(<https://forms.office.com/r/T18KWrTzH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目に
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目に

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-4	定額計上(実費精算)の打合簿についてご教示ください。 例えば「定額計上〇〇活動開通費(2回×200万円×2回)として計上されてる場合、予算額確定の打合簿及び業務完了時の打合簿は1回目、2回目と都度提出。この経費に対して最低4枚の打合簿提出が必要との理解でよろしいでしょうか。	もし「〇〇活動開通費」が1回目の時点で2回分の「予算額(上限額)確定」も併せて可能であれば、まとめて1つの打合簿でご対応いたしかまいません。業務完了後の「残額の確定」のための打合簿についても、2回目の業務完了時にまとめて1つの打合簿でご対応いたしかまいません。特に、本体契約が実費精算契約の場合は、2回目の残額の確定しないと「他費目」で使用できる残額が確定できませんので、2回目の業務完了時にまとめて1つの打合簿でご対応いたと効率的かと思います。	/
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-5	<上記7-13-4回答の更問> 2回分以上の場合は、予算額(上限額)確定の打合簿は都度(2回分の予算額が確定できていない場合)、業務完了後の「残額の確定」の打合簿は2回目業務完了後に1回で提出可のこと承知いたしました。ちなみに精算報告書には業務完了後の「残額の確定」の打合簿のみを添付との理解でよろしいでしょうか。	経理処理ガイドラインP.34をご参照ください。定額計上に係る打合簿は、業務の範囲や内容、金額が確定した時点で作成し、証拠書類として精算報告時に提出をお願いします。	/
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-6	定額計上(実費精算)の打合簿についてご教示ください。 「定額計上の残額」を使用する場合は、打合簿による「監督職員」の承諾が必要との事ですが、具体的な打合簿事例はどうになりますでしょうか。又は既存事例90件で、「定額計上の残額の使用の有」としておくだけで問題ないのでしょうか。 追加が必要の場合は、何に事例集の更新の程によろしくお願いいたします。	定額計上の残額の使用については、打合簿事例集の「事例12:通常手続き(定額計上の残額の使用)」をご参照ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	13定額計上の打合簿	7-13-7	定額計上の打合簿について確認です。セミナー開催費が定額計上となっている案件で、セミナーを2回開催する場合、1回目セミナーは内容と予算額の確定、2回目セミナーは内容と予算額の確定の後、次回残額を「残額の使用」を回答するのみなのか、セミナー2回が終った時点で2回分まとめて残額の確定をするべきかをご教示いただけますと幸いです。	セミナー1回が1回目の時点で2回分の「予算額(上限額)確定」も併せて可能であれば、まとめて1つの打合簿でご対応いたしかまいません。セミナー終了時にまとめて1つの打合簿でご対応いたしかまいません。特に、本体契約が実費精算契約の場合は、2回目の残額が確定しないと「同・他費目」で使用できる残額が確定できませんので、2回目のセミナー終了後にまとめて1つの打合簿でご対応いたと効率的かと思います。	/
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-1	本邦研修研修・招へいについて:当初契約締結時に企画競争説明書記載の定額にて別契約として締結し、その後研修の詳細が決定した段階で、打合簿に取り交わし、内容・金額を確定する方法に変更されましたか、一案件で複数回の研修がある場合は、研修契約は一本で複数回の打合簿に取り交わしますでしょうか。	ご理解のとおりです。	/
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-2	契約変更の要否についてお問い合わせします。 1. 本邦研修回の回に本体契約記載されている場合、回数が追加になった場合、本邦研修の新規契約を締結するだけでなく、本体契約の変更(本邦研修1回追加)が必要でありますか。 2. 上記にも関連しますが、追加となった本邦研修の費用(数十万~200万程度、本体契約金額の0.1%程度)を、本体契約から流用(本体契約減額)する場合も、本体契約の減額契約変更が必要なのでしょうか。打合簿のみで可能ですか? 本体契約期間の残り1年未満、2年以上の場合は? ご回答いただければと思います。 契約管理ガイドラインP.30(1)をご見拝して質問しております。	1. 本邦研修の実施回数が新たに増えることにより、来日前業務にかかる経費が新たに発生または増加し、本体契約金額内におさまらない場合は、本体契約の契約変更が必要になります。(本邦研修の契約計上での経費は研修員来日前の業務にかかる経費は研修員来日後の業務に係る報酬及び直行経費になり、来日候補者の人選支援などの研修員来前の業務に係る経費は本体契約に含めていたため)。 2. 本邦研修の契約と、本体契約は別々の契約になり、契約間での経費流用はできません。 なお、本体契約の減額ですか、契約業務の削除による減額の場合は、契約変更が必要になります。 契約変更が必要ですか、業務に変更がない執行場所の場合は精算処理になりますので、契約変更は不要です。	/
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-3	<上記7-14-2回答の更問> 「本邦研修の実施回数が新たに増えることにより、来日前業務にかかる経費が新たに発生または増加し、本体契約金額内におさまらない場合は、本体契約の契約変更が必要になります。(本邦研修の契約計上での経費は研修員来日前の業務にかかる経費に報酬及び直行経費になり、来日候補者の人選支援などの研修員来日の業務にかかる経費は研修員来日後の業務に係る報酬及び直行経費になります)」に記載。 単に本体契約に規定する研修の回数が追加になっただけでは本体契約変更の必要は無し、回数が増えることにより、来日前業務にかかる経費が増えた場合で本体契約金額内におさまらない場合には契約変更が必要ということですね。	ご理解のとおりです。本体契約に規定する研修の回数が追加されるだけであれば、発注者が指定する数量の変更に該当するため、2者打合簿でご対応ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-4	<上記7-14-3回答の更問> ご理解のとおりです。本体契約に規定する研修の回数が追加されるだけで、発注者が指定する数量の変更に該当するため、2者打合簿でご対応ください。 研修の回数が追加となり、別途新たに研修契約を締結するのでその研修契約自体に関する合せせは3者、本体に規定する研修に1回を追加するという打合せ簿は2者つまり2回の打合せ簿が必要であります。	ご理解のとおりです。本体契約に規定する研修の回数が追加され、発注者が指定する数量の変更となる場合は、同一回数について2者打合簿にて合意ください。その後、本邦研修の新規契約締結について3者打合簿をご提出ください。 回数の増加及び本邦研修の新規契約締結が同時に判断した場合は、3者打合簿に両者を記載することでも構いません。	/
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-5	<上記7-14-2回答の更問> 「本邦研修の契約と、本体契約は別々の契約になり、契約間での経費流用はできません。 なお、本体契約の減額ですか、契約業務の削除による減額の場合は契約変更が必要ですか? 本体契約の契約変更は不要ですか? 業務に変更がない執行場所の場合は精算処理となりますので、契約変更是不要ですか?」に記載。 単に本体契約の特待書類に書かれた削減が無い(執行見込みのみの)場合、本体契約を減額の契約変更し、本体で減額した分をあらためた研修契約に充てるという事は不可、ということですね。	ご理解のとおりです。本体契約と研修契約は、契約としては別々の契約になりますので、契約間の経費流用はできません。	/
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-6	実務的運用としては、本体契約・精算処理(自然残)・研修契約・新規契約(本体の流用の形とならない)ということようろしいでしょうか。	新様式での事例を掲載しましたので、新様式でのご対応をお願いします。	○
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-7	「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」による打合簿事例(本邦研修員受入れに係る研修詳細計画について)はWord版の旧様式となっています。本文に記載されていますはExcel版の新様式ではなく、旧様式での取り扱いをどのようにしておられるのですか? また、新様式を使用の場合は、HPIも新様式へ修正対応をお願いいたします。	新様式での事例を掲載しましたので、新様式でのご対応をお願いします。	○
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-8	貴機関から受けられた招へい実施プログラム・講義等の録画の際に、講師、あるいは受講者等参加者に対する肖像権使用にかかる認明とそれへの同意を取れるガイドラインなどを貴機関のサイトで公開されていましたが、該ページのURLをご表示くださいませんでしょうか。	研修事業における著作権ガイドラインは以下のとおりです。 https://www.iica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/copyright.html	/
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-9	海外在住の業務従事者が本邦研修に同行する場合、経理処理ガイドライン(P.4)に記載のとおり、現地業務とみなすのか。それとも居住地に関わらず、国内業務とみなして研修ガイドラインに記載の単価及びMM(=20)を適用するのか。後者の場合、往復航空費は認められるのか。	主旨部が海外居住の従事者による同行の必要性と妥当性を認めるならば、以下のとおり経費を認めます。 ・現地業務と看做します(月人は±30で計算します)。 ・現地に同行するための宿泊費は、宿泊料金の割合で計算して認めます。 ・日当(宿泊料金の単価は研修ガイドラインの記載の単価を適用します。(経理処理ガイドラインに記載の単価よりも低い場合) ・日当を支給する日数は出発日から到着日まで、宿泊費を支給する日数は、本邦での実宿泊日数とします。	/
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-10	研修ガイドライン(P.24)に記載、宿泊料では、「当社は一日の行程が100kmを超えた場合(または宿泊を伴う移動中に)支給します。」と記載されているが、ここでいう「行程」は研修行程のみを指すのか。(例は、研修の行程記載は1日で終了するが、宿泊料金は2日で支給されるなど)。	行程には、研修行程に参加するための移動も含めてください。ご照会にある例示は、ご理解の通り日当支給の対象となります。	/
7. 契約管理ガイドライン	14本邦研修・本邦招へい	7-14-11	「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」における講義謝金・原稿謝金の算定に関し、P22に「講義時間が30分未満なら0.5、それ以上になると0.1で計算します。」とあります。 基準として、例えば講義時間が10分の講義の数を1.5としたところ、主催者より「講義時間の合計が30分未満でしたら0.5を以て算定する」とある場合、実際の講義時間の間に「基準で0.5で算定します」とお読みいただけます。」とコメントが入り、1.25に修正されました。1時間15分の場合は1.25と記載されていますが、主催者より「1.25を以て算定します」とあります。 そこで質問、確認が2点あります。	(1)ガイドラインP.22に記載のとおり、講義時間が30分以下の場合は0.5、それ以上の場合は時間単価を適用します。 (2)ご指摘のとおり、修正いたしました。	●
7. 契約管理ガイドライン	15一般業務費支 出実績総括表	7-15-1	従業者は偏重に書かれて契約額の2倍以上になった場合は、その理由を記す。また、納入期限を超過した場合の理由を記す事項が求められていたが、10/23説明会で用意したもので事例(受注後の費用払用形態にて対応)のみ記載)を持見ましたが、今後はどちらも必要ないという理解でよろしいでしょうか?	一般業務費支出実績総括表では、当該業務に関連した支出であることがわかるように記載いただけます。	○
7. 契約管理ガイドライン	15一般業務費支 出実績総括表	7-15-2	一般業務費について、従業は見書き記載して下さい。納入期限を超過した場合は、原課長等に報告し一般業務費内に精算手続を修正してもらう旨を承認して得た後、支出実績表に反映しておられたが、10/23の説明会で共に持見ましたが、今後はどちらも必要ないという理解でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。	/
7. 契約管理ガイドライン	15一般業務費支 出実績総括表	7-15-3	2. 計算処理手続(実費精算契約)15一般業務費支出実績総括表の確認について 抽出検査対象業務の精算修正→一般業務費を修正したところ、支出実績表について監督職員押印を取り直すよう指示されたのですがその必要はありませんでしょうか?	修正後の監督職員の押印再交付については、軽微な計算ミスの修正程度であれば不要ですが、支出総括表に記載されているか否かの確認は必要です。 修正後の監督職員が押印再交付するか否かは、契約業務に関連した支出であるか確認をするための手帳記録です。という点で、確定金額での記載が困難な場合は、一般業務費支出実績総括表の支出実績欄は、暫定額でも問題なく、出納簿実績と多少の誤差が生じてもかまいません。	/
7. 契約管理ガイドライン	15一般業務費支 出実績総括表	7-15-4	一般業務費支出実績総括表について「旧フォーマットでは「支出実績/内訳金額(暫定)」という表記でしたが、新フォーマットでは「支出実績/内訳金額」という「暫定」の取扱いが取扱っています。	これは新制度では暫定額は認められず、精算額と同じ金額でなければならぬらしいということでしょうか?	/
7. 契約管理ガイドライン	15一般業務費支 出実績総括表	7-15-5	それはもともと「マスク」としての意味で使われていますが、チックません。あとで監督職員が業務に開通した支出であるか?を判断するための参考情報です。このコメントのとおり、新年度でも同じ方針で、精算額の入力も結構ないでしょうか?	現在年度末に契約期間終了を迎える案件の精算準備を進めており、契約期間の終了前に前広に準備する必要があります。支出の実績額がまだない場合もありますが、質問させていただくな次第です。	/
7. 契約管理ガイドライン	15一般業務費支 出実績総括表	7-15-5	2024年7月ガイドライン修正により一般業務費支出実績総括表の押印が3者から2者へ再変更となりましたが、電子精算報告書作成マニュアルP.3「出納簿(一般)、支出実績総括表+3者打合簿」のとおり、修正をお願いします。	ご指摘有難うございます。追って修正いたします。	●
7. 契約管理ガイドライン	16 渡切単価の確 認書	7-16-1	「現地ごと等に渡切単価を設定する」確認書ですが、どのようなシングルで取り交わすことが必要になりますでしょうか? 契約担当部署の印が必要とありますが、監督職員を通さず、直接契約担当者に確認依頼をするということになりますでしょうか?	タイミングとしては事前確認が原則となります。渡切単価については業務の内容ではなく単価の妥当性を確認するのですので、監督職員の確認は不要、契約書による確認と整理しました。 提出に際しては、当該監督職員が通さず直接契約担当者に提出ください。専門アドレスの設置等、変更がござる際にも追跡等での連絡等でご連絡願います。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T1KWRtZB8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7. 契約管理ガイドライン	16 渡切単価の確認書	7-16-2	経理処理ガイドラインP19(直接経費(3)セミナー等実施開発費): 渡切単価の設定について根拠も含めて述べ書類を提出してください。(様式は契約管理ガイドラインを参照)⇒渡切単価設定書類の提出はロードマップに記載の方針にあります。打合簿事例28の確認書を作成後、従来の原課担当者ではなく、調達部の契約担当者もしくは契約担当課長に送り渡す。事前確認を得るといふことになるのか?	提出のフローは、確認書作成後、調達部の契約担当へ直接送付いただき、事前確認後に契約担当より返信致します。	/
7. 契約管理ガイドライン	16 渡切単価の確認書	7-16-3	渡切単価の設定について、これまでの打合簿による確認から、契約担当課長と業務主任者による確認書に変更となるとのことです、既往件件に既に打合簿で確認を踏まっている場合においても、改めて契約担当課長との確認を取り交わす必要がありますでしょうか。	既に打合簿で確認を踏まっている場合は、改めて契約担当課長と確認を取り交わす必要はありません。精算時に当該打合簿を提出してください。	/
7. 契約管理ガイドライン	17直接経費の留意事項	7-17-1	契約管理ガイドラインP46 直接経費の個別支出に関する留意事項「会議費」について 契約費(会食費用)の計上は認められませんが、この会議費とは、どのようなものを想定していますでしょうか。 具体的なご提示ください。	会議費(会食費用)は、セミナー等の昼食代等とは異なり、事業に関連して、外部との会議・会合における飲食開連費用になります。	/
7. 契約管理ガイドライン	17直接経費の留意事項	7-17-2	P46の「直接経費の個別支出に関する留意事項」に、業務従事者の「少額交通費(1,000円未満)」の計上は認められないという記載がされています。 これにに関して、例えば業務上の必要性から、事務所とC/P機関の往復等に発生した費用(Uberなど)も認められないのでしょうか。1日に複数回の移動(1回あたりの交通費は少額交通費範囲内)が必要な場合はあるめお伺いします。この少額交通費は、複数の団員が別々の動きをすることにより、片方はUber等での移動を余儀なくされるといったケースで発生します。	ご理解の通りで、領収書1枚の金額が1000円未満の場合は、少額交通費の範囲となるため認められません。(経理処理ガイドラインP19)有料道路通行料、駐車場代及びタクシーの借上げは、車両開連費として計上できます。	/
7. 契約管理ガイドライン	18検査・支払	7-18-1	様式1:業務部分完了届の付属資料「業務従事者の従事計画・実績表」は、今後もバーチャートの様式を使用しますでしょうか。	月報の「業務従事者の従事計画/実績表」と同様に、業務部分完了届の別添もバーチャートがない改定後の様式にて提出をお願いいたします。 HP掲載の様式1「業務部分完了届」の様式も修正いたしました。	○
7. 契約管理ガイドライン	18検査・支払	7-18-2	現行案件の契約では報告書等でプロジェクト事業完了報告書、技術協力作成資料の提出が終了時に求められています。この部分では何ら変更はないとの理解でよいでしょうか。	ご理解の通り、変更ございません。	/
7. 契約管理ガイドライン	18検査・支払	7-18-3	①技術協力プロジェクトにて通常果品の一部を成す「ワークプラン」と「モニタリングシート」について、これらも監督職員による確認がなされますが、現地C/Pとの協議等を通じて、業務内容の一部変更がこれまで文書に反映される場合もあります。そのため、これら二文書も契約書(仕様書)の「補完文書」となるのではと考えますが、いかがでしょうか。 ②兩文書の名前及び「モニタリングシート」ひな型の構成について質問とコメントがありますが、本窓口を通じて行なうことはできませんか。	①「ワークプラン」や「モニタリングシート」を踏まえ、業務計画に変更の必要が生じれば「業務計画書」を適宜更新・変更するものとされます。そのため、弊機構と受注者との間での契約書の補完文書としては「業務計画書」のみとなります。 ②ひとまずこちらにご連絡いただければ、所掌部署におつなぎいたします。	/
7. 契約管理ガイドライン	18検査・支払	7-18-4	「業務従事者の従事計画/実績表」の1ヶ月につきましてお尋ねいたします。 以前の様式と、注意書きにて現地業務期間は30日、国内業務期間は20日で除した数字の小数点以下第3位を四捨五入して算定してください」とあります。 現在の様式および契約管理ガイドラインを確認しましたが、見当たりませんでした。	「業務従事者の従事計画/実績表」では日数の記載はありませんが、業務人月の計算方法についてはこれまでおり、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで算定します。(経理処理ガイドラインP4のとおり)	/
7. 契約管理ガイドライン	19現地人月の確認	7-19-1	合意単価契約の数量を現地総人月に設定している案件については、月報で現地人月が確認できなくなりますが、精算時とのように数量を確定するのでしょうか。	現地総人月は、旅費(その他)で日数確認が可能です。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-1	給与水準の直接確認による給付を行う場合について、残業代、賞与を考慮しない理由は何でしょうか? 会計上、資料に示されたようにプラスして、残業代、賞与も含めたものが直接人件費と考えます。	JICAのコンサルタントの単価は、国交省の単価を準用しております。国交省では、定期的に調査を行っており、残業代を除いた形で計算しているため、その設定の根拠に準じた形としました。また、1か月だけ単価がある、というような特殊事情に左右されないよう、単月のみだけでなく、3か月間確認させていただく形にしました。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-2	(P48 (17) の「ダイバーシティ」に活用における給付認定においては、P-10別添資料2を準用するとして、格付認定確認書の提出は必要でしょうか。 (2)(1)の場合、P-7別添資料2「業務従事者の格付の目安」に基づく給付認定にのみ、P-27 業務従事予定者新規登録する「コンサルタント等契約におけるボーラー作成ガイドライン」の様式4-5(その1)「評価対象業務従事予定者経験書」を提出するのでしょうか。	(1)格付認定確認書の提出は必要です。ダイバーシティに限らず、新規に業務従事者を配置する場合は契約管理ガイドラインP27(2)(5)新規配置業務従事予定者の報告書/確認書に沿ってご対応ください。なお、2-4-3のとおりダイバーシティ格の考え方方は今回の改定でなくなりました。 (2)ご理解のとおりです。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-3	格付けの認定について ①当該給付による給与水準はあると判断される、という格付け認定基準に關し、なぜ3か月、かつ賞与や残業代を含めずに給与水準を算定するのか? ②過去にJICA事業で同等以上との格付けの実績がある、③経験・実績等から技術水準があると判断される、という方法はなぜ確認ができないのか、③給与を参考にすることなると想われるため。	JICAのコンサルタントの直接人件費単価は、国交省の単価を準用しています。国交省では、定期的に調査を行っており、残業代を除いた形で計算しているため、その設定の根拠に準じた形とされています。また、1か月だけ単価がある、というような特殊事情に左右されないよう、単月のみだけでなく、3か月間確認させていたく形にしました。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-4	等級格付け方法について10/23に質問した際、給与水準において賞与や残業代は国交省の単価に含まれないが、賞与は含めないと回答でしたか、国交省の単価を算定を確認したところ、単価には以下が含まれておらず、現地の説明と違います。単価には賞与相当額、退職金積立、労災保険、雇用手当が含まれます。また、単価は所定労働時間8時間未満については8時間換算する必要もあるかと思います。昨日のJICA経験書の算出方法では給与水準が過少評価となって相当等級が下がりますので、計算方法について再検討をして頂ければ存じます。	承知いたしました。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-5	1. 基本相当額 2. 諸手当(役職、資格、通勤、住宅、家族、その他) 3. 賞与相当額 4. 賞与負担額(退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当)	検討させていただきます。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-6	国交省については、残業代は含まれません、というのは明確に記載されています。	国交省については、残業代は含まれません、というのは明確に記載されています。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-7	格付け認定のうち、23日の説明会でも質問があった、給与水準について。残業代や賞与については考慮しない、それは国交省の単価の算定基準で合わせたもの、という説明が23日でありますが、国交省の単価設定でも賞与相当額のようなものが含まれていたと思われる、今一度ご確認いただけたらと思っております。	お示し頂いた件は、実績としては4号と残ってしまっており、元の公示では3号だったものの、4号が対応できる業務量に難易度を下げて契約を行ったかもしれません。4号として記載したことでの号数が対応するケースは少ないと思われます。ただし、賃与を算入することで号数が対応する可能性はあります。もし賃与があると逆算するという例がございましたら、意見交換をさせていただき、その時点で検討して下さいとも思います。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-8	<上記7-20-6回答への更問> 「今後は選定後にプロポーザルに記載されていた号数より格付を下げる契約するということはなくなります。」とあります、が格付認定確認書の提出があります。それでも先ず「下がる」ということはないということですね。	格付けの設定についてはプロポーザル作成ガイドラインに記載の業務の難易度と離隔さなければ、ご提案通りの格付とします。また、格付け認定についても認定時に記載の格付けの理由が妥当であれば、ご提案通りの格付で認定します。(理由が妥当でない場合、指揮格付を認定しないケースがある可能性はあります)がこれまでのように学年次不足を理由として格付を下げるることはなくなります。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-9	今回の認定方法の②「経験・実績等から、必要な技術水準にあると判断される」について、格付認定シードのようなアピールすればよいかもイメージが湧きません。4号がどこまで積みあがったら3号に至るという明確な基準はあるのでしょうか。	プロポーザル作成ガイドラインP5、格付基準にあたる自分の記載例の、これに相当するところを記載していただけます。ただし、その格付基準を満たす第三者がいる場合は、必ず記載していただけます。JICA事業等以上の号数の格付を下げるというような記載をいただくと、3号での記載もよろしいかと思います。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-10	業務従事者の格付けの根拠書類について、給与明細を企画提案書へ添付して提出するのは個人情報として疑問があります。なにか他の提出方法を斟酌されませんでしょうか。	契約交渉の段階で個別にご提出いただくような形など、受け取り方を工夫させていただきます。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-11	未確定従事予定者が契約締結(=契約金額確定)後に確定し、確定業務従事者の格付けを当初契約締結時より上げる(それに伴い航空賃料もかかる)ことは可燃ですか?	ご質問の趣旨は、契約締結時点では具体的な人は未確定であるが、その時点で想定される格付けを契約を締結していく業務従事者について、業務従事者が確定した際に契約時の格付を上げ、航空賃料も上げることが可燃かどうか、のことと理解いたしました。この場合、格付については、あくまでも業務に基づいており、契約時の格付の変更は認められません(例:業務等に基づく格付が3号になります)。契約管理ガイドライン(P22)では、「契約締結時、未確定であった業務従事者については、業務従事者が確定した場合、その格付は、契約交渉時に確定した格付を超えることはできません」契約を複数の期に分けて締結する場合でも、継続する契約において、格付を上げることはできません。」としています。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-12	第2章(1)(2)(3)に関して、評価対象以外の業務従事予定者について、経歴書を提出する必要はないものと理解していますが、正しいのでしょうか。なお、(5)新規配置業務従事予定者報告書/確認書では、業務従事予定者経験書の提出を求められていますが、これは、業務従事者の変更または契約時に未確定の場合のものと理解しています。	プロポーザル提出に評価対象以外の業務従事予定者について、経歴書を提出する必要はありません。他方、業務従事者の格付認定にあたっては、契約交渉時であっても、契約実施中であっても、新規に配置する業務従事予定者について、同じ手続きであり、経歴書を提出してください。2. 業務従事予定者の格付認定等(P27)に記載のあるとおり、契約交渉も格付認定が必要あります、「(5)新規配置業務従事予定者の報告書/確認書」を参照してください。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-13	契約管理ガイドライン 参照資料 打合簿等事例集(実績精算契約)の「事例23」につきまして、 業務従事者の交代を行なう場合に監督課員へ提出する書類にもございます。 【解説】2.③格付認定確認書ですが、こちらはどういったものでしょうか?	「格付認定確認書ではなく、「格付認定依頼書」が正しいです。 様式2-2「格付と水準確認書」についてご教示いたしましたが、この確認書は交渉時にその担当業務に必要な経験・知識を有していることを確認するための書類になります。	○
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-14	弊社では来週予定の案件への応札を考えおり、業務従事者の格付けに係る下記の 弊社は裁量分権制を採用しております。時間外手当は、1ヶ月一定のみなし、業務分にあたる時間外手当(固定額)、②他の年に土日祝日や深夜等に勤務した場合に支給される割増賃金の、日々手当(22%)を組み込んでいます。その他の(注5)に時間外手当(割増賃金を除く)に①は改めて算出されるべきではないでしょうか。 「諸手当(注3)について、給与明細等における手当(役職手当、資格手当、通勤手当、家族手当、扶養手当等)に、家賃補助(住居手当)は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	・「時間外手当(割増賃金を除く)」及び「諸手当(注3)」について、いずれもご理解のとおりです。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsより質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T1KWRtH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事者予定者の格付認定	7-20-15	ガイドライン15ページの表2-1では、以下のように分類されていると理解しています。 1段目:契約変更が必要な事業 2段目:打合簿による対応が必要な事業 3段目:受注者の裁量によるもので、打合簿も不要(月報で報告)	「業務主任者/副業務主任者以外の業務従事者の人選・配置の変更は、受注者の裁量です。これは、誰が業務従事者を選ぶかという「人選」と、その業務従事者をどう配置するかという「配置」の2つは、受注者の裁量であるということです。 一方、受注者が人選した業務従事者の格付は、受注者の裁量事項ではなく、監督職員の承認事項です。打合簿のための打合簿が必要です。 この打合簿は、受注者の人選と配置を、監督職員が確認・承認するものではなく、格付承認のために必要な打合簿です。 5号以下の業務従事者については、格付認定を行いませんので、打合簿は不要になります。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事者予定者の格付認定	7-20-16	<7-20-15への更張> 契約管理業務の権限の記載についての更張です。 新規の格付の規定が伴わない(5号級以下の)業務従事者の人選・配置の変更については、受注者裁量である為、打合簿は不要であると理解しました。 それでは、業務従事者の減少(投入予定の担当者の削除)についても、人選・配置の変更による他の従事者が対応する等、業務内容の大幅な変更ではない場合、打合簿は不要といふことでしょうか。(例えば、10人の業務従事者の配置を予定しているところ、8人に変更となるケース)不要である場合、その報告は月報での記載でよいでしょうか。 質問の件は、ラップサムではなく、技別の実費精算案件です。 (以下は質問ではなく、参考) なお、人選・配置は受注者の裁量だが、人選に伴う格付認定には打合簿が必要であるというのであれば、人選・変更の裁量は受注者にあると言いたげ、やはり図や本文の説明には疑問が残ります。打合簿の不要となる人の変更等、5号級以下の認定のみあるとは尚更です。(5号級の認定は例外として既に記載があります)上記具体例が打合簿不要な具体的なとして一般的ではあります。	ご理解の通り、業務従事者の減少については、打合簿は不要です。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事者予定者の格付認定	7-20-17	新規配置業務従事予定者の報告の打合簿について、認定不要な団員(5号以下)の追加時に関わる手続きについて確認させて下さい。 10.23新的質問：回答の質問番号:7-20-15のご回答では「5号以下の業務従事者については、格付認定を行ないませんが、打合簿は不要である」と回答されていますが、5号以下の団員は、原則担当者より打合簿の提出を要するものと業務従事者の追加による必要と一致する旨記載。新規配置業務従事予定者の報告/確認にかかる打合簿と業務従事者名簿を提出しました。	格付認定不要な団員を配置した場合、当該変更のみのために打合簿を交わす必要はありませんが、月報等の提出の際にあわせて、変更後の業務従事者名簿の共有をお願いします。	/
7. 契約管理ガイドライン	21打合簿の様式	7-21-1	契約管理ガイドラインP23 打合簿について 打合簿がカードからエクセルになったのはなぜか理由がありますでしょうか。 社内印押後PDF版にして提出するので、ワードでもエクセルでも変わらないように思われます。社内での確認や貴機関ご担当者との確認も、変更履歴が残るワードの方が利便性が高いと思うので、特に明確な理由がなければ同じ書きぶりにこっそりもワードを使用してよいでしょうか。	2024年導入予定のシステム(事業・契約管理プラットフォーム)では打合簿をWeb上で作成・確認・承認予定のため、将来的に取扱いフォーマットとしての役割も持たせエクセル化しました。また、標準化した文言の選択や、開閉による選択等で操作しておられます。履歴としてコメントを残すなどでご対応いただけます。今後はエクセル版を使用いただくようお願いします。	/
7. 契約管理ガイドライン	21打合簿の様式	7-21-2	書式について①打合簿番号について:ガイドラインでは「打合簿の管理を容易にするため、通し番号を記載します」との説明ですが、記載必須でしょうか。これまで通し番号を付けていない場合(日付等で整理)は未記入のままよいででしょうか。②金額の増減記欄について:プロジェクトの見積額(定額形式ではなかった)と実際の契約額の差額の記載でよろしくでしょうか。	①未記入のままでも可ですが、今後の管理のため、これからでも連番の作成をお勧めします。 ②差額を記載ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	22支払計画書の様式	7-22-1	様式4:支払計画書の「2. 支払予定期間」に記載する「支払予定期間」について質問です。以前の形式での打合簿においては、支払予定期間を記載する際、部分的に「支払予定期間」については、契約の支払予定期間を記載するように説明されていますが、(部分)完了届出時、支払予定期間確定?請求済みか時期、③貴機構からの振り込み見込み時期のどれを記載するのでしょうか。	以前の形式の通り、①(部分)完了届出時期(成果品提出時期)をご記載ください。様式4支払計画書「2. 支払予定期間」の文言を変更しました。	○
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費自間流用)	7-23-1	現地履行中のCCBS案件については、現地再委託費の費自間流用は対象外、企画競争案件については、現地再委託・解空賃ともに対象外となる、という事でしょうか。	ご理解の通りです。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費自間流用)	7-23-2	実施中の実費精算案件(技術協力プロジェクトなど)についても、11月から費自間流用(例えば、一般業務費から報酬への流用)が受注者の裁量になるとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。 補足:現地再委託費、旅費(航空賃)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費自間流用の対象外とします。なお、継続契約で改正後の契約書面形を適用する案件についてはこの限りではありません(10/23説明会スライド74ご参照)	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費自間流用)	7-23-3	10/23説明会スライド74にて現地再委託費、旅費(航空賃)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費自間流用の対象外とします。なお、継続契約で改正後の契約書面形を適用する案件についてはこの限りではありませんとの説明がありました。 こちらに該当する場合は、費自間流用の対象外ではなく、打合簿の取り扱いが複数で費自間流用をすることが不適であるという理解でよろしいでしょうか。 つまり、実施中案件で、契約金額を超えても精算可としている案件で、費自間流用してよい場合とできない場合で、費自間流用しない場合は、これまで通り、打合簿を取り扱いにより対応可能かどうかでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費自間流用)	7-23-4	契約管理ガイドライン(2023年10月)P.84及ぶ経費処理ガイドライン(2023年10月)P.14 の備考11)にて「2023年10月以前の公示案件については、再委託費、旅費(航空賃)については、契約の支払予定期間を準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費自間流用の対象外とします。」との記載があります。 こちらについては、為替変動や費自間流用の際は、再委託費や旅費(航空賃)の上昇分を他の費自から費用を超過分をそのまま精算することが可とされています。ただし、実施中案件で、契約金額を超えても精算可としている案件で、費自間流用してよい場合は、これまで通り、打合簿を取り扱いにより対応可能かどうかでよろしいでしょうか。	基本的にはご理解の通りですが、費自間流用で再委託費や航空賃の超過分に対応できる場合は、まずは費自間流用にて対応ください。そのうえで、費自間流用では対応できず契約金額を超えてしまう場合は、打合簿や変更契約なしで契約金額を超える支払いを行います。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費自間流用)	7-23-5	2023年9月30日以前の公示案件について「費自間流用について」表示いたしましたがどうでしょうか? 旅費(航空賃)契約金額を超えても精算可としている契約については、航空賃は基本的に費自間流用の対象外となります。予定されていた渡航や現地再委託業務が完了し、残りが出ておりそれを他費目に流用したいなどの事情がある場合は、個々の案件の事情により打合簿での費自間流用を認める場合があります。具体的なケースに基づき、ご相談に応じます。	旅費(航空賃)契約金額を超えても精算可としている契約については、航空賃は基本的に費自間流用の対象外となります。予定されていた渡航や現地再委託業務が完了し、残りが出ておりそれを他費目に流用したいなどの事情がある場合は、個々の案件の事情により打合簿での費自間流用を認める場合があります。具体的なケースに基づき、ご相談に応じます。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費自間流用)	7-23-6	ガイドラインの84にあります現地再委託費、旅費(航空賃)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費自間流用の対象外とします。なお、継続契約で改正後の契約書面形を適用する案件についてはこの限りではありません。および説明会開催回毎一覧(9月、10月開催分)No49に随貼して費用が付いています。	現地再委託費は為替レートの変動による影響が大きいことから、旧制度では価格変動の多い旅費(航空賃)等と共に契約金額を超えて精算可としていたため、受注者裁量による費自間流用の対象外として取り扱っていました。予定されていた渡航や現地再委託業務が完了し、残りが出ておりそれを他費目に流用したいなどの事情がある場合は、個々の案件の事情により打合簿での費自間流用を認める場合があります。具体的なケースに基づき、ご相談に応じます。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費自間流用)	7-23-7	実施中の案件(2023年10月以前に契約、QCBS、実費精算方式一部見直しあり)で現地再委託費から現地渡航追加のための報酬、航空賃、日当、宿泊費等への費自間流用を算定中です。	ご理解のとおり、ご照会案件については契約約款に該当箇所に基づき、受注者裁量による現地再委託費からの費自間流用の対象外といたします。	/
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費自間流用)	7-23-8	2023年10月の契約管理ガイドライン別紙資料6の2.で現地再委託費からの費自間流用が制限されています。この契約の約款には添付の14回目5種類があります。別紙資料6の2.はとの文言を指しているということでしょうか。もしもそうであれば、現地再委託費からの費自間流用はできないことになりますが、その理由を教えて下さい。とともに、柔軟性のある費自などの、そこからの流用はできないことでしょうか。	現地再委託費は為替レートの変動による影響が大きいことから、旧制度では価格変動の多い旅費(航空賃)等と共に契約金額を超えて精算可としていたため、受注者裁量による費自間流用の対象外として取り扱っていました。予定されていた渡航や現地再委託業務が完了し、残りが出ておりそれを他費目に流用したいなどの事情がある場合は、個々の案件の事情により打合簿での費自間流用を認める場合があります。具体的なケースに基づき、ご相談に応じます。	/
7. 契約管理ガイドライン	24適用範囲(ランプサム契約)	7-24-1	継続契約に係る適用は全案件という理解でよろしいですか?(試用期間が2024年までとのことでしためた)。 継続契約をランプサムに移行する場合の打合簿の様式は從来型と理解しましたが、共有方法はどのようにされますでしょうか?	継続契約のランプサム化についてはQCBS方式と総括評価札方式が対象となりますので、從来型企画競争の契約については継続契約にもランプサム契約とは致しません。	/
7. 契約管理ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-1	9/29説明会スライド69(2023年9月30日以前の公示案件)は、2023年11月から適用する」とありますので、2023年10月頃に打合簿を取り交わす場合は、従来通り紙・押印での取り扱いによるよろしい理解でしょうか?	11月1日以降から、新制度の適用でご理解お願いいたします。	/
7. 契約管理ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-2	現地実施中の案件について、本ガイドラインの適用開始は11月からと認識しておりますが、打合せや旅費のオーバーマットなど、11月から全案件に変更が必要がありますでしょうか。担当職員との相談により順次切り替える形で問題ないか確認させていただきます。	11月以降に新規に発生するものについては新フォーマットの適用をお願いします。ただし、10月から既に協議しているものについては旧来のフォーマットでも可とさせていただきます。	/
7. 契約管理ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-3	単独型については、現在ガイドライン別改定中とのことです、現時点では「業務実施契約(単独型)における契約管理ガイドライン(2021年12月)」が適用ということで、その場合、単独型案件が本業務となる場合は、ワードの打合簿を作成という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。	/
7. 契約管理ガイドライン	26業務実施契約(単独型)の扱い	7-26-1	単独型については、現在ガイドライン別改定中とのことです、現時点では「業務実施契約(単独型)における契約管理ガイドライン(2021年12月)」が適用ということで、その場合、単独型案件が本業務となる場合は、ワードの打合簿を作成という理解で良いでしょうか。	単独型についてもガイドラインを2023年10月に更新し、エクセル打合簿に変更となりましたのでご確認ください。	/
7. 契約管理ガイドライン	26業務実施契約(単独型)の扱い	7-26-2	単独型の業務実施契約に關しても本件での様々な変更(例:月報の様式)は適用されるのでしょうか?	単独型の契約管理ガイドラインを2023年10月に更新し、HPに掲載済です。	○
7. 契約管理ガイドライン	26業務実施契約(単独型)の扱い	7-26-3	業務実施契約(単独型)に關しても、改定時期が明確になりました今回のような説明会を予定されていますでしょうか?	単独型については、書式の一部変更等軽微な変更のみを想定していますので、そのためだけの説明会の開催は予定していません。	/
7. 契約管理ガイドライン	26業務実施契約(単独型)の扱い	7-26-4	単独型の業務完了届に添付する業務従事計画・実績対比表についての質問です。 2023年10月以前の契約(具体的には2021年度の契約及び2023年9月契約の案件)にも新しい様式のものをつけてよろしいでしょうか。	2023年10月以前の契約についても新様式の業務従事計画・実績対比表を添付してご提出いただきて問題ありません。	/
7. 契約管理ガイドライン	27掲載サイトの表記	7-27-1	JICAの業務実施契約における契約管理ガイドラインについてのサイトに、下記のように記載されています。 (6) 各種様式の整備・廃止 3) 業務従事者に係る緊急連絡網 ・本ガイドラインで様式を提供するのではなく、業務従事者に係る緊急連絡網も含めて、関連手続きのWEBサイトにリンクするよう変更。 →「関連手続きのWebサイトにリンクする」とはどういう内容でしょうか?	16頁2.契約管理手続き(1)渡航手続等において、リンク先を掲載しています。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T18KwTzH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外 /

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
7. 契約管理ガイドライン	28 機材調達	7-28-1	p39 (10)機材調達・管理、ウ、選定経緯と契約内容(調達経緯説明書)の確認において、「業務主任者は」は単価が160万円を超える機材調達を行う場合には、という記載がございます。 一方で、コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2022年10月)のp2には、「契約金額が160万円を超える機材は、単価が160万円を超える機材調達」と記載されています。 打合簿作成を必須とするのは、単価160万円をこえる機材調達の場合だが、調達方法としては合計金額(契約金額)が160万円を超える場合、指名競争入札を推奨するという理解ででしょうか。用語を統一していただけますと幸いで	契約管理ガイドラインp39に記載の「単価が160万円を超える機材調達」は「契約金額が160万円を超える機材調達」の誤りでした。該当箇所を修正いたしました。	○
8. 経理処理ガイドライン	01報酬単価	8-01-1	経理処理ガイドライン、「第1部> II 報酬>4. 紛争影響図・地域における報酬単価の加算」の中に記載されている「報酬単価の加算を認めめる」紛争影響図・地域」の情報は、Excelでの公開はできません。公開中のPDF版はDX化が求められている事務方で、同書に掲載されている国・地域情報をマスターとして管理しシステム化したいと検討しています。 もし公開が検討されておりましたら、そのサイトの情報などをご教示していただけると幸いでございます。	「報酬単価の加算を認める「紛争影響図・地域」」の情報は、Excelでの公開はありません。公開中のPDF版はコピー可能ですので、適宜ご利用ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	01報酬単価	8-01-2	ガイドラインのP80に記載されているコンサルタント等契約(業務実施契約)に係る報酬単価のうち、「その他原価」の核算の算式が、「直接人件費」×(1-a)であり、繋り込みますが、(a/1-a)の意味がわかりません。何に対する50%なのでしょうか？またaが分子で、1-aが分母ということでしょうか？ 同様に、一般管理費の核算が、「直接人件費+その他原価」×(β/1-β) β=35% についても算式について、ご教示いただきたく、よろしくお願いいたします。	「 α 」は直接人件費に対する50%です。 直接人件費を「1」と考え、「 α 」を差し引いた(1-a)を「 α 」で割ります($\alpha/1-a$)。 $\alpha=50\%$ なので計算式に当てはめるとです。結局、その他原価=直接人件費となります。 α は経理処理ガイドラインP80に記載の通り、①間接経費+②直接経費として計上されていない直接経費の合計=これが α です。 また α が分子で、1-aが分母ということをご理解の通りです。 一般管理費の積算も上記と同様です。	/
8. 経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-1	合意単価契約の数量を現地法人に設定している案件については、月報で現地法人が確認できなくなりますが、精算時どのように数量を確定するのでしょうか。契約額での精算(ランプサム)になりますか？	現地法人月は、旅費(その他)で日数確認が可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-2	ガイドライン4(II 報酬、2. 業務量(業務人月)): (1)現地業務に「ただし、業務従事者が「居住地及び通勤可能範囲」での業務となる場合は「稼働日20日で1人月」として算定します。 (3)海外居住者現地業務「日当・宿泊料が計上される場合は現地業務とし、計上されない場合は「稼働日20日で1人月」として取扱います。」「居住地及び通勤可能範囲」ではない業務を対象地域で業務を行う場合には、日当・宿泊料を計上できます。したがって、「現地業務(稼働日30日で1人月)」とあります。 つまり、海外居住者が居住地及び通勤可能範囲で業務を行う場合は、「準備業務」になりますか？現地業務だが1人月は20日で考えるのか？	海外居住者が居住地及び通勤可能範囲で業務を行う場合は、「準備業務として1人月は20日となります。作業内容が、人月についても絶対1人月のみとなりますので、「現地作業期間」と「準備作業期間」の区別も不要と致します。 作業内容に合わせて、作業期間を黒表示してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-3	仮に、月報報酬額が6号2,068,000円、2024年4月1日から16日まで業務を行った場合、国外業務・国内業務それぞれに記載して、以下の計算式で合てるのでしょうか。 国外業務たった場合、 16日(宿泊日)=3÷0.5=0.5333333→小数点第三位を四捨五入で、0.53MM 0.53×2,068,000円=1,096,040円(日当宿泊費は別支給) もしくは、16日(宿泊日)=30×2,068,000円÷1,102,933円(小数点第三位を四捨五入) 国内業務たった場合(4月1日から16日までのうち稼働12日) 2,068,000円÷20=103,400円 103,400円×12日=1,240,800円+消費税10%=1,364,880円(日当宿泊費は無し) もしくは、12日(稼働日)=20÷0.6人月 0.6×2,068,000円=1,240,800円+消費税10%=1,364,880円 金額は同じですが、どちらの算出方法が考え方として正しいのでしょうか。 また、以下につきましてご教示下さい。 ①2月1ある月で、国外業務宿東日が31日だった場合、人月は1.03となりますでしょうか。それとも上限として1.00を超えることはなく、3月稼働10日とて30÷30で算出でしょうか。また、1.00MMの場合にも、日当宿泊費は51日計算でしょうか。 ②2月に国内業務を28日(あるいは29日)行った場合、人月は28÷30=0.93(あるいは29÷30=0.97)ではなく、1カ月フル稼働したと考え、1.00となりますでしょうか。また、1.00MMの場合にも、日当宿泊費は28日(あるいは29日)分計算でしょうか。 ③国内業務を21日ある(あるいはそれ以上)稼働した場合21分を計上できますか。(1カ月20日を超える稼働がそもそも可能でしょうか) ④1日は時間でしょうか。 また、 ⑤1 国外業務で8時間満たない場合は「拘束日とはみなされない場合もあるのでしょうか。 ⑥2 国内業務の場合、4時間の稼働を2日間にした場合「稼働日」とどうい理解でしょうか。	経理処理ガイドラインP40のとおり、人月を先に算出してから、報酬額を算出します。 ①一ヶ月が31日または28日であっても一律30日で算出します。日当・宿泊費は実際の渡航日数に応じて算出します。 ②報酬額は、業務従事者の毎の報酬単価(月額)に業務量(業務人月)を乗じて算定・合算します。業務量(業務人月)は、予定期間を日数を人月に換算して算定します。この換算は、現地業務においては拘束日(本邦出発から本邦到着までの日数)=30日=1人月として、準備業務においては稼働日(業務を行った日数)=20日=1人月とします。 ③1ヶ月の稼働日数をカウントしておません。例えば、3ヶ月間の間に21日稼働した場合(国内業務)=0.5人月となります。 ④現地は最小単位は1日で管理しています。国内は時間ではなく、業務量(業務人月)で管理しています。 具体的な案件を想定しているご質問であれば、契約担当までご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-4	質問番号8-02-2について、更問させています。 「海外居住者が居住地及び通勤可能範囲で業務を行う場合は、現地業務だが1人月は20日となります。」ということですが、すうすうと海外居住者が業務地・業務地に開拓する現地業務ということになり、稼働日20日で1人月の現地業務と、拘束日30日で1人月の現地業務が生じるということになります。作業計画、月報では現地業務と準備業務を区別致しません、人月を計算する上で地区別する必要がありまますので、計算がややしくなってしまいます。 また、現地は最小単位は1日で管理しています。国内は時間ではなく、業務量(業務人月)で管理しています。 また、見積書類の範囲外の業務は月は、いまだに「現地」「国内」となっておりませんので、こちらも「現地」「準備」と統一していただきたいと思います。	ご質問の点については、ガイドラインにおける「業務従事者が「居住地及び通勤可能範囲」での業務となる場合は「稼働日20日で1人月」として算定します」とは、「業務従事者が「居住地及び通勤可能範囲」での業務となる場合は「拘束日30日で1人月」現地業務」とはせずに「稼働日20日=1人月」「準備業務」として扱うとの趣旨です。	●
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-1	例えば、以下の文言がある場合は、契約金額を超えても精算可としているために、原則費用目別流用の対象外という理解はよろしいでしょうか？ (契約金額控除)	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-2	発券者は各号に定める金額の範囲において契約金額を超える確定金額を決定することができます (1)航空券の増額が生じた場合は、当該航空券の増額分の補填に必要な範囲	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-3	2023年10月以降のエコノミークラス従事者の会社都合等によるビジネスクラス利用の精算について、経理処理ガイドラインP14には契約金額の該する渡航の航空券単価を上限に精算する旨記載されています。 当該変更等に係る経費を精算対象とすることを認める(会員合規の取り扱いはなし)、証拠書類附属書に理由を記載のところと書かれています。契約の渡航経路のエコノミークラス運賃であった場合、契約とは異なる実際の渡航経路の航空費(エコノミークラス運賃)を精算してよろしいでしょうか。	前提として、旅費(航空費)が、実費精算案件との理解で回答致します。 契約時の渡航経路の座席(エコノミークラス)の確保が困難であった場合、実際の渡航経路の航空費(エコノミークラス)にて改収するに基づく実費精算となります。この際に契約時の該当する渡航の単価を上限に調整して下さい。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-4	上記8-03-3の回答の更問> さらに念のため確認させてください。書かせていただいたように、これはエコノミークラス従事者の会社都合等によるビジネスクラス利用の精算についての質問です。実際にはビジネスクラスに搭乗しておりエコノミークラスの収取は得ておきませんので、契約とは異なる実際の渡航経路の航空費(エコノミークラス運賃)明細書に記載してよろしいでしょうか？(証拠書類附属書に)契約時の渡航経路で座席(エコノミークラス)の確保が困難であったためとの理由を記載)。	経理処理ガイドラインに記載のとおり、会社都合や自己都合等によるビジネスクラスや正規運賃の利用、渡航経路の変更、航空会社の変更等を行った場合、契約金額内訳書又は契約金額詳細内訳書(契約開始に当たっての合意事項にかかる打合簿の別添資料)に基づき、該当する渡航の航空費単価を上限に精算します。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-5	上記8-03-3、8-03-4回答の更問> ガイドラインの13は、経費は正当な理由(満席等)で変更した場合の対応 P14は、エコノミークラス契約者が自社都合でビジネスクラスを利用した場合の対応 でその回答をいたしましたと思います。 では、両方のケース重複になっている(正当な理由で経費変更し、差額自負担当でビジネスクラス利用)場合は実際の渡航経路のエコノミークラス運賃証明書で精算してよろしいか、という質問です。	正當な理由で経費変更し、差額自負担当エコノミークラス契約者がビジネスクラスを利用した場合におかれても、実際の渡航経路のエコノミークラス運賃証明書の提出は不要です。該当する渡航の航空費単価を上限に精算します。なお、上限を超える場合は、旅費(航空費)内の調整です。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-6	旅費(航空費)の精算について、居住地(滞在地)でない国から出発することとなり、経由地は契約で記載している経由地を通過して業務地に向かう場合、居住地でない国から経由地までの精算は不可と理解しますが、経由地から業務地までの航空費精算は可能でしょうか。	可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-7	旅費(航空費)の精算について、契約金額を準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費用間流用の対象外となることを認識していますが、契約金額を超えても精算可としているか否かは契約書のどの条項に記載されていることが多いでしょうか？	契約約款に記載あります。今後契約金額を超える精算を不可とする契約は、契約書本紙にて該当する契約約款の条項を適用しない旨記載いたします。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-8	今回のガイドライン(改定以前(2023年10月以前))に継続している、継続契約の航空費についてですが、「2023年9月までの公示条件は契約金額を超えての精算が可能な契約」(経理処理ガイドラインP14)とあります。契約処理ガイドラインP84別添資料6.2.には、「旅費(航空費)は、綿密した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可能とされている条件については、この限りではありません」とあります。 2023年10月以降に継続して契約金額を超えての精算が可能な契約との理解でよろしいでしょうか。また、現在飛行期延長の変更契約のため、契約を交わす必要がありますでしょうか。契約変更是航空費の取扱いに大きく影響いたしますため、継続精算の件についても、契約の変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	実費精算の案件を前提として回答いたします。契約締時に改正前の契約譲りを使用している場合は、ご理解の通り「航空費」について契約金額を超えての精算が可能な契約となります。 2023年10月以前に契約締結の件につきましては、変更契約でも契約締時の約款が適用されます。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-9	最新の経理処理ガイドライン(2023年10月版)では、従来のように旅費(航空費)の契約金額を超えての精算が原則不可とされ、費用間流用で対応することになっています。 (該当記載部分、Ⅳ直接経費1.旅費(航空費)/(4)精算について /2実費精算方式方(P13~14)) ただし、脚注11で旅費(航空費)については以下の通りです。 ① 2023年9月までの公示条件は契約金額を超えての精算が可能な契約であるため費用間流用は対象外の費用となります(QCBS、総合評価運送方式)を除く。 ② 2023年10月以降の公示条件は契約金額を超えても精算することはできません。 と記載があります。 本件案の契約締日は2023年11月1日ですが、継続契約に関する打合簿の作成日は2023年9月25日でした。打合簿作成時点ではまだガイドラインは公開されておらず、本条件も脚注11に当たると言理解します。 すなわち、旅費(航空費)に関しては契約金額を超えた精算が可能であり、一方で旅費を費用間流用の対象とすることは不可、という扱いかと存じます。この理解でよろしいでしょうか。 また、来年以降はエアラインの減便により、現在の契約渡航経路である東京-仁川-シンガポールでのフライト予約が困難になる見込みです。 そこで、新たな経路(東京-シンガポール)を追加したいと考えています。この場合、打合簿での確認が必要でしょうか。	①契約金額を超えての精算が可能な契約であるかどうかは、継続した契約書に準拠します。継続契約で改正後の契約書面が適用されることを選択した場合は適用しません。(契約管理ガイドラインP84) ②打合簿は不要です。精算の際に証拠書類附属書に理由を記載してください。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構別・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T1KWRtZH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外の項目には /

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-10	現行のQCBSにて旅費(渡航費)は11月以降は渡航回数増加についても受注者裁量にて変更可能になりますでしょうか。	契約金額内であれば11月以降は受注者裁量となります(新ガイドライン適用)。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-11	2023年10月に締結している継続契約にありますけど、渡航回数の変更については、受注者の裁量となり、回数増加の打合簿の取り交わしは不要、との理解でよろしくでしょうか。 該案件は航空券について契約金額を超えての精算可能な案件ではありませんため、費目間流用には打合簿が必要と理解しております。変更契約を行って渡航回数を増加した場合の精算については、契約金額内の対応となり超過での精算は難しかったと思いまして、むしろ契約金額を超してしまった場合につきましては、費目間流用の打合簿での対応との理解がよろしくでしたでしょうか。	渡航回数の振替・変更については、ご理解の通り受注者裁量となります。ただし、締結した契約書に準拠し、航空券について契約金額を超えても精算可としている案件については、費目間流用の対象となりますので、渡航回数の増加は、原則、契約金額内訳書の航空費の範囲内で検討してください。ただし、個々の案件の事情により、打合簿、費目間流用による渡航回数の増加を認める場合がありますので主管部署にご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-12	今回改正されるまでは、コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)(2020年4月)が契約書に記載のガイドラインがあつたためなのですが、QCBS条件ではないですがこのガイドラインを参考するようにしてHPで記載が当時ありました。 渡航回数について、「業務対象国において継続的に別々の業務に從事する場合等、片道の渡航がなくなった場合は、渡航回数を0として計算します。これらの場合は、憑書類の提出は不要とします。」という記載に基づいて渡航回数の実績を把握してきておりました。 今回の改正では、その記載がなくなり、同じ国で連続渡航となつても渡航回数は1回であると読みますが、改正前のすでに終えている渡航については以前のガイドラインに従い、連続渡航の際の渡航回数は0.5と算定、改正後は1と算定するという認識で良いでしょうか。	今回の10月改訂では、契約管理の点で旅費分担が受注者裁量となりました。 旅費分担時の渡航回数につきましては、考え方は従来と同じく連続渡航は0.5となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-13	2023年8月公示のQCBS条件(ランプナラ条件)ではございません。につきまして質問がございます。 該契約では航空費を合算単価で設定しております。昨年の渡航では路線を当該案件・復路の別件にて旅費分担をすることがありました。この場合、経理処理GLのP.12(4)「[1]に業務対象国において継続的に別々の業務に從事する場合等の片道の渡航がなくなった場合は、渡航回数を0として計算します。」と記載されておりますが、精算は合意単価ではなく、0.5渡航分の合意単価(合意単価の50%の金額)のみされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-14	2023年10月以前に締結した案件、業務実施契約(費目精算)の案件について質問いたします。 航空費の精算方法で締結した契約の約款に基きますと、契約金額を超過しても精算可と前回ご回答いただきました(渡航回数は契約回数からの超過がない場合に限る)。	自社負担の渡航は渡航回数には含めません。また精算時に自社負担の航空券は契約金額に含まれませんので精算対象外となります。この他の航空券については精算対象となりますので契約金額を超過した場合においても精算可能となります。 また、自社負担渡航における日当・宿泊費の計上は渡航回数がカウントされない場合でも契約金額の範囲内であれば計上可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-15	航空費の精算について質問です。2023年5月よりトルコ航空日本便着エコノミークラスの座席指定料が有料となり、座席に応じて90~120円の料金が設定されています。エコノミークラスの座席指定料を精算対象とする確認のために、カットオフ割引で、特典航空券が航空券を超過してしまったとしても、全額精算可能となりますでしょうか。 同じ渡航回数でカットオフでない場合、発生する日当・宿泊費の計上は可能でしょうか。現地渡航での日数割、追加ではなく、元々の契約日数となりますれば、超過はありません。	実費精算での航空費についての質問と理解し回答致します。 座席指定料については、原則、精算対象外となります。 ただし、当社搭乗クラスの座席指定料が不必要な座席が設定されている場合は、契約金額の範囲内で精算対象として認めております。 これに該当する場合は、その旨、精算時の証拠書類附属書の備考へ記載してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-16	旅費(航空券)における渡航回数についてですが、対象国から中抜けで他国で移った場合の渡航回数のカウントについては、2案件のようなカウントとなりますでしょうか。(A国の業務から、B国へ移動し業務、その後A国へ戻り業務を行なう場合)	本邦移→A国→B国→A国→本邦着の場合の渡航回数 A国1渡航、B国1渡航になります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-17	<上記8-03-12への更問> 連続渡航回数0.5の場合ですが、從事計画・実績表の渡航回数についても同様の考え方での記載でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、從事計画・実績表の渡航回数についても、0.5となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-18	コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインp13に記載があります、以下の2点について確認させていただきたく、よろしくお願いします。 1. 2023年10月以降は、契約金額全体を超えない範囲で受注者の裁量で変更可能であるため、その範囲内であれば「打合簿の取り交わしは不要。証拠書類附属書に理由を記載のこと」については対応不要と理解しましたが、間違ないでしょうか? 2. 2023年9月以前の公示で契約を締結している案件は、旅費(航空費)の精算金額が契約金額の旅費(航空費)を超える場合は、以下ガイドラインの記載に基づき、正当な理由による変更、超過である点を確認されると理解しています。他方、ガイドラインでは「旅費(航空費)の価格(例:契約金額単価の超過)」とあります。理由については、各渡航ごとに証拠書類附属書に理由を記載するではなく、にて契約金額と精算金額となった理由を理由書として1枚にまとめて記載するが省略化の点で過当と考えますか、いかがでしょうか?	1、2ともにご理解のとおりです。次回、ガイドライン修正時に修正するようにします。	●
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-19	船空費が実費精算の場合、経理処理ガイドラインには「証拠書類は、e-ticketと旅行代理店等からの領収書とします」と記載しておりますが、金額を抑えため、旅行代理店を通さず、直接航空会社から航空券を購入してもらいたいでしょうか。 その場合でも、旅費(航空券)の内訳(航空券代、週末・特別曜日料金加算、航空保険料、燃油特別附加料、空港税、ガソリンサービス施設使用料(税抜)、旅客保安料(税抜)、発券手数料(税抜))が領収書に明記されているが必要でしよう。 特に海外の航空会社の場合、内訳の明記された領収書を発行してもらうことが難しいのですが、そういう場合は、これらで内訳を補足すればよろしいでしょうか?	はい。直接航空会社から航空券を購入することも可能です。 また、旅費(航空費)の内訳が領収書に明記されていることが必要ですが、難しい場合は内訳を補記してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-20	<上記8-03-12、8-03-13への更問> 連続渡航により旅費を折半した場合、渡航回数は0.5と算定するとのことですが、ビジネスクラスで渡航できる業務従事者がエコノミークラスで渡航した場合も同様に0.5と算定して良いでしょうか。連続渡航を予定していましたが、併用条件で合意ができない場合はどうでしょうか。 当該契約は、ガイドラインが改定された前の契約(航空費は契約単価を超えての精算が可能な契約)です。	ビジネス、エコノミーにかかわらず他案件と旅費分担するのであれば、渡航回数は0.5となり、旅費分担せず、当該契約からの支出となる場合は、渡航回数は1となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-21	船空費も費用精算用に含まれる契約における航空費に関して質問です。渡航地域ごとに、各等級ごとにフライトクラスが決まっていますが、P12の注2)には「実際のマイナーライナーで所要フライト時間がこれらと大幅に異なる場合は、個別に対応します。」と記載あります。 契約上ではビジネスクラスを計上していくもの、フライトの所要時間によってはダブルグレードする必要が生じるということでしょうか。その場合、契約金額が減るということでしょうか。 逆に、逆に、契約上ではエコノミークラスで計上しているもの、フライトの所要時間によってはアップグレードすることも可能でしょうか。その場合、契約金額の増額はせず、全料の算定内訳で費用開支用等を利用し対応する、ということでしょうか?	クラスの変更は契約金額の範囲内で受注者の裁量で行って構いません。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-22	旅費分担報告書が必要となる自社業務を含む複数案件に從事する渡航において、本業務→自社業務従事後に帰国する場合、帰国時の旅費は請求対象とはなりませんが、この場合、Eチケットではない航空券の半券は不要という理解でよろしいでしょうか? また、対象外の航空会社の場合、ETKTないしは半券の提出は不要という理解でよろしいでしょうか?従事期間(実績)を示す際として旅費分担報告書と月報のみとなります。	ご理解のとおり不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-23	<上記8-03-22への更問> 前回お答えさせて、往後の航空券を請求しない場合はETKTや航空券の半券は提出不要だと教えていただき、理解いたしました。 航空券を請求しないが、本業務に加えて中抜けの自社業務または他業務従事がある渡航においては、旅費分担報告書(打合簿)の提出は不可と理解しております。	旅費分担にかかる書類提出の必要性は、ご理解の通りです。2023年10月以降は、契約管理ガイドラインを改訂し、旅費分担報告書を提出いただくことになります(打合簿ではありません)。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-24	経理処理ガイドラインP11の「往路のみ旅費(航空券)を計上できる場合のうち、⑧業務従事者が業務対象国から第三国への別業務へ従事する場合(例)8の旅費分担についてお問い合わせ下さい。 業務対象国から第三国への移動の航空旅費は後案件に計上可能と脚注にて記載がありますが、分担について2案件の間で合意がでてない前案件に計上することは可能でしょうか。 2023年10月改訂では2案件の間で合意があれば旅費分担の内訳は受注者裁量で打合簿の取り交わしは不要でしたが、改定後は合意ができていてもガイドラインに沿わない場合は打合せ簿の作成が必要でしょうか。	ガイドラインに記載の通り、復路の旅費(航空費)を前案件に計上することは原則認められません。 なお、2023年10月改訂前は旅費分担は打合簿を必要としておりましたが、改定後は打合簿事例集29-1の「旅費の分担による報告」を提出することを簡素化しております。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空費)	8-03-25	<8-03-5への更問> エコノミークラス従事者がビジネスクラスを利用する場合、精算出来る上限金額は経理処理ガイドラインよりエコノミークラスの契約航空費単価を上限とする理解しております。 8-03-5への回答についても、エコノミークラス対象者がビジネスクラスを利用した際の精算についてご回答頂いておりますが、最後の「なお」以降の回答内容について確認させて下さい。 8-03-5の回答についても、エコノミークラス対象者がビジネスクラスを利用した場合におかれましても、現地の渡航経費のエコノミークラス運賃料金の提出は不要です。該当する渡航の航空費単価を上限に精算します。なお、上記を超える場合は、旅費(航空券)内の書の調整することは可能ですか。 上記の回答とすると、「なお」以降より、旅費(航空券)内での調整であるのであれば、エコノミー対象者がビジネスを使用しても、ビジネス料金とエコノミー航空費単価との差額を精算できる。と読み取れることは出来ますがそのような精算は可能なのでしょうか。	8-03-5については、正当な理由で経路変更し、差額自社負担でエコノミークラス契約者がビジネスクラスを利用した場合に限ります。そうでない場合は、ガイドライン14ページによる通り、自己都合等によりクラスを変更した場合は該当する渡航の航空費単価を上限に精算します。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-1	経理処理ガイドライン別添資料3の特別宿泊料単価のうち、領収書による実費精算となる地域がございますが、その場合、夕食代や朝食代、宿泊に伴う諸雑費は精算対象になりますでしょうか。	「宿泊料」は宿泊料金、夕食代、朝食代及び宿泊に伴う諸雑費に充てられるための経費ですので、宿泊代に夕食代、朝食代が含まれていない場合は別途計上可能です。経理処理ガイドラインにおいて、特別宿泊料単価を設定している国はうち調整単価を設定せず、ホテルの領収書による実費精算にて宿泊料を認める場合の食事代相当額については、以下の通りです(2024年3月の経理処理ガイドラインの改訂の際に反映しました)。 ・宿泊料:夕食代が付与されない、いわゆる素泊まりの宿泊料金の場合:朝食・夕食代として5,800円/泊・宿泊料に加算 ・宿泊料に朝食又是夕食が提供されている場合:食事代として2,900円/泊・宿泊料に加算 ・宿泊料金に朝食及び夕食が提供されている場合:食事代相当額の加算はなし	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-2	連携証明書に関する質問です。 経理処理ガイドライン(2023年10月改訂版)は「プロポーザルや見積りに関する質問に回答しては、2023年10月公示より適用します」とあります。一方、連携証明書の取付けが停止しない場合は、契約金額詳細内訳書又は契約金額詳細内訳書(契約開始に当たつたの合意事項における打合簿の別添資料)に基づき、該当する渡航の航空費単価を上限に精算します。なお、航空費単価の上限を超える場合は、旅費(航空費)内での調整は不可能です。	いいえ、2022年4月以前に契約している案件についても、会社都合や個人都合等による変更を行った場合も、連携証明書の提出は不要です。経理処理ガイドラインP13に記載のとおり、契約金額詳細内訳書又は契約金額詳細内訳書(契約開始に当たつたの合意事項における打合簿の別添資料)に基づき、該当する渡航の航空費単価を上限に精算します。なお、航空費単価の上限を超える場合は、旅費(航空費)内での調整は不可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-3	今回改定の部分はありませんが、戦争特約保険料の精算について確認させてください。 「戦争特約保険料の精算は、現地業務の実績1人月に基づき支払額を算定します。ただし、戦争特約付保の確認を行つたため、領収書等の証拠書類の提出を求めることがあります」とあります。保険料は各社で金額が差があると思いますが、精算は実施月1月に基づき、補償金額上限(契約金額)で精算となりますか、それにも領収書に基づき実費精算(契約金額上限)となりますか。	戦争特約保険料の金額については、見積書の内訳を契約交渉にて確認した上で、現地業務1人月当たりの合算単価を設定し、精算時は、現地業務1人月の実績に基づき契約金額内での精算となります。 また、合意単価設定しない場合は、領収書等に基づき実費精算となります。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T1KWRtZH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-4	<上記8-04-2への更問> 新規特約保険料を精算する対象案件については、契約時はJICA規定上限額で契約しておりますので、精算時は領収書等金額の確定できる書類で精算させていただきます。 包括契約の場合、包括一括の領収書となりますため、金額の確認ができる請求書/見積書、保険証券等の提出がどうでしょうか。	精算時に、領収書の包括金額の内訳(対象者、対象となる日数、金額等)がわかるものを合わせてご提出いただき、内容確認致します。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-5	経理処理ガイドラインP4、「なお、複数の契約履行期間に分割して契約書を締結する場合であって、当初契約時には業務対象国・地域が紛争影響国・地域にいたものとの、継続契約の打合簿承認印において業務対象国・地域が紛争影響国・地域から外れている場合は、継続契約の締結日ににおいて、「紛争影響国・地域」に新たに指定された場合での、適用可否の基準日が異なります。」	2024年4月の改正時に、どちらも「継続契約の打合簿承認印において」に修正しました。 契約の中に加算対象/引对象の変更が生じた場合ですが、契約途中に報酬単価を変更することは、公示で契約の条件が変わってしまうため正しくないとの觀點から、増額・減額のいずれの場合にも対応せず、当初契約のままとするものの、継続契約で新たな報酬単価を変更する際に、その適用について見直し、継続契約の「打合簿承認印」を基準として適用の要否を判断することになります。 「報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」」の情報は、Excelでの公開はありません。公開中のPDF版はコピー可能ですので、適宜ご利用ください。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-6	<上記8-04-1への更問> ① ・宿泊料に食事が付与されていない、いわゆる素泊まりの宿泊料金の場合:朝食、夕食分として5,800円/泊を宿泊料に加算 ・宿泊料金に朝食又は夕食が提供されている場合:食事代相当額の加算はない この5,800円、2,900円については、加算とされており定額の加算と取れますか、定額精算でよろしいでしょうか。 ② ・上記①ですが、領収書だけでは朝食、夕食の加算が入っているかわからないものが多いと思いますが、どのような基準での判断となりますでしょうか。	①ご記載の通りです。 ②領収書にて読み取れない場合は、適宜、宿泊先に明細を出してもらうか、受注者にて余白に補足説明を追記いただけますようお願いします。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-7	<上記8-04-1、8-04-5への更問> 「宿泊料は現地業務期間(経由地を含む)」の宿泊費を賄うための旅費であり、具体的には、宿泊料金、夕食代、朝食代及び旅費に伴う諸費用を充てられたための経費です。」といふ記載につきまして、この夕食代、朝食代の2900円/食の定額精算可能な場合は、どの理由からならなりませんでしょうか。	本ルールの適用は2023年11月9日以降の宿泊とします。また、11月8日以前の宿泊費については、夕食、朝食ともに2,900円を上限として、領収書をもって実費精算の対象とさせていただきます。本ルール適用により、契約金額が50万円を超える場合は変更契約を行います。50万円未満の場合は精算時に応じますのでご拠書類にて記載ください。ガイドラインも修正しました。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-8	<上記8-04-1、8-04-5、8-04-6への更問> 朝食・夕食代の定額超過につきましては、宿泊費実費精算案件の全案件が対象か、また、契約金額を超えての精算が可能なのか、確認させていただきたく、よろしくお願いいたします。	特別宿泊料単価のうち、実費精算対象としている全案件を対象とします。50万円を超える増額となる場合には事前に契約変更手続きをとることをお願いします。	○
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-9	<上記8-04-1への更問> 食事代の5,800円/泊、2,900円/泊は実費精算の上限額という理解でよろしいでしょうか。	2023年11月9日以降は定額で計算し、精算となります。それ以前のものは左記金額を上限額として憑書類とともに実費精算となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-10	顧客回答書の8-04-6及び経理処理ガイドラインの別添資料2の説明で、宿泊料に食事が含まれない場合の上限2,900円を実費精算で定額かを11月9日以前から降ろしているですが、その日の付で設定された前の食事代の領収書を手元に保管しているということではなく、領収書がないのに精算対象とはではなく、結果、各業務従事者の個人負担せざるを得ない状況です。	ご指摘を踏まえて、これまでルールが不明確であったものを明確化するため、可及的速やかにルール化を検討し、11月9日に制定しました。その日付を基準としています。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-11	宿泊料の基準額(上限額)が記されておりません、円安によりその範囲内の宿泊が困難と予想される場合(特別宿泊料単価の対象地域域でもない)、企画競争説明書の上限額を超えない限りは、上限を超える単価を用いて積算をして良いのでしょうか。	ランプサム契約については、企画競争説明書の上限額を超えない範囲で宿泊料の基準額を超える単価でご提案いただけます結構です。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-12	特別宿泊料単価の対象地域の案件が、総合評価落札方式・ランプサムで公示されました。しかし企画競争説明書から特別宿泊料単価に係る記載欄に「既に記載済み」の回答が該工程で削除になってしまったため、JICAも通常単価で核算した上で通常単価で大きく見える支出が発生しました。 ガイドラインの特別宿泊料単価の該当国よりも、ガイドラインによる「領収書による実費精算」との記載がありますが、ランプサム契約と特別宿泊料単価では、領収書による実費精算と受け取ることはできないのでしょうか。	実費精算としている特別宿泊等の国・地域はランプサム契約では対応できないため、定額計上として実費精算することになります。締結済のランプサム型の契約で、定額計上になつてない案件がありましたら、個別に主管部担当及び契約担当に相談をお願いします。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-13	7月3日付でお知らせがありました(2024年7月追記版)におきまして、別添資料3の特別宿泊料単価が大幅に更新されております。これらの適用、現行条件も含め、2024年7月1日宿泊からの適用となりますでしょうか?適用開始時期についてご教示ください。	お知らせ掲載日(2024/7/3)以降に適用されます。なお、それ以前に締結済の契約について特別宿泊料の変更をしたい場合、3者打合簿で合意してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-14	旅費分担報告書について、自社業務で抜け渡航があった場合、自社業務への移動日は、-1泊する必要があると理解していますが正しいでしょうか。 自社業務への抜け渡航は渡航中に3泊以上あると-3泊以上となります。この場合においては中抜け時の減算だけで、規定の2泊を超えた宿泊数減となりますので、渡航最後ないしは最初に本業務に従事したとしても、本業務移動日数から宿泊数を算入しないでよいですか。	国によって異なりますので、原課及び契約課担当者にご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-15	<上記8-04-13への更問> JICA内客お知らせ掲載(2024/7/3)以降に適用されます。なお、それ以前に締結済の契約について特別宿泊料単価の変更をいたい場合、3者打合簿で合意してください。にてご質問です。これは、(1)2024年7月3日以降の公表件数について特別宿泊料単価を適用する場合と、及び必要に応じて特別宿泊料単価により増額する経費の取り扱い(流用や増額変更契約等)について合意する必要がある、という意味でしょうか。 それとも、(1)の条件に対して2024年7月3日以降の渡航について新しい特別宿泊料単価が打合簿なしで適用される、(2)実施中の条件で2024年7月3日以前の渡航に対して通って新しい特別宿泊料単価を適用したい場合に3者打合簿で合意する必要がある、という意味でしょうか。	前者のご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-16	2024年7月改正された特別宿泊費単価について 特にいつから採用との記載がございませんが、2024年7月1日以降より単価にて対応可能との理解でよろしいでしょうか。 ②現在従事しております案件において、新単価を使用する場合は事業部の承認が必要でしょうか。	①はい、二理解の通り、お知らせ掲載日(2024/7/3)以降の公示案件に適用されます。 ②2024年7月3日以前に締結済みの実施中の案件については、3者打合簿で7月3日以降の渡航について特別宿泊費単価を適用すること、及び必要に応じて特別宿泊費単価により増額する経費の取り扱い(流用や増額変更契約等)について事業部と合意をしてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-17	<上記8-04-13への更問> ①on-going案件で3者打合簿を取り交わし、特別宿泊料単価の変更により旅費(その他)が増額となる場合、増額の変更契約取り交わしの必要なく、精算時に上乗せという理解で良いでしょうか? ②原課から業者との予算の限界を示すことができるが、予算の上限があるからといって特別宿泊料単価の変更を適用できないといつておられることがありますか? ③特別宿泊料単価の変更は、各課の治安状況や物価変動で変更させて上げたものという認識ですので、適用できない事態は避けていただきたいです。	①増額の場合は変更契約が必要です(-2024/8/28付:以下8-04-18の回答に修正いたします) ②-③ご理解の通りです。JICA内で周知に努めますが、もし原課が異なる見解を持っている場合は契約担当課担当者にお知らせください。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-18	<上記8-04-17への更問> 以下回答に記します。3者打合簿を取り交わし、増額の場合は更に変更契約が必要という理解になります(つまり同じ契約で精算時に契約額を超えて精算することではない)。 ガイドライン及びHPのお知らせにもない事項の対応や周知の在り方について、改めてご検討をお願いしたい次第です。 (抜粋) ○on-going案件で3者打合簿を取り交わし、特別宿泊料単価の変更により旅費(その他)が増額となる場合、増額の変更契約取り交わしの必要なく、精算時に上乗せという理解で良いでしょうか? 回答: ○増額の場合は変更契約が必要です	8-04-7、8-04-8にて回答しております通り、50万円を超える増額となる場合には事前に契約変更手続きをとるようお願いします。50万円を超えない場合は精算時に対応となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-19	P15記載の「派遣期間が長期になる場合の当・宿泊料の漸減について」、「複数国にまたがる業務の場合は国ごとに起算、…」にあります。第二回国研修で異なる国へ渡航する場合、「複数国にまたがる業務」に該当するのでしょうか。該当する場合、以下の考え方でよろしいでしょうか。 例:プロジェクト実施国A計80日間渡航するうち、渡航後2週間を実施国に滞在後、第三回国研修にて国外へ移動し6ヶ月業務を行い、実施途中に帰国して60日間業務を立てています。この場合、本邦出張日～14日間の実施国での滞在で起算(100%)、第二回国研修実施国での滞在で起算(100%)、プロジェクト実施国に帰国後から起算し、30日まで(100%)、帰国後31日まで-60日(90%)で控除です。	ご理解のとおりです。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-20	国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象空港までを一連のチケットとして購入した場合の日当・宿泊費の請求対象について。 経理処理ガイドライン13ページ(表6:格付・渡航地域別航空券クラス)の注記5の内容ですが、2022年4月改訂時では、注記5)経由地にて日付を跨ぎ、6時間以上滞在せざるを得ず、ホテルに滞在する場合は宿泊費支給対象とします。 となっていますが、現在のガイドラインでは、その記載内容は削除され、「海外居住者については、居住地から業務地まで約1時間以内に到着する場合」に記載されています。	旅費(その他)については、実際の旅程に関わらず一律で日当-2泊分(一部の国については-1泊分)にて計算いたします。国際空港以外の空港を発着地とする場合についても、同様に日当-2泊分(一部の国については-1泊分)の宿泊費の計上としてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-21	<8-04-20への更問> 8-04-20では、国内移動にかかる日数を含めMM、日当・宿泊費の計上に可否を質問されておりますが、日当・宿泊費の計上期間について記載しては、経理処理ガイドライン2022年4月(2023年4月改訂版)P15、並びに2023年10月(2024年7月改訂版)P16の<補足説明>には下記の記載がございます。 「日当・宿泊費を計上できる期間は、出発時は搭乗国際便離陸時刻を含む日を開始日とし、帰着時は搭乗国際便到着時刻を含む日を終了日とします。したがって、出発日前日及び帰国日当日の宿泊料、出発前日及び帰国翌日の宿泊料は算入されません。」 したがって大変優縮でございますが、8-04-20の回答からは国内移動にかかる日数を含めた全期間のMM、日当・宿泊費を対象期間として認めて解釈することができ、ガイドラインと異なっていると思われますが、いかがでしょうか。	10-04-4とのおり、国内移動が当該業務のみを目的としている場合には、居住地からの空路移動を精算対象として認めます。その場合はこちらの記載にある国際便は国内空港発着と読み替えることでお願ひいたします。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-22	<8-04-21への更問> 10-04-4とのおり、ご回答いただきましたが、10-04-4は航空券の取扱いについての内容です。航空券の精算対象は、国際便の発着日ではなく、業務のために国内移動を開始・終了した日が対象期間とお認めいただけると理解しております。 他方、日当・宿泊費についてガイドラインでは、「日当・宿泊費を計上できる期間は、出発時は搭乗国際便離陸時刻を含む日を開始日とし、帰着時は搭乗国際便到着時刻を含む日を終了日とします。したがって、出発前日及び帰国日当日の宿泊料、出発前日及び帰国翌日の宿泊料は算入されません。」と記載があり、これを航空券と同様の解釈で読み替えるのは難しいです。国際便の発着日ではなく、業務のために国内移動を開始・終了した日を日当・宿泊費の対象期間とお認ひいただけるであれば、ガイドライン改定のご対応をお願いされることは幸いです。	次回ガイドライン改定時に反映いたします。	●

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsより質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:【機構外・質問受付窓口】コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T18KwNtZB8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-23	2024年10月追記版ガイドラインでの変更について。 別添資料3:特別宿泊単価からエジプトの宿泊単価が全削除されました。今年7月の改訂で単価が引き上げられましたばかりで、3ヶ月前で規定の基準単価へ変更というのは、この3ヶ月間だけ物価が高かったのでしょうか? たった3ヶ月でこのような変動を起こした背景を教えてください。	従前から各国事務所において、経理処理GLにおける基準単価で宿泊できる、安価かつ安全性も担保できる宿泊先を模索し続けております。また、改定も各国情緒を鑑みて、適切に改定をしてきております。 今回のエントリにおいては、7月改定後に安価かつ安全性も担保できる宿泊先を探すことができたこと、適切な基準の宿泊先を見つける範囲も広げることができたことから、経理処理GLの基準単価で宿泊可能となった旨、割引率なども示したところです。 改定時期においては、優先的の適用が適切と考えるため(設定単価が上がった場合も同様)、経理処理GL改定前に適用させていただきました。今後も適用時期においては、状況を鑑みて適切に検討させていただきます。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-24	<8-04-16への更問> 回答②につきまして、「②2024年7月3日以前に締結済みの実施中の案件については、3者打合簿で7月3日以降の旅費については特別宿泊費単価を適用すること、及び必要なに応じて特別宿泊費単価により増算する経費の取り扱いについての要件を変更する」として事業者と合意してください。とありますか、こちらは合意して(例えば現地費用で流用する場合は、7月改定前に適用して3ヶ月合計で新しい特別宿泊費単価を適用することは可能でしょうか)、流用で補充して、増算必要が要る見通しが立っています。現時点で経費の取り扱いについて確定することがないため、明確させていただきたいと思います。	打合簿での合意後、7月3日まで遡っての精算が可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-1	経理処理ガイドライン1ページでは、特殊個人費は、原則として実費精算であり、証拠書類として雇用契約書(又は契約書を代替する文書)が必要となります。この証拠書類提出要件が、200円未満では該当しない、ということでしょうか?	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-2	実施中の案件にて、研究機関の講師を日本から現地へ派遣することになり見積を作成中です。 講師派遣に係る当日宿泊費、謝金等の規程がありましたら共有いただけますと幸いです。	日当・宿泊費は、JICA直當の調査料・短期専門家の旅費基準、またJICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドラインの業務従事者の旅費の上限等を準用いたさい。謝金は研修・招へい実施ガイドラインを参考にしてください。(具体的に想定される講師の業務内容・専門性の方によりますので、件名主管部の担当者にご相談・調査ください)	●
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-3	合意単価精算方法について 添付が必要な場合、何を提出するのか。 構内に単位が違う場合は、どのように数量のカウントをするのか。 例えは、通常は、旅費控除の「旅費」及び「枚数」の場合。	・合意単価の対象としている車両運賃費や通信費は、総理地業務人員に比例して支出が増加すると推測されるとともに、該当業務の合意単価を総理地業務1ヶ月で除して1人月あたりの合意単価を設定することを基本としています。このように設けられている場合、数量確認の証拠添付は不要です(合意単価に現地業務人員を乗じて精算額を算出します)。 ・ただし、上のように合意単価を設定していない場合は、合意単価×数量ではなく、証拠書類に基づく実費精算とします。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-4	「コワーカルツアーや契約における経理処理ガイドラインP.19に於いてセミナー等(研修を含む、以下同じ。)の軽食・飲料費用も精算対象とすることができます。昼食代はセミナー等を会場を開催した場合に計上可能ですが、夕食代はアルコール類の場合は認めません。」という記載について、「全日の定義がなれば教えていただけます。」(例えば9:00~14:00の間なセミナーで昼食代の出費が認められるのかどうか)	一般的に1日の勤務時間(研修実施時間)は7~8時間程度で全日とし、その半分を半日とします。国によって勤務時間・慣習が異なりますので、案件担当にご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-5	一般業務費のセミナー実施旅費について、経理処理ガイドラインP.19では、「セミナー等(研修を含む、以下同じ。)の軽食・飲料費用も精算対象とすることができます。昼食代はセミナー等を会場を開催した場合に計上可能ですが、夕食代はアルコール類の場合は認めません。」と記載されていますが、宿泊を伴うセミナーの場合は、夕食代、朝食代の精算も可ですか?	セミナー参加代への支払いとしてお返しします。宿泊を伴うセミナーの場合は、宿泊料の精算も可能であり、「宿泊料」は宿泊料金、夕食代、朝食代に伴う諸経費に充てられるための経費ですので、宿泊代に夕食代、朝食代が含まれていない場合は別途夕食代、朝食の精算も可能です。	○
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-6	ガイドラインP.17「直接経費、3.一般業務費(1)特殊個人費」 「特殊個人費は、原則として実費精算です。証拠書類としては、①業務内容が記載された雇用契約書(又は契約書を代替する文書)及び旅費が発行される添付金額の小切手の写し(銀行振込手形を行っていない場合は、被使用者が持っている領収書)」と記載されていますが、記載方法を変更すべきですか?	記載方法を変更した場合、備人(特殊個人、車両員、運転手等)や借車(車両借入・事務所借上等)にも該当し、同じ説明を何度も繰り返すことはなりますので可能な限り直捷説明を避け、具体的な留意事項として1か所にまとめておきますので、記載方法を変更すべきです。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-7	ガイドラインP.21「直接経費(7)資料等翻訳費」 「翻訳は、企業翻訳・翻訳書等で業務従事者の語学能力として指定した言語と日本語との間の翻訳費用を精算対象としない旨を記載しているが、上記の整理を見直す、従事者の「語学能力」として指定した言語であっても必要な場合は翻訳費用を計上可能になります。」J→22年10月改定となった本連用も明記して欲しい。	ご理解いただいている通り、HPにおいても2022年10月改定に既に説明しており、その時点まで記載がなかった「語学能力」については、企画競争説明書等で業務従事者の「語学能力」として指定した言語と日本語との間の翻訳費用は対象としません。J→削除していますので、ガイドライン上でも特に制限は設けておりません。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-8	ガイドラインp21「直接経費(8)雑費」 「海外送金手数料につき、「案件終了時に作成する一般業務費支出実績総括表に①と②を区別して記載してください。」 ○この①②を区別する必要性は何か?原担当者によれば①②を区別するよう求められるが、簡素化の観点で区別している意義が不明。	海外送金手数料は、その他原価として報酬に含めているため精算対象ではありませんが、例外対象として①において、高額送金として手数料の計上を認めます。 ②において、少額の定期送金にかかる手数料を從来認めていなかったところ、コロナ流行時から海外送金の件数増加に伴い、送金手数料の負担が増している、という受注者からの声に対応するため、①とは区分別し一定程度の金額を認めるに設定したものです。今後、①②の区別の取扱いについては簡素化を検討致します。	●
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-9	質問1:過去の経理処理ガイドラインに従って中間支出確認で計上しなかった海外送金手数料があり、その分を含めるごとに現行ガイドライン例外②に該当する場合、その分も含めて最終精算時に計上することは問題ないでしょうか。 質問2:また、計上可能な場合、中間支出確認を受けた期間内の証憑については最終精算時に別途該当費目に追加提出すれば問題ないでしょうか。 質問3:受注者は日本国内から現地口座に資金を送金する際の銀行手数料につきましても、現行ガイドラインでは例外①または②に該当すれば計上可能と見てよろしいでしょうか。	①本項目は新ガイドラインで説明を明確化したもので、ルールの趣旨の変更是ありませんので、新ガイドラインに沿って計上可能です。 ②に理解のとおりです。 ③日本国内から受注者が有する現地口座に資金を送金する場合は、本項で定める「海外送金」の取扱いではなく、「その他原価」になりますので、計上できません。	●
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-10	一般業務費でおねえ頂きたいことがございます。 技術協力プロジェクトで、セミナー等実施や、諸連絡用にZoom等を利用する場合、 そのライセンス料について、一般業務費に含ることは可能でしょうか。	セミナーや研修等のためであれば計上は可能です。 業務従事者の日常業務に使用する場合は計上できません。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-11	消耗品を大量購入して、その合計金額が数十万円単位の大きな額になる場合、見積もり合わせ等は不要で構わないでしょうか? 貴機構のガイドライン「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2022年10月、2024年7月改訂版)」、「ソンザルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(QCBS方式対応版)」、「業務実施・管理ガイドラインにおける契約管理ガイドライン(2024年7月)」を確認し、消耗品と機材の定義を含め、理解を進めたしました。 消耗品を大量購入して、その合計金額が一定額以上の高額になる場合の手続きに關し、何らかの規定があるようでしたらお読み頂けませんでしょうか?	消耗品は「物品・機材の調達・管理ガイドライン」の直接の対象ではないのですが、ある程度の規模での調達は消耗品は「機器・機材の調達・管理ガイドライン」の対象外とあります。が、物品・機材であった場合には「予定価格」は、個別物品・機材の単価ではなく、調達すべき物品・機材一括の合計金額に基づきます(③との記載があります)。一方、消耗品については、「一括の合計金額」が高額になる場合の手続きについては、明確に言及されていません。 消耗品を大量購入して、その合計金額が一定額以上の高額になる場合の手続きに關し、何らかの規定があるようでしたらお読み頂けませんでしょうか?	●
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-12	2024年7月改訂版P.9の資料翻訳費について、「英文⇔和文の翻訳費は対象外です」と追記されていますが、2022年10月改訂版以降は承認不可という記述が削除され、以下のようなリンクによる英文翻訳費も計上可能とされています。今回再変更となった理由は何か?従来異なる運用がなされる場合、変更がわかるように記載いただきたいです。 https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/quotation_past.html	英文や和文の翻訳費は、日常の業務では対象外ですが、セミナー資料等一定分量の資料については認めるという意図です。ご指摘の箇所は混乱を招く記載となっていましたので、次回改定で修正いたします。	●
8. 経理処理ガイドライン	06報告書作成費	8-06-1	5.報告書作成費 部数が増える場合や、提出期限を延長している場合などの対応について、ガイドラインだけでは理解ができないでしょうか。 【履行期間外の経費計算の特例2】 履行期間外の提出については、原則として精算の対象とはなりません。ただし、報告書作成費のうち、最終成果品(報告書の作成に係る基本・印刷代について、履行期間内に請求書の領収書がやり得る場合)のみを除いては精算対象とすることがあります。この場合は、精算報告書提出時に請求見込み日を明記して提出してください。領収書が無い次第、精算手続きを行います。なお、打合簿の取り交わしは不要です。	・契約が「実費精算契約」の場合、契約管理ガイドラインP.4に記載されているとおり、「報告書の部数変更や結果品の履行期間内での提出期限の延長については、打合簿にて対応ください(実費精算契約の打合簿等事例19-20をご参照ください)。なお、部数変更により増額となる場合は、まずは費用目録用にて対応を検討いただき、それでも不足が生じる場合は契約変更となります。契約が「ランサム」契約の場合、「履行期限内での成果品提出期限の延長」はランサム・契約の打合簿等事例17をご参照ください。」報告書の部数変更は、JICA側から報告書部数増の指示があり、経費が増額になる場合は変更契約となります。 ・QCBS条款で車両関連費、通信費等を合意単価とした場合は、契約時に車両関連費、通信費等の合計金額を現地総人月(又は個人月、人日等)で除して1人月(又は1人日等)あたりの合意単価を算出し、精算時には人月(又は人日)の実績に基づき精算額を確定しています。また、精算チェックポイントの更新は対応致しました。	○
8. 経理処理ガイドライン	06報告書作成費	8-06-2	P24に下記の記載があります。 最終成果品の報告書作成費について、履行期限内に請求書の取り付けは可能だが、実際の支払いと領収書の取り付けは必ず行なうべきで、合併して精算可能という理解はよろしいでしょうか。 支出自付も履用期間外でよいという理解でよろしいでしょうか。明記されていないように思いますので、念の為確認させてください。また、これは旧案例(2018年度スタート等)についても一律でのコンサルタント等契約に適用という理解で間違いないでしょうか。ご指示いただけばと思います。 ② 実費精算方式 該振込書類は内訳表の領収書とします。 【履行期間外の経費計算の特例2】 履行期間外の提出については、原則として精算の対象とはなりません。ただし、報告書作成費のうち、最終成果品(報告書の作成に係る基本・印刷代について、履行期間内に請求書の領収書がやり得る場合)のみを除いては精算対象とすることがあります。この場合は、精算報告書提出時に請求見込み日を明記して提出してください。領収書が無い次第、精算手続きを行います。	ご理解の通りです。 【履行期間外の経費計算の特例2】のなお書きに記載の通り、「打合簿の取り交わしは不要」になります。また、最終の経理処理ガイドラインは、基本的に全案件に対し適用できますので、旧案件にも適用可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	07機材費	8-07-1	①10月改定前に発行した機材費支給の対応について 機材費時に費目上記されない場合、11月以降は費目間流用はコンサルの裁量となることから、精算書に費目建て及び流用の内訳表の添付は不要ですか?	ご理解の通り、不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	07機材費	8-07-2	2024年7月公開の経理処理ガイドラインにおいて消耗品は取得金額5万円未満から20万円未満に変更されました。が、この変更は、継続中の案件においては、どのように適用となりますでしょうか? 7月以降購入するものは、すでに購入済みのものについても適用で差し支えですか?	本ガイドライン改正後に作成・更新いただく貸与機材リストについては、新しい定義で更新してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	07機材費	8-07-3	上記8-07-2への更問> 回答は「新しい定義で更新ください」とのことでしたが、既存案件の修正の手順を鑑みると、7月以降新規申請案件からの適用がならないものでしょうか? 更新の具体的な方法についても、あくまで貸与機材リストの内の変更でよいのか、それとも機材費・一般業務費(消耗品費)への振り替え、出納額の修正で必要なのかも読み取れませんでした。全般的に簡潔な回答を目指しているのが印象的ですが、説明不十分で、局間要問を生んでいる回答が少しき散見されます。 理由も示してないため、よくわからないまま従わざるを得ない状況となります。特にガイドライン、HPにも未掲載なものに関しては、明確で丁寧な説明、誤りのない回答を申し入れただけますと大変助かります。	消耗品の定義変更に伴う一般業務費⇒機材費の費目変更、出納簿修正は必要ありません(契約書記載通りの項目で精算となります)。 他方、貸与機材リストについては、今後、月報とともに提出する際に、新しい定義に基づき修正のうえ、ご提出をお願いします。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-1	本邦研修の契約の日付はどのようになるのでしょうか?	本体契約と同日で結構です。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-2	本邦技術研修の別契約について、既に業務実施契約締結済で、研修の別契約は未締結の場合の対応は、速やかに別契約締結をし、実施時に打合簿を綿結する、という方式に変更になりますでしょうか?	締結済みの契約の本邦研修契約については、從来通りの別契約締結でもよいですが、契約締結までの時間が非常にタイトになって大きな負担になっているケースが多くありますので、早めに別契約を締結し、内容・金額が固まった段階で打合簿確認とすることをお勧めいたします。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T18KwTzH8B>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外 /

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-3	「邦本技術研修・招へいについて」別契約の締結を当初契約時に変更という点、実施中の案件に関して、すでに当初契約締結が済んでいます。邦本研修の契約締結はいつのタイミングにすればよいでしょうか。実際の研修2~3か月前でいいですか？あるいは新規制度10月以降適用時に遅やかにになりますか？	いずれでも結構ですが、邦本研修契約については時間的に非常にタイトになって双方に負担がかかることが多くなっていますので、新方式(速やかに契約を締結・内容・金額が固まった段階で打合簿確認)することをお勧めいたします。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-4	邦本技術研修の別契約について、既に業務実施契約締結済で、研修の別契約は未締結の場合は、邦本研修の契約日はいつになりますか？	契約書について、更新したひな形を今後ウェブサイトに掲載します。それ以降の早い段階で定額計上で契約をし、その後の詳細が決まった時点で打合簿を取り交わして金額を固め、その金額が定額計上で締結した契約の範囲内であれば、打合簿の金額で契約契約として精算する、という流れで進めていただけます。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-5	本体契約と合わせて邦本研修の契約も契約し、詳細確定した段階で打合簿を交わすということだが、その後また新たに契約手続きが必要なのでしょうか？	当該契約時に本体契約と邦本研修の2つの契約を締結します。この段階で研修の詳細は確定していないので、定額計契約の締結を行い、その後、詳細が決定された時点で、打合簿を取り交わし支払いは打合簿で確認した金額にて行います。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-6	邦本研修の契約書の様式はどうなるのか？	以下に掲載の様式となります。 なお、この契約書では、契約金額内訳書と日程は添付しない形となります。 https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/consul_a/index_since_201404.html#a03	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-7	本体契約の締結時点では、邦本研修の実施日程も確定していないと思います。邦本研修は、定額計上で規定された金額で、契約できるという理解で良いでしょうか？	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-8	研修の詳細が決まってから打合簿を取り交わし、金額がを超える場合は変更契約を行うということで、一つ業務が決まりましたら、本委員会に至った背景・目的をご教示いただけますでしょうか。また、その場合に契約期間はどうなるのか、今まで来日前の準備に係る作業は本体契約に、米日以降の作業は研修契約に計上していましたが、人月の計上方法に変更はあるのでしょうか？	研修の詳細が決まってから契約締結を行うこととしていたところ、非常にタイトなスケジュールでの契約締結事務手続きが発生し、発注者、受注者双方に大きな負担となっていました。今回、それを改善するものです。 契約期間は、本体契約と同期間となります。 日程の計上方法は変更はありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-9	念のためのご確認ですが、10月以降新規公示の案件の邦本研修の契約について、定額計上の契約なので契約書の付属の「契約金額内訳書」と「最初見積書」は不要との理解でありますか？	契約金額内訳書は不要ですが、最終見積書は必要です。(受注者が契約金額に合意したことを確認するため)簡潔にできる様式を検討中。	/
8. 経理処理ガイドライン	09国内業務費	8-09-10	JICA宿泊施設を所持しない四国センターでの受け入れなり、研修期間中高知県と愛媛県を訪問し、すべてホテル宿泊となります。	研修・招へいガイドラインの「表3 日当・宿泊単価表(上限)」を上限とします。実費精算ではなく、この上限額を超える場合も下回る場合もこの上限額をもって支給しています。差額が著しい場合は事前にご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	10見積書様式	8-10-1	見積書様式について伺いたいのですが、エクセル上では「パワーアドバイザリーギア」がA地域に分類されるのですが、パワーアドバイザリーギアは大洋洲(パラオ、ミクロネシアを除く)のB地域であったかと思います。	ご指摘ありがとうございます。 設定している閑散に誤りがありましたので、修正の上、HPに掲載します。 修正版掲載前の見積書提出については、お手数ですが、手修正頂きますようお願いします。	○
8. 経理処理ガイドライン	10見積書様式	8-10-2	ガイドラインの記載と様式での表示に齟齬があり、確認をしたくご照会いたします。 見積に計上する航空券のクラスにつきまして、現行ガイドライン上の規定ですと、大洋洲地域はパラオ、ミクロネシアを除く国々ではB地域指定となり、特号-3号までは「ビジネスクラスの利用が認められるものと理解しております。しかししながら、プロボーグルの見積書の様式では、旅費(航空費、その他)シートで国名を入力します(パラオ、ミクロネシア以外の大西洋圏)でもハブアーノギニアのA地域として自動選択されてしまいます)。 ハブアーノギニアでは、過去数年ほどは便宜運送においては、航空時間も8時間以上かかってしまいますので、B地域となる認識なのですが、ご確認いただけますでしょうか？	ご指摘ありがとうございます。4月11日付、修正版掲載済です。	○
8. 経理処理ガイドライン	11見積もり根拠	8-11-1	経理処理ガイドライン(2023年10月)の66ページに単価10万円を超えない場合は、見積書の提出が不要とのご記載がございます。	見積書には、正式な見積書のみでなく、見積根拠(インターネット価格を印刷したもの、過去案件の領収書等)も含まれる必要があります。	/
8. 経理処理ガイドライン	11見積もり根拠	8-11-2	(5)見積書の提出一部省略する。店頭やインターネットで価格の確認・比較が可能ななもので単価10万円を超えない場合は見積書提出を要する。店頭やインターネットで価格の確認・比較が不可能なもので単価10万円を超えない場合は見積根拠資料提出を省略します。」などとあります。上限金額内訳は定額計上や別見積り以外は価格競争となると認識しておりますが、その場合見積根拠の提出は必要とのことです。	「(5)見積書の提出を一部省略する。店頭やインターネットで価格の確認・比較が可能なもので単価10万円を超えない場合は見積書提出を省略することを追加。」は邦本研修見積についても適用であり、このことを組織内に周知徹底いたします。	/
8. 経理処理ガイドライン	11見積もり根拠	8-11-3	V. 契約交渉における見積額の確認(企画競争の場合) 2. 直接経費の額について「③ 優位競争を行っている費目は、見積根拠の提出不要とする。」とあります。一方で別添資料4:「見積根拠資料提出時の留意事項」では店頭やインターネットで価格の確認・比較が可能なもので単価10万円を超えない場合は見積根拠資料提出を省略します。」などとあります。上限金額内訳は定額計上や別見積り以外は価格競争となると認識しておりますが、その場合見積根拠の提出は不要ということでしょうか？	企画競争説明書のうち、QCBSは価格競争を行っていますので、見積根拠の提出は不要となります。そのため、ご指摘の別添資料4は適用対象外となります。それらが明確になるように、ガイドラインの該当箇所2か所を以下のように修正する旨を記載します。 1. (P.31)V.2.③の記載を以下のとおり修正します。 「QCBSは価格競争を行っているため、見積根拠の提出不要とする。(以下省略)」	●
8. 経理処理ガイドライン	12一般業務費に係る合意単価方式	8-12-1	ガイドライン31V(契約交渉における見積額の確認、3.一般業務費に係る合意単価方式): 「(1)合意単価方式の適用対象: QCBSにおいては、一般業務費のうち、車両開通費及び差賃のうち通信費については、原則として合意単価を適用することとします。」こちらの記載は(①)2023年9月末までの公募案件と(②)10月以降ランダムの対象にならないか、技研・技術等契約における研修・招へい実施ガイドライン JICAの記載のとおり(2023年6月追記版)となっておりますため、引き続き根拠の提出は必要とのことです。	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	12一般業務費に係る合意単価方式	8-12-2	一般業務費に係る合意単価について、一般業務費支出合意単価への追記が必要になるか。追記する場合は、合意単価に付けるだけの追記で問題ないのか、そもそも合意単価の取り扱いとして、数量などの記載は不要の理解から、一般業務費支出合意単価への追記も不要ではないでしょうか？	一般業務費の総額を確認する意図もありますので、合意単価分も単価と数量を記載ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	12一般業務費に係る合意単価方式	8-12-3	P33~34の「直接経費の算定(合意単価方式)」につきまして、契約書で合意単価方式を適用した費目については精算時に実績数量を乗じて支払額を確定(証拠書類不要とする)。今回は、車両借上費がQCBS合意単価の対象となつております。 1. 実績数量の証拠資料なしで、実績乗組数のみ記載し精算すれば良いという理解でよろしいでしょうか？ 2. 実績数量が契約時の想定数量を超えた場合、全体の契約金額内に収まるように調整し、他細目等からの流用で精算を行うことは可能でしょうか？	1. 実績数量を示す根拠の提示が必要です。 2. 可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	13定額計上	8-13-1	10/23 説明会スライド8: 従来型の企画競争の直接経費(定額計上)の精算に際し、定額計上した金額の範囲内で、双方の合意がきさえればラブサムというか、合意が取れなかった場合はどうなるのか？	金額の合意が取れない場合は実費精算となります(契約金額の範囲内の場合)。	/
8. 経理処理ガイドライン	13定額計上	8-13-2	現在のガイドラインによると、定額計上の場合、 ・応札時4件の定額計上にて、受注後、契約交渉によってランプサムか実費精算かを設定 ・プロセクト実施中に予算額の見込みをつけた段階で、打合簿により予算額を確定 ・打合簿をベースに支出、変更がなければそのまま精算 という流れだと思います。 定額計上は契約点ではまとめた額(3,000万、5,000万など)で設定されますが、実際の支出費目が多岐にわたるとしても、この定額計上の中で予算管理をする必要があります。	予算確定の際に、中費自レベルでの仕訳(例:一般業務費、機材費、再委託費など)を行ってください。一般業務費内の細分化の程度については、ご提案のとおり「ハイロットプロジェクト式」として費に含めていただき、詳細は一般業務費支出実績総括表で確認することで問題ありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	14変更契約	8-14-1	現在締結している契約を金額増額に伴い、契約変更を行う場合でも、26頁の「業務実施上の提示条件」等が適用となるのでしょうか。 また、その際にどのように契約額を査定するのでしょうか、上限額の見積方法をご教示いただけますと幸いです。	変更契約については、当初契約の範囲内かどうかということが判断基準となります。変更金額については変更内容・業務量に応じて積算いただき、それを確認いたします。 変更契約については、業務実施上の提示条件も含め、当初契約の範囲内外かが基準となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-1	ガイドライン79ページの部分払いについているので、別途業務進捗報告書を規定するのではなく、月報やモニタリングシートでそのようなものを部分払いの実施状況の確認に用いていただけるという認識でよろしいか？	基本的には、部分払いについては、その時点までの業務内容を説明できる、進捗報告書、成果品を設定させていただき、それを確認してお支払いせよと感じます。 業務を取り扱い環境については認識しており、引き続きご相談しつ、進めてまいりたいと思っております。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-2	業務部分完了届の添付書類2「業務実施者の従事計画・実績表」について伺います。 月報添付の業務従事者の従事計画／実績表(実費精算契約)は新しいフォームとなっておりますが、部分完了届の様式11には旧フォームでの計画・実績表が添付されています。 どちら、部分完了届には、旧フォームでの従事計画・実績表の作成が必要でしょうか。 また、精算時に提出する従事計画・実績表についても、旧フォームでの作成が必要でしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 部分完了届の様式11にも精算時に添付するものも新様式の「業務実施者の従事計画・実績表」を添付ください。部分完了届様式11は修正済です。	○

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:【機構外・質問受付窓口】コンサルタント等契約10月度施策について (<https://forms.office.com/r/T12KWRtZB8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外 /

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払込等)	8-15-3	ガイドラインと直接に関係ないかもしれません、が、一般業務費、機材費の中間精算制度がなくなった理由はなんでしょうか？ 業務実施での3ヶ月～4年案件でも支払った上で精算できないのでしょうか？ 終了後の精算の場合、案件当初の担当者が交代したり、資料取り寄せなどがむずかしくなることも考えられ、手間つかりすぎる可能性もあります。	精算確定までの時間を大幅に削減することにより、精算業務の迅速化・合理化を図ることを目的とし、抽出検査を導入し一般業務費の精算確認方法を変更しました。本変更に伴い「支出実績中間確認制度」を廃止しました。詳細は以下リンク先を参照して下さい。 https://www.jica.go.jp/resource/announce/information/20230330.01.html	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払込等)	8-15-4	コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン2024年2月、P5「複数回の研修・招へい事業がある場合に、これら業務をまとめて1つの契約とする」とあります。その場合は、各回の研修・招へい事業の完了後に部分払込することができます。部分払込を設定する場合には、受注者は支払計画書を作成し、3者打合簿で確認します(打合簿についての研修・招へい事業を係る打合簿事例集)を参照してください。」などとあります、打合簿事例に支払い計画書と3者契約確認する事例がございません。研修の支払計画書の様式はございましてでしょうか、またこちらの打合簿は契約締結後打合簿No.0として確認するものでしょうか。	予算の適切な管理の観点から、各研修終了後に部分払いを原則行うこととし、支払い計画書は不要とします。ガイドラインも追って修正するようにします。	●
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払込等)	8-15-5	機材費ガイドライン(P8、支払い)に記載しております。「JICAが自ら実施する調達では原則100%後払い」とあります。前金払は契約履行されない場合のリスクが発生するため、一定の範囲内に限定してJICA会計細則では契約金額の0%を限度としています。さらに銀行承認等を取り付けるといった措置を取ることとしています。」の記載はございませんので、前金払に関する限りは設けられないといい理解でよろしいでしょうか。	コンサルタント契約における機材調達や再委託においては、受注者によるご判断で支払い条件を設定頂いています。 前金払に関する限度は設けておりませんが、参考としてJICA自ら実施する調達での支払い方法について、コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドラインでは記述しております。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払込等)	8-15-6	3ヶ月分のライセンス料を纏めて支払うことを計画しています。1年ごとに購入も可能ですが、その場合は金額が高価になりますといった趣旨があります。 もし3ヶ月分をまとめて購入した場合、2024年度末に予定されている部分払いの対象に3ヶ月分の費用全てを含められるのが、あるいは3ヶ月分の料金一括で、該当年度のみに在籍する場合でも、前払とした支出が部分払いの対象に含めさせて貰えることができるのかについて教えてください。	部分払いは進捗(業務の一部の完了)に応じた支払いが原則です。これを踏まえ、今回のご照会のケースでは3ヶ月分のうちの消化した期間に応じた分を部分払いの対象としてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	16請求書(インボイス制度含み)	8-16-1	当社の顧問税理士によると、インボイス登録のない外国法人を含むJV案件では、JV/代表者がインボイス登録者であつても、JV全般の請求書に登録番号を記載することは出来ないととの見解であるが、問題ないか？	共同企業体の代表者がインボイス登録業者であれば、JVの請求書はその登録番号を記入していただけますが、社内において税理士の確認を経て記載なしを希望される場合は、記載なしでも受け付けます。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-1	ガイドラインp36(Ⅳ賃貸について、(3)契約書等)にて「賃料200万円未満であれば契約(契約書を代文する書類)の提出は不要です。」=備人や車両、事務所借り上げ等につき、基本月ベースの契約であるが、結果的に200万円超えても添付は不要か？	ガイドラインの記載にあります通り(P36)、契約書等については1件(1契約)200万円以上であれば、契約書(写)を証拠書としてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-2	2023年9月までの公示案件は航空運賃の価格上昇や再委託の為替差損について契約金額を超えての精算が可能な契約であるため補填可能なことを認識しております(統則第14条6(1)(2)) 船舶費、再委託費が契約金額を超過した場合に打合簿、契約変更は必要で精算可能でしょうか。	航空費は打合簿や契約変更是不要で精算可能です。他方で現地再委託費の為替差損は2者打合簿の取り交わしが必要です。 上記に該当する公示案件にて、航空費や再委託費の為替差損について、契約書上で契約金額を超過して精算可としている契約(実費精算の契約)では、超過金額に限らず、変更契約は不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-3	業務実施契約書(調査業務・事業実施・支援業務)第14条、契約金額の精算において、以前の約款では証拠書類原本の10年保管が規定されていましたが現在は原本について記載がありません。原本保管の義務はなくなったのでしょうか？また14条3項にて「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」ある各条項の証拠書類とは、どのような書類のことでしょうか。PDF提出する書類のことを指すのでしょうか。	業務実施契約書(調査業務・事業実施・支援業務)第14条、契約金額の精算において、以前の約款では証拠書類原本の10年保管が規定されていましたが現在は原本について記載がありません。原本保管の義務はなくなったのでしょうか？また14条3項にて「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」ある各条項の証拠書類とは、どのような書類のことでしょうか。PDF提出する書類のことを指すのでしょうか。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-4	一般業務費の確認で、抽出検査対象案件はどのように選定するのですか？また業務実施案件の精算でどのくらいの割合ですか？	抽出検査の趣旨から、これに関する情報を公開することはできません。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-5	<2023年10月以前の公示案件> 再委託費の為替差損についてどうぞ。賃料番号8-17-2で打合簿や契約変更是可能だと回答いただいておりましたが、質問番号7-23-3では現地再委託費および旅費(旅費は支拂うもの)の項目への流れでなく、他の項目から現地再委託費および旅費(航空運賃を含む)の項目への流れでなく、どこ回答いたしました。9月末に定期開催で赴任する客室で、為替差損があり(契約金額は超過しないため)費用開帳で対応できる状況ですか？打合簿は不要でしあがれました。2023年10月以前の公示案件では、いつも為替差損は打合簿を交わしていましたことをあり、改めて確認させていただけますと幸いです。	ご質問は2023/9までの公示案件については、現地再委託費の為替差損の対応は旧ガイドライン適用のため、契約金額を超過するか否かにかかわらず、2者打合簿の取り交わしをお願いします。 質問番号8-17-2については、現地再委託費の為替差損は打合簿が必要な点、回答修正します。なお、航空費は不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-6	特別宿泊単価かかる精算書の必要書類について 実費精算ではなく、設定単価となるいる場合、対象地を証明するのに、ホテルの領収書は必要でしょうか。あるいは宿泊地の証拠として、現地報告書での記載がよいのでしょうか？	特別宿泊単価が設定単価の場合は、証憑は不要で、特別宿泊単価適用の日程を様式8備考欄に記載ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-7	経理処理ガイドラインで特殊備償費や車両間違費用において以下の記載がありますが、ランプサム型の契約の場合は受注側で就労による労務管理や、就労表の取り付けは不要(賃料機構から提出を求められることはない)との理解でよいでしょうか。 <特殊備償費> 日々の労務管理の実績の確認と記録を適切に行ってください。精算報告書に就労表を添付する必要はありませんが、遅延に労務管理等が行われたと客観的に判断される書類(少なくとも雇用者の異動)では記載が必要です。受注者にて保管してください。	ご理解の通りJICAへの提出は不要です。なお、ランプサム契約に実費精算方式が含まれる場合は、実費精算対象分は証憑を提出願います。	/
8. 経理処理ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-1	単独型案件の見積書作成について、ガイドラインp50に「一般業務費は、JICAが業務で必要であると判断する場合に限り、公表において、定額を示して見積書への計上を指示します。」とあるが、主にアドバイザリ業務では、車両借上げの便用供与なしで定額計上での指示がない場合で公示されている。この場合、プロポーザル提出時点で車両借費用はどのように見積書に計上すればよいですか？	一般業務費は、JICAが契約に含める必要があると判断する場合に限り、公示において定額を示して見積書への計上を指示します。 公示に定額計上を指示していない場合は、別途JICAの在外事務所より臨時会計役を委嘱して現地での活動経費をお渡しする(その際はその旨を公示に記載します)か、事務所から直接支払うことで対応します。	/
8. 経理処理ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-2	コングルタルト等契約(単独型)で調査業務料が適用される案件に問い合わせ、応札時の見積書において消費税の記載は必要でしょうか。 「適用する契約約款」 「調査業務料」の契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税引預りと整理しますので、最終見積額において、消費税を加算して精算してください。(全額目録税)	応募時の見積書では、ご指摘のとおり消費税の記載は不要です。様式は修正済です。	○
8. 経理処理ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-3	<上記8-18-1の更正> 以上に件名のように、定額計上の指標も臨時会計役の委嘱についても記載がなく、便用供与で車両借上げなしでなっている場合は、どのように考えればよいのでしょうか？	事務所が直接支払うことを想定していると思われますが、契約交渉でご確認ください。今後、契約に含めない場合は公示に応対方法を明記するようにいたします。	/
8. 経理処理ガイドライン	19精算報告書の電子提出	8-19-1	精算関係のクラウド化については、早急に進めいただけると大変ありがとうございます。	一時期検討しておりました、精算システムの構築は、これまでの精算簡素化による効率および導入にかかる費用対効果を検討した結果、導入しないこととさせていただきました。	/
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-1	新規策では、旧案件も含め航空賃料と現地再委託以外であれば、契約金額全体におさまっているかぎり自由に流用してよいとされています。ということは今後は形式は提出不要といつていいでしょうか？或いは流用の権利の確認として添付が求められますか。その場合も少なくとも参考上限額は必要ないと考えますかがでしょうか？	様式5流用明細は不要です。更新にて削除致しました。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-2	備人や車両、事務所借り上げ等は、基本的に月を単位とする契約です。結果的に200万円を超えても添付は不要となりますか？	月額が200万円未満でも総額が200万円を超える契約は契約書添付は必要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-3	定額計上について、打合せ簿事例集では、予算額の確定(実費)、残額の確定(実費)について千円単位となっていますが、1円単位ではなくよいのでしょうか。	打合簿の単位は千円(千円未満四捨五入)で記載し、一円単位で残したい場合は備考欄に記入ください。 「予算額確定」の打合簿(実費精算方式)では、領収書ではなく現地根拠資料をご提出ください。 「残額確定」の打合簿(実費精算方式)では、打合簿事例集の事例の解説に記載あるとおり、証憑書類(領収書)の添付は不要です。領収書は本体契約精算時に提出ください。予算額/実績対比表は、該当する定額計上のみを作成ください。	経理処理GLではなく打合簿に記入
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-4	①精算報告書について 定額計上消費税打合簿を取り交わしてランプサムにした場合、どのように報告するのでしょうか？QCBSの合意単価について、様式4-10表裏に總額(打合簿で確認した確定額)を入れるだけでいいでしょうか。 一般的に、支払計画書に提出する際は、支払する月の支払額を算出する方法でよいのでしょうか？ランプサムにした費用について、どのように計上するのでしょうか？当該部分払いの対象月までに完了したところまで適宜計上してください。	①ご理解の通りです。様式4内訳書の記載例は以下の通りです。 例:一般業務費 (実費精算分) (支払額:金額分) ②ご理解の通り、合意単価や、定額計上経費も含め、当該部分払いの対象月までに完了したところまで適宜計上してください。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-5	大項目間(報酬と直接経費)の費目間流用については事前に監督課員様へご説明申し上げることになっています。精算時に承認いただいくことの確認が必要になるものと考えますが、特別な様式などありますか。メールのコピーは提出するなどの方法でよいのでしょうか？ランプサムにした費用について、どのように計上するのでしょうか？当該部分払いの対象月までに完了したところまで適宜計上すればよいでしょうか？ガイドラインは様式に反映しないです。	監督課員への事前説明はご理解の通りです。費目間流用について、精算時に必要な様式や提出書類等はありません。事前説明した旨は、月報等でご報告ください。大幅な変更でなければ、月報で報告していただけたのも結構です。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-6	https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guide/consultant/guide_9.html に掲載されています以下の支払い計画書のワードが壊れているようです。 様式4:支払計画書 様式4-1:履行期間1ヵ月超えない(Word/17KB) 支払計画書4-2(履行期間1ヵ月超え、部分払後に前金払)(Word/15KB)	支払い計画書はエクセル様式に変更のうえ、リンクを修正しております。2024年7月3日午後に差し替えを完了しましたので、再度のご確認をお願いいたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-7	ワード改訂版が公開されましたが、様式4支払計画のワードファイル(24074-1, 24074-2, 24074-3)が壊れているようですが、ご確認いただけますでしょうか？	支払い計画書はエクセル様式に変更のうえ、リンクを修正しております。2024年7月3日午後に差し替えを完了しましたので、再度のご確認をお願いいたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-8	一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)の精算報告書について、様式2 経費確定(精算)報告書・内訳詳細は2023年10月以降の公示案件に対応していないようになりますが、ご確認いただけますでしょうか？精算にあたって企画競争(QCBS(ランプサム型含む)の様式4-20 精算報告書)2024年3月版の契約金額精算報告書内訳書を使用してよいでしょうか？	ご指摘のとおり一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)の精算報告書の様式2 経費確定(精算)報告書・内訳詳細に2023年10月公表分以降に対応する様式を追加するようになります。それまでは、「企画競争(QCBS(ランプサム型含む)の様式4-20 精算報告書)2024年3月版」の契約金額精算報告書内訳書を準用してよいお願いします。	●

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsより質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機構別・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T1KwR7zH8>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-9	精算報告明細書についてです。現在は、業務從事者の従事計画・実績表については、「現地/国内」を合算したMM数を記載しております。他方、2023年6月末以前公示分の見積書(精算報告書明細書)の報酬の箇所については、現地と国内のMMを分けて記載する様式となっておりますが、こちらの箇所も実績表に合わせて現地・国内とMMを合算した様式(最新の様式)を利用することになりますが、どうなるでしょうか。	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	21適用範囲	8-21-1	2024年3月28日に公開されました「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年4月追記版))」について、今回の追記事項について、適用時期はいつからになるかご教示いただきたく、以下のいずれになりますでしょうか?	適用時期が明記されるもの以外は「①今後提出する精算書類については2023年10月以前の支出も遡って適用となる。 ②2023年10月以降に発生の費用に適用となる。 ③本日知らせの3月28日以降に発生の費用に適用となる。 ④4月1日以降に発生の費用に適用となる。 ⑤上記4通りの年月の公示案件に適用となる。	/
8. 経理処理ガイドライン	21適用範囲	8-21-2	<上記8-21-1への更問> 先日回答いたしました経理処理ガイドラインの適用時期について社内で共有していたところ、別件でECFA経由で貴機構へ問い合わせさせていただきましたが、継続案件の2023年10月以前の支出に係る精算様式については、遡って新様式への移行は不要との回答をいただいたので改定による変更事項がどこまで適用になるのか混乱しております。 【ECFA経由貴機構への質問】 1) 継続案件において、契約時の適用ガイドラインに沿って精算取り纏めを実施。 2) 2023年10月改定ガイドラインが「全案件適用」とうたわれたため、精算書提出後のコメントにて改定版の精算様式への変更を指示されているケースがありました。 例として、契約時適用ガイドラインでは、「小数点以下四捨五入」であったため、それに沿って作成。 精算書の業務支援チームからのコメントとして、改定ガイドラインでは、「小数点以下切り捨て」であるため、契約当初からのすべてを小数点以下切り捨てで修正。 この認識で正しいかとの問い合わせに対し、 【貴機構からの回答】 昨日ご連絡いたしました、精算書類の小数点以下の取扱いが昨年変更したこと、契約当初のものまで遡しての修正を求めておられる点、部内で確認し、遡及しての対応は不要と確認いたしました。業務支援チーム内でもその旨徹底させていただきました。 との回答がありました。 こちらの回答は3月28日にいたいたいたものですが、4月1日に回答いただきました、①今後提出する精算書類については2023年10月以前の支出も遡って適用となる。 と、反対するものもあり、再度確認させていた次第です。	①本件移行期に当たっている案件のため、今作成いたいたいるもので構いません。	/
9. 部分払いの促進	01 計上	9-01-1	部分払いの一括業務費の上手方法について質問です。様式13:契約金相当額計算書の備考欄には「3)とのみ記載があるのみです。機材費・再委託費と同様に部分払い時に証憑は不要と、別途ご質問させていただく機会があった際にはどうしようか?」シートに記載あります「小賃目ごとに計上すると理解いたします。シートの記載方法としては、各月賃目で支出月の1-1を記載する計上する賃目、月の分け合いで作成する」のでしょうか。それでも毎月の金額を合計し、提出月の1-1を記載する形でもよいのでしょうか。』	御社での管理工数を考慮して相当額算出の内訳がわかりやすく提示されれば問題ありません。ご不明の点があれば当該契約の契約担当課担当者にご相談ください。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-1	2024/6/24説明資料P.13、1.にし、プロボーグ作成時に変更者側で見積根拠を用意するのではなく、JICA指針の経路及び渡航回数に則った見積額が指定されるということでしょうか? あるいは、企画競争説明書において上限額のみ指定され、その上限額内で応札者が見積根拠を用意しなければならないということでしょうか?	後者です。プロボーグ作成者が見積根拠を用意しなければなりません。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-2	6/24説明資料P.13、9.「現行ガイドラインは「発券手数料は、税抜で航空券代の5%を上限とします。」との規定がありますが、2024年7月以降はこの規定自体が削除されるのでしょうか?」	当該規定は残ります。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-3	7/3の公示のQCBS-ランプサム型の企画競争説明書には「払戻不可-定期更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も安価な料金と比べて最も安い航空券、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の賃替対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)として航空券料金の10%を加算して航空券販売額もしくはござい下さい。」とあります。 貴機構の2024年7月以降の公示のQCBS-ランプサム型の見積形態は「見積書(2023年7月公示~2024年6月公示)」となります。企画競争(QCBS含む)の新規案のように賃替対応費用10%が含まれているのでしょうか?	ランプサム型契約は個別に航空券の精算をしませんので、10%を含めて金額で計上してください。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-4	2023年10月改定ガイドラインより、エコノミーで精算していくものの金額を上限としてビジネスクラスの購入が可能となっています。最も安価な航空券を使用するとなった場合、ビジネスクラスの購入は不可という扱いになりますでしょうか?	積算した金額以内であれば、ビジネスのご利用も可能です。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-5	下記2点質問いたしました。 1.貴機構で積算される最も安価な航空券の価格は、どこからの見積もりをベースに算出されるのでしょうか?発券手数料等を含む旅行会社に依頼した場合の価格でしょうか。あるいはインバーネット等、航空会社から直接購入した場合の価格でしょうか? 2.見積算出時に予約できる最も安価な航空券が受注後、最短で予約した場合でも既に予約できなくなっていた場合、その金額はどうなれますか?	1 旅行社が使用しているシステムをもとに確認しています。 2 航空賃全体もしくは契約金額全体の中で調整をお願いします。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-6	最も安価な航空券の使用に伴う賃替対応費用をプロボーグが成時点で算出することから、見積書についても費用を算出できることはよくあります。しかし、HPで公開されている見積書様式は「企画競争(QCBS含む)」の案件の賃替対応費用が算出できるものとなっております。 機械に変更と同時に賃替対応費用を算出するための条件が発生する所思いますが、この場合はプロボーグ作成者側で「賃替対応費用を算出するように適宜更直せり」とあります。 また、一般競争入り込・総合評価落札方式・ランプサム型の場合は賃替対応費用10%はどこに記載すればよいのでしょうか?	ご指摘有難うございます。見積書様式修正版を7月31日にホームページに掲載済みです。お知らせは追つて掲載予定です。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-7	7月に導入された最も安価な航空券の利用に関して質問です。 ①今回の改訂内容は 「JICAは、正規割引運賃のうち、原則、精算時点で最も安価なもの(払い戻しや日程変更ができない等条件が厳しいもの、双方もしくはいずれか不可のもの)が該当との想定」(以下最も安価な正規割引運賃)で上限額・予定価格等を算算。 ②本施策に伴い、企画競争案件の見積書の様式が変更されている(航空券小計+賃替対応費用10%=航空券総額となる)。 ③一般競争入り込/QCBS(ランプサム)案件の見積書様式には変更はなく、従来の様式を使用することとなっています。 企画競争、ランプサムともに、貴機構の算算根拠が「最も安価なもの」となるのであって、応札者としては「JICA企画競争(標準上限額)の範囲内に応札額をおさめれば、応札者の判断で航空券を選択できる」と理解しております。(10%を算上するか否かも含めて応札者の判断)。 この理解でよろしいでしょうか? ・現在公表されているランプサム案件の条件では、下記の記述を含むのがあります。③であれば、10%加算の様式ではないのですが「加算が求められている」ということでしょうか? 【以下、企画競争説明書からの抜粋箇所】 (1)旅費(航空券料金) ①機械的決算の前提、航空会社を選択いただき、航空券を計上してください。 扶助不可 日程変更手数料の条件で最も安い正規割引運賃を含む最も経済的に考えらる航空券、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の賃替対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)として航空券を見積もってください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。	・ご理解の通りです ・QBS,QCBS、及び総合評価落札方式とともに、ご提案時に航空券に賃替対応費用の要否を検討いただき、適宜ご提案いただければ結構です。なお、賃替対応費用を含める場合の割合は10%でお願いします。 今回のご質問を受けて、企画競争説明書・入札説明書のうち、航空券として以下通り記載を統一させていただきます(次回公示分の2024年9月4日分以降から以下の通り修正するようになります)。 (修正後)航空券について ○旅費(航空券料金)について 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空券を計上してください。 私民不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空券、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の賃替対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)を加算するこれが可能です。賃替対応費用を算上する場合、加算率は航空券の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-8	<上記10-01-6への更問> 上記のとおり、一般競争入り込(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS-ランプサム型案件の航空券箇所の見積書様式を修正しましたが、企画競争(QCBS含む)案件と一緒に競争入り込(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS-ランプサム型案件で見積書に算出する方法が異なっています。企画競争案件は航空券の全体金額に賃替対応費用10%を算出する様式となります。しかし、修正頂いた一般競争入り込案件の見積書は1渡航の航空券に賃替対応費用を算上する様式となっています。 企画競争入り込・機械的決算の場合は、見積書の表記が異なるため、どちらかに統一した方がよろしいかと思いますが、如何でしょうか? この前回の説明会より、貴機構の算算根拠が「最も安価なもの」となるのであって、応札者としては「JICA企画競争(標準上限額)の範囲内に応札額をおさめれば、応札者の判断で航空券を選択できる」と理解しております。(10%を算上するか否かも含めて応札者の判断)。 この理解でよろしいでしょうか? ・現在公表されているランプサム案件の条件では、下記の記述を含むのがあります。③であれば、10%加算の様式ではないのですが「加算が求められている」ということでしょうか? 【以下、企画競争説明書からの抜粋箇所】 (1)旅費(航空券料金) ①機械的決算の前提、航空会社を選択いただき、航空券を計上してください。 扶助不可 日程変更手数料の条件で最も安い正規割引運賃を含む最も経済的に考えらる航空券、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の賃替対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)として航空券を見積もってください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。	QBS,QCBS、及び総合評価落札方式とともに、ご提案時に航空券に賃替対応費用の要否を検討いただき、適宜ご提案いただければ結構です。なお、賃替対応費用を含める場合の割合は10%でお願いします。 なお、今回のご質問を受けて、企画競争説明書・入札説明書のうち、航空券として以下通り記載を統一させていただきます(次回公示分の2024年9月4日分以降から以下の通り修正するようになります)。 (修正後)航空券について ○旅費(航空券料金)について 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空券を計上してください。 私民不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空券、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の賃替対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)を加算するこれが可能です。賃替対応費用を算上する場合、加算率は航空券の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。	/
10. 最も安価な航空券の使用	02航空券にかかる見積管理	10-02-1	2024/6/24説明資料P.12、4.にし、条件の厳しい航空券を利用していくとしても、履行期間中に航空券や燃油サーチャージの差額を支払うことなく、航空券料金を超過すること基本となり、旅行代理店を過ぎず、インバーネットで現地発券の航空券を利用するこも可とされました。 一方、実業として機場地元ターミナルと日程調整後で渡航していますので、毎回、払戻不可及び日程変更不可の航空券を手配するの非常に厳しい状況でして、自社負担を伴う渡航を増えることを想定しています。自社負担となることについて、貴機構のお考えがあればお教えいただいて下さい。 弊社の航空券は、自社負担渡航経費減として、渡航期間が長期となる変更可の航空券で一度現地に入国した後、比較的の安価な現地発券の航空券(要更可)による渡航を繰り返すことを想定しています。 このように現地発券する場合、全ての渡航の旅費分担報告書を作成することになりますでしょうか?	個別に検討いたします。具体的な事例が発生しましたらご相談ください。	/
10. 最も安価な航空券の使用	02航空券にかかる見積管理	10-02-2	2024年の経理処理ガイドライン改訂により、可能な限り安価な航空券で渡航すること基本となり、旅行代理店を過ぎず、インバーネットで現地発券の航空券を利用するこも可とされました。 一方、実業として機場地元ターミナルと日程調整後で渡航していますので、毎回、払戻不可及び日程変更不可の航空券を手配するの非常に厳しい状況でして、自社負担を伴う渡航を増えることを想定しています。自社負担となることについて、貴機構のお考えがあればお教えいただいて下さい。 弊社の航空券は、自社負担渡航経費減として、渡航期間が長期となる変更可の航空券で一度現地に入国した後、比較的の安価な現地発券の航空券(要更可)による渡航を繰り返すことを想定しています。 このように現地発券する場合、全ての渡航の旅費分担報告書を作成することになりますでしょうか?	上段の質問については、契約金額内で工夫頂き、契約金額内に収まるようにご対応いただきたく、よろしくお願いします。各渡航で、日程変更が有りる場合は、変更可能な航空券(現地発券や格安航空券等)などを検討いただけるよう、お願いします。 下段の質問については、他業務との航空券の分担がなければ、旅費分担報告書は不要です。今回の件も、他業務との分担がなければ、ご照会の現地発券の航空券を利用される場合でも旅費分担報告書の提出は不要です。	/
10. 最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-1	①一般業務費の旅費・交通費で日本から業務対象個人が講師派遣する場合の航空券についても、10%加算・LCCの場合は追加経費等のルールは同じで良いでしょうか? ②賃替対応費用の10%を上乗せし契約した場合、+10%分も含めて、契約金額内の他の項目への流用をこなせる理解で間違いないでしょうか? ③業務期間中に賃替対応費用が発生した場合、ランプサム契約であれば精算の対象外という回答がありましたかが、なぜランプサム契約だけ精算対象外なのでしょうか?	①出来るだけ安価なチケットを使ってください ②ご理解の通りです。 ③ランプサム契約した経費は、価格競争を経ているため、精算を行はず契約金額をお支払いすることになります。	/
10. 最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-2	格安航空券を購入した場合、Eチケットが発行されないケースが多く、「Itinerary」「Travel Summary」「予約内容確認書」等をEチケットに代わるものとして受領しています。これらをモチケットとして承認いただけるでしょうか?	Eチケットの添付をお願いしているのは、渡航実績を確認するためですので、それに代わるもの(使用済み半券の類)をお願いします。	/

2023年10月導入コンサルタント等契約関連制度の見直しに伴い、HP上の以下「一般質問受付」Formsよりご質問をいただきました回答は以下のとおりです。
一般質問受付Forms:[機関外・質問受付窓口]コンサルタント等契約10月導入施策について (<https://forms.office.com/r/T18KWrtzHg>)

ウェブサイト掲載情報に今後反映する項目には ●
ウェブサイト掲載情報に既に反映済の項目には ○
それ以外 /

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
10.最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-3	最も安価な航空券の使用に関しては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に示されている「格付／渡航地域別航空券クラスに応じた航空券券料による最も安価な航空券との理解でいいですか？例えば、格付け4星でC地域への渡航の場合はビジネスクラスの使用が認められていますので、この場合の最も安価な航空券とは、C地域の当該国と日本との間の航空便のなかで最も安価なビジネスクラス割引航空券ということになります。	ご理解の通り、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に示されている「格付／渡航地域別航空券クラスに応じた航空券券料による最も安価な航空券になります。」	/
10.最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-1	①発券手数料(税抜)で航空券代の5%を上限は、現地発券・現地購入の航空券も精算対象ですか。 ②国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由する航空券は精算対象国までを一連のチケットとして購入できなかった場合、国内航空券は精算対象となるが、国内空港使用料は精算対象外となる、という理解でいいですか。 ③新ガイドラインに「領収書には、旅費(航空券代、運賃・特定運賃料金加算、航空保険料、燃油特別付加料、空港税、空港税、旅客サービス施設使用料(税抜)、旅費(航空券代、運賃・特定運賃料金加算)の明記(又は添付)されているのが望ましいですが、記載されていなくても同額収録にて精算可能とします。」とあります、これは2024年7月以前の公示条件についても適用されますか。	①対象です。 ②国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由する航空券までを一連のチケットとして購入した場合、国内航空券及び国内空港使用料(税抜)については、航空券の一部とすることを認めます。(経理処理ガイドラインP10) ③適用されます。	/
10.最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-2	<上記10-04-1への更問> 上記10-04-1③について、本変更是、2024年7月以降の公示条件、または打合簿で合意する継続契約から適用されると想っていましたが、2024年7月以前の業務実施契約(技術協力プロジェクト)においても、最も安価な航空券(格安航空券や現地の航空券手配)を購入してもよいという理解で宜しいでしょうか。	領収書に明細がなくても精算対象とする変更是2024年7月以前のものでも適用します。	/
10.最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-3	2024年6月までの経理処理ガイドラインでは、航空券代が精算対象の場合、旅行代理店の変更・取消手数料は、1回の変更につき1回が5%を上限で5,000円(税抜)となっていましたが、2024年7月以降の変更手数料(税抜)についても、最も安価な場合、精算報告明細書の様式「01証拠書類(領収書)」の記述からも、「※旅行代理店の取扱変更手数料/取扱取消料は、1件につき5,000円(税抜)を上限とします。」との記載を削除していただけます幸いです。	ご理解の通り旅行代理店の変更・取消手数料には上限は設けないため、経理処理ガイドラインから記載を削除しております。	○
10.最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-4	<上記10-04-1への更問> 前回の質問、「国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由する業務実施対象国までを一連のチケットとして購入できなかった場合、国内航空券は精算対象となるが、国内空港使用料は精算対象外となる、という理解でいいですか？」 に対し、「国際空港と同程度の空港で航空券が買えるなど、一連のチケットが発券できなかつた場合は、国内移動で当該業務のみを目的としている場合は、居住地からの空路移動を精算対象として認めます。」 とあります。確認したかったのは、「一連のチケットとして購入できなかつた場合」に関する精算対象の内容です。国内航空券は精算対象とよいですが、国際空港使用料は精算対象外です。	国内線と国際線で航空会社が異なるなど、一連でチケットが発券できなかつたとしても、国内移動が当該業務のみを目的としている場合には、居住地からの空路移動を精算対象として認めます。この場合、国際空港使用料も精算対象となります。	/
10.最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-5	<10-04-4への更問> 前回の質問、「国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由する業務実施対象国までを一連のチケットとして購入できなかつた場合、国内航空券は精算対象となるが、国内空港使用料は精算対象外となる、という理解でいいですか？」 に対し、「国際空港と同程度の空港で航空券が買えるなど、一連のチケットが発券できなかつた場合は、国内移動で当該業務のみを目的としている場合は、居住地からの空路移動を精算対象として認めます。」 とあります。確認したかったのは、「一連のチケットとして購入できなかつた場合」に関する精算対象の内容です。国際空港使用料も精算対象となります。	2024年7月のガイドライン改正以前から適用されているルールであるため、2024年7月以前の公示条件にも適用されます。	/
11.本邦研修・招へい契約標準化	01適用対象(継続案件への適用)	11-01-1	継続契約の技術協力プロジェクトにおいて、本邦研修を来年1月に実施する予定です。本体契約には本邦研修に該当する人月を定めており、本邦研修契約時にはその人月を本邦研修に適用する予定であります。7月以降の施設において、事前準備の人月が含まれるようになつたこと、事前準備の人月が固定であるといふことは、本体契約から固定分人月を回すと、本体契約の人月が不足してしまいます。今回の固定人月に不足している分は、新たに計上しても良いのでしょうか。	今回の変更前では、発注者・受注者で合意済みとした、事前準備業務に対する人月も本体契約に含まれているとの理解ですので、そちらは該当する人月は日本体から差し引く必要があります。 7月以降は事前準備分は固定分として研修契約に含めるのが原則であり、合意済みの人月が標準人月に満たない場合には、新たに計上することも可能です。 ただし、該当人月は既に合意済みであることから、それも踏まえて、改めて適切な業務内容、人月についても監督職員と相談してください。	/
11.本邦研修・招へい契約標準化	01適用対象(継続案件への適用)	11-01-2	コンサルタント等契約における実施ガーディアンの改定について、変遷を確認させてください。 本邦研修は從来は本体契約に内包されていたが、2022年4月から消費税の関係で別契約となつたと認識しております。 その後貴機構IPの過去の改正内容を確認すると、2023年4月および6月に細かい改正がありますが、次の改訂が2024年2月となりており、定額計算による本体契約と同時タイミングでの別契約締結、およびランプサム精算計算(現行ルール)がここで初めて記載されています。実際にはこの改訂は2023年10月頃だったと記憶しております。 改訂ありますと、最新の2024年10月以降に本体契約の締結がなされた案件から適用します」と記載があります。最新の2024年10月以降に本体契約の締結がなされた案件から適用します」と記載から、本体契約締結時、発注者による額計算上の差額で技術研修等支援業務実施契約を本体契約の別契約附帯契約として認めた場合、その差額が支拂いの範囲で合意する場合にて確定する「ランプサム方式」を適用することになりました。 必要な経費が契約金額を超える場合には増額を契約する。」と記載があります。 過去の改正の日につきまして、あらためてご確認いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。「本体契約締結時に、発注者による定額計算上の金額にて技術研修等支援業務実施契約を本体契約の契約期間と同じ期間にて締結し、そのリキッドラム及び日程が明らかになった時点にて合算にて研修・招へい詳細計画及び必要経費を確定し、運営料にて費用を支拂う」方程式は、ご理解の通り2023年10月以降に本体契約の締結がなされた案件から適用とされています。また、それ以前の契約でも適用いたぐことは可能とされています。	/
12.第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-1	説明会時の質問で、「現地再委託契約について現在実施中の案件は対象か？」というのがあり、「2024年10月以降に契約するものは対象ですか」ととの回答でした。現在実施中で10月以降に履行期限がくる案件の現地傭人は対象ではありませんか？現地再委託契約は10月以降契約する傭人だけが対象になるのか？それとも契約当初から契約する傭人も対象となるのでしょうか？	適用開始前に、既に契約済みの現地傭人契約や再委託契約については、適用対象外とします(適用開始後に契約変更が生じた場合も含む)。	/
12.第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-2	<12-01-1への更問> ご質問内容： 現地再委託契約について現在実施中の案件は対象か？というのがあり、「2024年10月以降に契約するものは対象ですか」との回答でした。現在実施中で10月以降に履行期限がくる案件の現地傭人は対象ではありませんか？現地再委託契約は10月以降契約する傭人だけが対象になるのか？それとも契約当初から契約する傭人も対象となるのでしょうか？ 回答： 適用開始前に、既に契約済みの現地傭人契約や再委託契約については、適用対象外とします(適用開始後に契約変更が生じた場合も含む)。」 上記回答について念のため追加でお聞きします。適用開始後に新規で契約する現地傭人は適用対象という理解でよろしいでしょうか。	契約管理ガイドラインの41ページに記載のとおりです。「現地再委託契約」同様に10月以降契約する傭人だけが対象になります。すなわち、適用開始後に新規で契約する現地傭人は適用対象となります。	/
12.第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-3	現地傭人の契約書の確認について、1つの契約金額が200万円以上の契約が対象、ということですが、弊社では傭人契約を「1年に1度更新していく形が多いです。」との回答、「1年目は160万円、2年目は180万円」という契約であります。打合簿を提出する必要はない、という理解でよろしいでしょうか？また、1年ごとの契約金額が200万円以上の場合は、同一の傭人であっても、更新のたびに打合簿を提出する必要があるのでしょうか？	ご照会いただいた2件ともご理解の通りです。	/
13.コンサルタント等契約の公示にかかる応募受付の変更	01応募方法	13-01-1	10人以上Partnerから応募書類を提出することになりました。添付できる1ファイルあたりの上限は5MBとのことで、Partnerが複数ファイル5MB以上となる場合は、1つのファイルが5MB以下となるように複数のファイルに分けてから、Partnerから提出する必要があります。または、5MBを超える場合には、ファイルを分割せずに提出できるよう、以前のようにGigapodを通じて提出することも可能なのでしょうか。	5MBを超える場合には分割して提出してください。GIGAPODを通じての提出は出来ません。	/